

第五節 日清・日露の戦争と村々の動向

(一) 日清戦争と村々の動向

明治政府の朝鮮半島に対する進出プランは、明治初年の征韓論に始まる。その後、江華島事件などを経て日韓修好条規（江華条約）の締結によって朝鮮を独立国と認め、清・韓の宗属関係を否定した。やがてわが国は朝鮮半島に進出し、朝鮮の宗主国を自負する清国と対立するようになった。

その後、朝鮮内の対立や抗争がつづき、明治二十七年、農民蜂起を発端に東学党の乱が起こった。それは侵略主義反対をかかげた民族主義運動として南朝鮮全域に拡大する勢いを示した。清国は天津条約の条項を破り、朝鮮に出手したため、日本は明治二十七年八月一日、清国に対して宣戰布告を行つた。

わが国は維新以来、文明開化、富国強兵のために短期間に改革が進められていた。その中で有司專政政治に批判があがり、自由民権運動が展開された。やがて国会の開設となり、富国強兵とか、民力休養とか論議されていたものの、ひとたび、日清戦争が始まると、日本国民の目は戦争にむけられた。そして国民は戦争に協力していった。

近代日本にとってはじめての外國との戦争であり、しかも東洋の眠れる獅子とおそれられた清国を相手の戦争であった。それだけに戦勝の報道の度ごとに、國中は狂喜した。

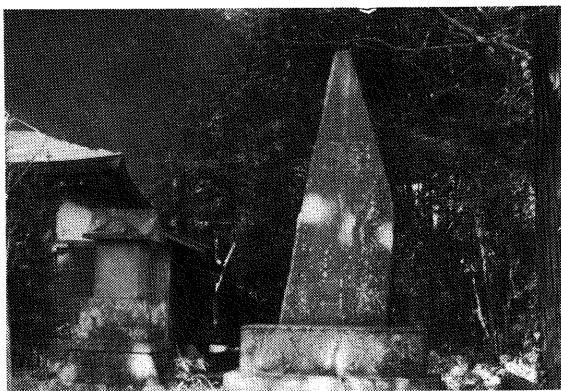
戦争は当然、国民生活のあり方を大きく変えることになった。東庄の村々からも兵士が召集され、出征していく

た。あわせて農馬の徵発が行われ、軍資金の献納や義捐金募集が行われた。さらに明治二十九年三月までに四回におよぶ軍事公債の起債が行われた。

東庄地域では、東大社における従軍者の武軍長久祈念のために、氏子村々から提出された調査名簿（飯田真也家文書）や、征清記念碑などから推定すると、旧町村ごとに二〇名から三〇余名の従軍者があり、東庄全域では一〇〇名をこす人々が動員、召集されていったことがわかる。村の人々はこれらの従軍者たちに餞別金を届け、鎮守に集まり、村境まで見送りに出た。

やがて戦いは日本の大勝に終つた。しかし、この勝利のかげには、この地域でも五人の兵士が戦死した。高橋啓五郎（高部）、宮崎彌太郎（東和田）、野口桂蔵（石出）、鈴木七五三吉（夏目）、山田由松（小南）がその人たちである。そのほかにも、陸軍看病人、あるいは軍夫として従軍して亡くなつた人々がいる。その人々の名も戦没兵士とともに慰靈碑（東大社）に記されている。その中に東庄地域の人として確認できるものに、吉田高次郎、遠藤馬之助の名がみられる。

農馬の徵発については宣戦布告の一か月前の明治二十七年七月には、すでに徵発馬匹の調査は進んでいた、当選馬が選定され、売却や交換の度ごとに届出が出されている（「徵發馬匹交換届」窪谷区有文書）。戦争開始の八月には、徵発が行われ、そのほかの馬も、予備、後備が選定されて、何時でも徵発に応じられるように準備されていた（「徵發馬規約」今郡区有文書）。



征清碑と招魂祠（東大社）



徴召馬規約

なお、徴召馬の必要器具は地元区民の地租割による負担であった。

戦争の激化とともに、増大する国費をまかなうため、軍事公債が起債された。また恤兵資金として、地域の有志による献金運動などが行われた。

戦争は意外といわれるほど、日本が連勝し、ついに明治二十八年四月、下関条約の締結によって日清戦争は終つた。

大陸からは戦争に参加していた兵士が帰還して来た。

明治二十八年五月には村々で戦勝祝賀会が開かれ、帰還した兵士には記念品が送られている。これらの費用のため寄附金がつのられてい（羽計区有文書など）。また神代村では夏見原に二五〇〇人の人々が集つて盛大な戦勝祝賀会が催されたことが、同村巡回駐在所の記録に残されている。また香取郡としては、香取神宮で二十九年一月五日第一回戦勝祝賀会が、郡内の人々によりかけて行われた（高橋正雄家文書）。

日清戦争は日本にとって未曾有の戦いであり、日本の存在を海外に示した戦争でもあった。東大社では有志の発起で記念碑と戦没者の慰靈碑が建立された。

戦後、膨張した予算をまかうために、公債の募集や、登録税の国税編入、営業税の新設、酒造税の増徴、葉煙草専売などが実施されたが、地租増徴はできないままに推移した。しかし、明治三十一年十二月、戦後経営と國際情勢の対策とに腐心した政府は、ついに地租増徴を決定した。当然、それは農村に負担を加えることであつた。農村地帶

では、さらに增收をあげる方法が強要された。東庄の村々では農業生産を増加するため人々は、塩水選種法の実施、新肥料の使用、土地整理法の実施、勧業銀行・農工銀行の利用、農学校、試験場、農会の設立などを通して、少しでも利益を挙げられる方法を進めなければならなかつた。

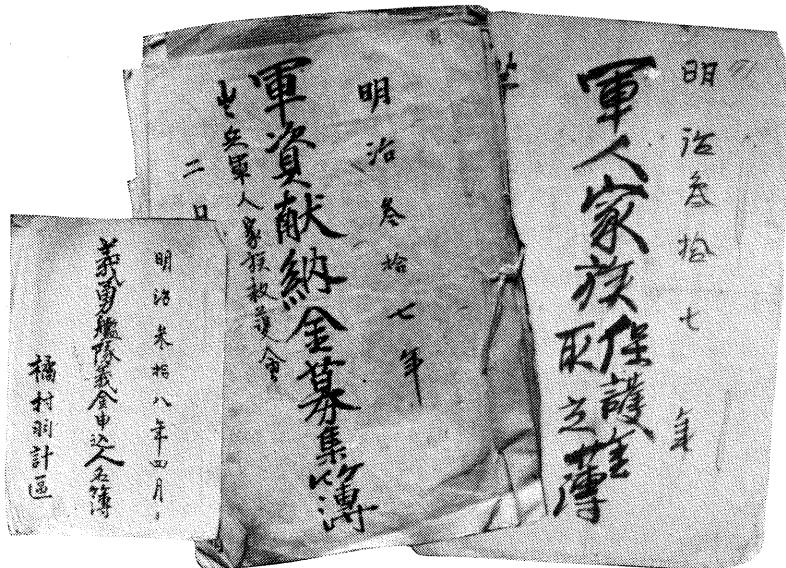
各町村の農会はこうした状況の中で結成されていった。

(二) 日露戦争と村々の動向

日本は日清戦争によつて、中国への進出と朝鮮国支配を強めた。しかしそれは三国干渉を機として中国北東部や朝鮮へ南下を目ざしているロシアと、事ごとに対峙することになつた。一方、日清戦争で敗北した清国に対し歐米諸国は競つて利権を求めた。この中でロシアの南下政策はアメリカ・イギリスも歓迎しない問題であつた。清国内では、このような自分勝手な帝国主義列強の行為に反発する運動がひろがり、特に義和團の反乱が激化した。その鎮圧に、日本もロシアなどの列強とともに軍隊を出動させた。鎮圧後、ロシア軍の撤退問題が直接の導火線となり、日本はついに明治三十七年六月十日、ロシアに宣戦を布告した。ロシアは世界の大國であり、強力な陸軍を誇つていた。この戦争は日清戦争の比ではなく、日本にとっては国運をかけた大戦争であつた。それは国力をはるかに越えた戦争であつた。日本が外債に頼らざるをえなかつたことや戦場で弾丸が不足した事実がそれをよく物語つてゐる。

東庄地域の村々にも兵士の召集が行われた。この戦争中、各村一〇〇名前後の召集動員が行われた。東庄全域では日清戦争の四倍にものぼる四〇〇人前後の出征兵士がでた。

出征兵士の門出には、その親戚や村人がこぞつて見送りに参加した。鎮守の社頭で武運長久を祈願し、村吏をはじ



日露戦争当時の関係文書

明治二十一年十一月一日

自

め、主だった人々の激励の挨拶をうけた。出征兵士たちは郷土の人々に後事をたのみ、村境まで送られて、戦場に向った。

凱旋の際にも、郷里の人々がこぞってその歓迎に出むいた。神代村窪野谷区では、歓迎旗一本、御神酒一升を準備し、区内各戸から、村境まで出迎えに出た。そして、鎮守において歓迎式を行つた。区長と区長代理者が本人宅まで送り込み、木杯壺を記念として贈呈して出征の労をねぎらつたりしている。

戦争中は出征兵士のために、出征兵士家族援護会、従軍奨励会などの会が作られた。一日二厘から二銭の金銭を積み立て、出征兵士の後顧の憂いのないように家族の衣・食の扶助につとめた。羽計区では、大人一日白米二合、子供一合を金銭で援助し、留守家族に毎月一円五十銭、あるいは二円を届けていた。そのほかにも労力奉仕などの援助をつづけた。負傷者や戦死者には、その家族に対しても積極的な援助が行われた。このようにして、出征家族に対しては白米支給、現金支給、労力提供、施療

など村民の負担でさまざまな給付がおこなわれたのである。

開戦後、軍資獻納金の運動がおこされている。生活費を節約して、一日五厘ずつ一〇〇日間積立てて献納したり、羽計区の「義勇艦隊義金」と称して、一四六円を献金しているのをはじめ、その他の地域でも「征露軍人毛布寄贈」などさまざまな形で献金が行われた。

さらに加えて、村々には日清戦争の時と同じように、農耕馬の徵発が行われ、肉用としての牛馬の買いとりもあった。それに付随して、馬糧や藁制品など軍需品の買い上げが強力に進められた。このため、ただでさえ、出征のため人手不足の農村は、容易な事態ではなかつたといえる。そのうえ、大豆粕やニシン粕などの不足と高騰になやまされた。出征軍人の家族に対しては「郷党隣保相扶ける」ことを旗印にし、今までよりも過重な労働で農業生産を維持しなければならなかつた。

そのうえ、地租の重課に加えて、たび重なる国債にも応募しなければならなかつた。明治三十七年十月には、第三回の国庫債券が橘村分担として、二九〇〇円の割当があり、当時の村長飯田助作氏より村民に協力を呼びかけている(岡野秀二家文書)。

このような中にあって、地方行政について、内務省がまず指示したのは、国税の完納を期するために、地方行政団体の財政を大幅に緊縮することであった。そこで地方税の基礎の、地租割、戸数割、家屋税の税率が引き下げられた。このため各府県、市町村の財政は大きく圧迫され、経費を縮小するため、諸費を切り詰めなければならなかつた。とくに、土木事業の中止や、くり延べが行われ、道路の修繕や庁舎、学校、病院の新・改築は中止された。

さらに租税の完納を期するため、各地に納税組合が作られ、日掛け、月掛けで一定額の金を積立てて、税金の完納が図られていくつた。

また戦時下の村々では、出征軍人の送迎に加えて、慰問品の発送や傷病兵の慰問もあり、これは村を挙げての仕事であった。次の慰問状（小南区、海宝精太郎家文書）は、東城村役場から戦地に送られたものであり、当時の様子がうかがわれる。

慰問状

繕三書ヲ致シテ諸君ヲ慰問シ大ニ諸君ノ動靜ヲ詳ニシ、併セテ諸君ガ益々堅強息マサルヲ知リ欣幸何ヲ以テ之ニ喻ヘン、今ヤ陸軍敵ヲ満州ニ圧迫シ、海軍亦一大飛躍シテ奇功ヲ奏ス、諸君ノ偉績更ニ大ナル者アリ、諸君ガ臂ヲ奮ヒ腕ヲ扼スルノ状、眼前ニ在ルガ如シ、余等内ニ在リ後援ノ任ニ服シ失テ諸君ヲシテ後顧ノ憂ナカラシムルヲ期ス、諸君幸ニ之ヲ了セラレヨ、茲ニ再ヒ慰問状ヲ発シ附スルニ近況ヲ以テス

明治三十八年六月 日

村長	鈴木 助治
助役	高木計太郎
収入役	木内 周藏
役場員	青野 勝藏
役場員	向後 倉吉
同	滑川万次郎

近況

地方官吏更迭ナシ。養蚕三四眠ノ交ニ在リ好況。麦作ハ近年稀レナル好況。学校ハ隆盛ニシテ教員増聘ノ都合ナリ。国債ノ応募常ニ四五倍ニ達ス。諸君ノ家族皆恙ナシ。慰問恤兵ノ方法ハ常ニ実行セリ。此頃氣候挿苗モ亦好況ナラント予想ス。余ハ後便ニ讓ル（前村長ハ辞任セラレシモ尚役場事務ノタメ尽力セラル）

殿

こうした慰問品の発送や傷病兵の慰問を行うために、尚武会や軍事義会、婦人会が組織された。特にこの方面で活躍したのは愛国婦人会であった。

愛国婦人会

愛国婦人会は、婦人の自発性を基にした最初の国民教化組織と言われる。同会は奥村五百子が義和団鎮圧戦争の慰問体験から、近衛篤麿の後援を得、閑院宮妃を総裁、岩倉久子を会長、下田歌子を幹部にむかえて、明治三十四年創立された。以後、皇族妃を総裁に、全国に支部を組織し、出征兵士慰問や、戦没者の遺族、傷病兵の援助を行い、日露戦争後も、国民教化運動の中で飛躍的に発展していった。

東庄の村々でも、笛川では明治三十八年二月、香取郡幹事部のもとに愛国婦人会が組織され、六名の婦人によって会費の納入も行われている。五十嵐莊太郎、多田庄兵衛などが、笛川村の委員をつとめ、この活動を助けている。そして、日露戦争の戦時体制の中で恤兵、慰問、遣族救護、講演などの活動が進められている。他の村々でも同じような活動があったことは、会員証などが多く見出されることからもわかる。日露戦争が終って、その数も増加した。

明治四十二年には、終身会員、正会員それに特別・通常・賛助などの各会員を合せて、神代村八〇名、笛川町六一名、橋村八八名、東城村六〇名となつた。これらの婦人会員は救助や教化活動に従事した。

赤十字社

日露戦争の開戦を契機に活発に活動したのに、この愛国婦人会のほかに、日本赤十字社があつた。日本赤十字社は、医師、看護人の派遣、傷病兵の看護をはじめ、傷病者への慰問品寄贈などに活躍した。

明治四十二年の『郡勢一斑』によると、東庄地域でも特別・終身・正社員は、合せて、神代村で一二三名、笛川町で一〇一名、橋村で七六名、東城村で七五名であった。この年の醵金もそれぞれ二六四円、一九八円、一〇八円、一一円となつてゐる。

戦争の終結　国民はいろいろな組織を通じてこの苦難な時代に積極的に対処していった。それだけに、人々の目は戦果へ向けられ、その戦勝の度ごとに狂喜した。旗行列、提灯行列がくり出され、町内でも遼陽占領祝捷会、旅順陥落祝捷会など各所に祝賀会が開かれた。そして明治三十八年九月五日、遂にボーツマス講和条約が締結された。

しかし、この戦勝の陰には、一〇万余の戦死と三七万におよぶ戦傷者があり、東庄でもそれらの人々は一八名の多きにのぼった。村々では村葬義捐金が集められ、官吏をはじめ、郷土の人々の参加のもとに葬儀が行われた。

戦後、各村々では慰靈碑（招魂碑）を神社や寺院などの境内に建立して、その名をとどめている。

明治三十九年には、各町村で凱旋兵士を迎え、慰労会を開いてその労をねぎらっている。その慰労会の費用にあてるために、「祝捷義捐金」を募った史料が各区で数多く残されている。

(三) 日露戦争と郷土

1 産業への影響

日露戦争下の東庄の村々は、財政緊縮のため節約を強要されながら、国債の応募、軍資金の献納運動に応じ、さらに出征軍人家族の救護に労力や金品を拠出していた。そして、農村地帯である東庄地域では、兵士の召集・動員に加え、農耕馬の徵発、買上げが行われ、労働力の不足をきたした。さらに加えて満州からの大豆粕肥料が入らなくな

り、飼料も途絶え勝ちで肥料の不足をきたしたため、自給肥料の生産につとめなければならなかつた。こうした農業經營上の悪条件の中にありながら、戦時下の農業生産の増強がすすめられた。

2 農事改良運動と農会

これを機会に農商務省は、農業政策の中心課題であった農事改良運動の遂行を全国の農会や町村役場にあてて訓示した。その運動の必須要項として次の一四項目をあげている。

一、米麦種子の塩水選、二、麦黒穂の予防、三、短冊形共同苗代、四、通し苗代の廢止、五、稻苗の正条植、六、重要作物良種の繁殖、七、良種牧草の栽培、八、夏秋蚕用桑苗の特設、九、堆肥の改良、十、良種農具の普及、十一、牛馬耕の実施、十二、家禽の飼養、十三、耕地整理の施行、十四、産業組合の設立、

以上のような農業改良の項目が農会を中心に強力に推進されることによつて、戦時農業生産の増強が図られた。それは戦後もひきつづき強化されていったことは、第三節で記述したとおりである。

戦場の兵士に報ゆるためとの合言葉が当時一般的であつた。同時に、巨額の戦時支出のために極端な節約が要求され、経済的にも深刻な情勢の中で農事改良がおし進められたのであるが、ここでは村の人々の勤勉と、村落共同体の強制力にまつものが大きかつた。

当時、静岡県の稻取村などの報徳社による農村改良運動が注目され、日露戦争後の農事改良運動と共に、報徳精神

を基とする地方改良運動が全国的に展開されていった。

(四) 日露戦争後のうごき

巨大な戦費を費した日露戦争のあと、政府の諸政策は、戦時の増税を常時化していく。困難な経済情勢に対処するため、奢侈に流れる風潮に緊縮を呼びかけ、明治四十一年には戊申詔書が発布された。すなわち、「庶政益々更張ヲ要ス。宜ク上下心を一ニシ、忠實業ニ服シ、勤儉産ヲ治メ惟レ信、惟レ義、醇厚俗ヲ成シ、華ヲ去リ実ニ就キ、荒怠相諫メ、自彊息サルベシ」と、国家の発展のために国民の節儉と勤労をよびかけたものである。

この戊申詔書は、一時的な呼びかけとは異なり、教育勅語とともに、その後の人々の生活の基本として位置づけられる意図をもつものであった。人々は積極的に勤勉努力の精神を發揮して、新たに富源を開拓することが求められていった。農村では残されている荒蕪地の開墾が各所で実行された。また、耕地整理、品評会の開催、各種組合の結成が行われ、また戦時中から始まっている農事改良事項の完成が図られた。さらに夜学会、青年会などの教育事業、それに納稅組合、戸主会などの、いわゆる社会改良事業の進展が求められた。

政府も地方に対する國家統制を強化した。明治四十四年には町村制の改正が行われ、郡・県吏員による、村巡視が頻繁に行われた。

さらに、戊申詔書の主旨を全うしてゆくためには、上からの指令だけでは限界があり、どうしても地方住民の自発的な協力をふまえた活動が必要となった。そのため地方改良運動が全国的に展開されていった。そこには公共心の發揮、勤儉力行の奨励、地域の団結が説かれ、その一つの母体として報徳精神の高揚があげられた。一村一家観念、分

度推譲、勤儉貯蓄を基本にした、たくさんの団体が作られた。

東庄においても、行政の末端機関である区では、戊申詔書の意を受けて冠婚葬祭や各種会合の簡素化を議定し、勤儉を申し合せている文書が多い。

一方、地方改良運動を奉戴する団体がぞくぞくと名乗りをあげた。愛国婦人会、在郷軍人会、軍人遺家族保護会、納税組合、貯蓄組合、農会、産業組合、その他各種の実業団体が参加した。そしてそれらの活動をさらに強化する組織として、矯風会、青年会、婦人会、戸主会、夜学会、さらに地域によって、共同救護会などができる。そして村の長老を中心に、個人生活の細かい点にまで関与した活動が展開されていった。次に、それらのうちの一部の例を拾つて見よう。

青年団 もともと、各地域には若者衆とか青年会とか称し、区を中心とした地域的な雑然とした会合はあった。

また、産業や文化活動を目的とした、一部有志的なグループの活動も明治期になつて見られるが、大きな組織として発足したのは、この戊申詔書を受けて社会改良運動の一環として組織されたのがはじまりであった。一町村ごとに支團が組織され、その下に分團を置いた。支團は香取郡青年団の傘下に統括されていた。

神代村では神代支團として、一二の分團をもつて、団員総数一六七名によつて明治四十二年三月に発足した。

笛川町では、根方分團が明治四十一年十月、二〇名の団員で組織され、翌四十二年四月、笛川分團が五〇名で組織され、その翌四十三年五月、鹿野戸分團が三二名で組織、設立された。これら三分團は、その後、笛川支團として多田慶次郎を團長として発足した。

橋村では、同四十二年四月、八分團合せて一二八名の団員によつて発足した。

東城村では、同四十二年四月、夏目分團が一二二名の団員で組織され、その後、ほかの東城村の四分團とともに東

城支団として発足している。

これらの青年団は風紀の改善を図り、学術の研究にとめ、産業の振興を助け、徳操を涵養し、勤儉の美風を養うことを目的とした。青年団はやがて修養団体、奉仕団体の色彩を濃くしていった。

各支団では、講演会、夜学会、表彰、道路修繕、団報発行、視察などを行ない、特に東城青年団では小学校の砂敷き作業に従事している。団員年齢も一五歳から四〇歳と幅がひろく、その団長には地域の有力者、学校の教員、村長などが就任して、官制青年団の色彩が濃かつたといえる。大正五年各町村の支団長をみると、笛川支団長多田慶次郎、橋支団長柳堀六左衛門、神代支団長木内剛、東城支団長青野勝之助がその任についている。笛川を除く三か村は創立当時の村長が、そのまま支団長に就任しているのも、当時の青年団の性格を如実に物語ついている。

これまで、各区ごとに雑然とした集団であったものが、日露戦争の中で、恤兵活動や献納運動、出征家族救護活動を踏まえ、そしてさらに戊申詔書を受け、地方改良運動のない手の一環としてその活動を展開したともいえよう。やがて大正後期には、青年団員自らの手で役員を選挙して、自主的な青年団体制へと移行していく。

戸主会 一連の地方改良運動のない手の一つに戸主会がある。この町でも各地にその活動がみられる(戸主会、婦人会、協同救護会については八木山地域を中心に記述する)。神代村の八木山地域の場合、第一回戸主会を、明治四十四年十一月十五日、高木丑松宅で開催し、次のことを決めていた(八木山戸主会文書。以下、これによる)。

- 一 副産物トシテ繭、芋其他ノ物ハ可成共同販売ヲ實行スル事、但シ本会ヲ重シ、品質ヲ精選シ儀装ヲ一定スルコト
- 二 副産業トシテ、毎戸、可成養蚕ヲシ、及ビ果樹類一定ノ苗木購入シテ植仕立ツルコト
- 三 葬式ハ組合親戚ニ於テ経費節約ノ方法ヲ取ルコト、但シ器械取纏メハ組合ニテナスベキコト

四 戸主会ハ隔月十五日ヲ以テ各番ニ執行スルコト

五 年度決算期ハ一月三十日ト定ム

六 八木山全戸ヲ納稅組合トシ期日前迄ニ納稅總代人ニ持參スルコト

これによつて、戸主会の執行日、年度決算、生活簡素化、殖産活動、納稅方法を規定し、あわせて集合時間の厳守、集会所の整備を話しあつて発足していることがわかる。そして、戸主会の下に青年団や婦人会が置かれ、さらに八木山救護会を中心にして、連携をとりながら活動が進められた。

第三回の戸主会からは、開会において天照皇大神宮の掛軸をかかげ、戊申詔書を捧読し、理事などによる報徳訓の一説が講話された。そして、その後、議題に入るというように、規律のある会合が行われるようになつた。次に第九回までの戸主会の主な内容を略記すると次のようである。

第一回（四十四年十一月十五日）

前記のほかに青年団の決議に同意。

第二回（四十五年一月十五日）

八木山協同救護会并婦人会發会式挙行について。先祖崇拜の觀念を普及するため墓地の整理。青年団基本財産に立木を寄附。

第三回（二月五日）

会頭において天照皇大神宮の掛軸をかけること、戊申詔書を捧読したのち理事が報徳訓の一説を解説することを定める。肥料共同組合を作る。青年会の夜学会の費用負担の返礼に梅木を会所に「栽植」する。青年団の源村の視察。各自分度を守り經濟の方法を改良する目的を以て各自の支出の調査員を撰定した。

第四回（三月十五日）

詔書捧読、訓話のあと模範村（源村）視察談。

第五回（四月十五日）

新盆祭改良事項。道路修繕と分担。

第六回（七月十五日）

婦人会に高机などの寄附が申込まれたことについての取扱いに関すること。

第七回（八月十五日）

天皇陛下御不例に付き婦人会、青年団とともに東大社へ平癒祈願をし、「御玉串」を宮内省へ献上。高部区の戸主会長が視察に來訪。

第八回（十月十五日）

平台青年団の当団への加入申込みの件。青年団基本財産造成のため桐苗植えつけの件。神代支団における学術講習会（第三日曜日）に当分団員を補習教育のため入会せしめること。

第九回（十一月十五日）

肥料組合基本金積立を執行、笛川銀行へ当座預金。救護会永安家資金払戻および貯金の件。道路の改修。善行者表彰式のこと。冠婚分度方法。

婦人会（愛國婦人会とは別） 旧来から行われていた子安講を中心とした婦人の会はあつたが、各地に戸主会などが結成されるにともなって、地方改良運動の一翼として婦人会活動も各地域に登場してきた。特に戸主会傘下の婦人会の組織がみられる。八木山でも戸主会活動の一連の動きの中で、明治四十五年に婦人会の発会式が挙行された。まだ大きな組織としての広い範囲の婦人会ではないが、その動きが始まっていた。その会則から見ると、それは次の

第五節 日清・日露の戦争と村々の動向

ようである。

八木山救護会(後述)の主旨に沿つて、家庭教育、家事経済養護法等を研修充実させることを目的として結成する。姑のなかから選んで、保護員を依頼する。区内の名望者の老人のなかから顧問員を選ぶ。また、正会員の中から徳望の高い婦人三名を挙げて幹事とする。母親としての職務の励行、勤・惰の評定など個々に及ぶ規定を設ける。また年一回の投票によつて善行者一名の表彰をする。このように婦人会は徳操、勤儉の美風の涵養に努めた。

いまだ婦人独自の個々の自主的な活動とはいえないまでも、地方改良運動の一つのない手の役割を果たしている。

協同救護会

以上見てきた、青年団、戸主会、婦人会などの中心的な役割を果たしていたのが、八木山地域では明治四十四年十月成立の協同救護会であった。この会は、全国でも代表的な静岡県の稻取村や、千葉県山武郡源村などへ視察に行つたり、資料をとり寄せたりして、それらにならつて作られたものである。同会は、報徳訓を中心とし、勤勉節儉して貯蓄を行い、教育勅語の実践を図り、区民親睦協和して、分を守り、過大の支出をいため、善行、勤儉、共同救護によつて農家の永安の法を立てるなどを主旨とした。一期を二〇年としてその計画の実践にあたつてゐる。その一つの事業として報徳金の積み立てを行つてゐる。報徳金は善種金^(資)と永安家資金の二つに分けられてゐる。

善種金^(資)は会員余業、節儉よりえた寄附金をもつて、これにあてた。それは恤兵献金、赤十字社寄附、表彰、道路橋梁・社寺修繕への献金、軍人遺族などへの救助金、さらに善行と認める事業、および八〇歳以上の人を待遇する諸費に支出した。その残金は積立てにおいて、会員地購入の資金にあてられた。

永安家資金は、会員分度外積金として、既定の額を、二〇年間を一期として毎年積立てられるものである。この資



八木山協同救護会「善資金」および「永安家資金」の帳簿

金は年限中でも火災、天災、地変や、田畠購入の場合で積金の半額を請求、あるいは善行事業のために半額を請求する者には、協議員会を経て、その請求者に払い渡された。また、興産の目的ある者、あるいは負債ある会員に無利息一〇か年年賦で貸与し、借り受けた人は、一〇か年返済のあと二一年目は、一か年賦を礼金として納めるように規定されている。

こうして、二〇年満期になれば、会員分度外積金は各自に返済、その間買受けた不動産と善種金は各自に返さず、協同救護会の共有財産とした（「八木山協同救護会規則」八木山戸主会文書／などによる）。

また、会員が田畠・山林を売り渡さなければならないような困難な事態になったときは、同会で買い入れ、そして本人の生計が立ち直りしだい、年賦返済をさせて、土地を返付する特別評議も付け加えている。

そして、理事協議員は毎年七月三十日限りで、会員の作付田畠を巡査した。また会員の投票で「精農」「力農」「孝子」「節婦」「義僕」など篤志の者一人に善行賞を与え、その名前を記録して励ました。反面、奢侈、怠農の者に対しても、

委員を選んで忠告した。会員は毎月十五日に総会を開き報徳の道、増産の法を研究したり、勤儉貯蓄などの目的を研修した。

重罪を犯した者や違反者には、会員の停止や退会が規定されていた。他方、共同植樹によつて、家屋建築の際には会員へ資材の提供が図られた。これらの主旨を普及させるため、前記の、青年団、婦人会、戸主会のほか、老人会、母会、処女会などがその付属団体として、組織づけられている。

以上見てきたように、この地方改良運動においては、かなり個人的な生活分野にまで立ち入つておし進められている。すなわち、田畠の巡査や、さらには各戸の収入を算定し、それに応じた冠婚における膳部や嫁入仕度まで、分度方法が規定され、生活の華美になるのを防ごうとしている。

たとえば、次の第91表は年代の記入がないので時代は明確ではないが、世帯名などから明治末期から大正の初期のものと推定できる。全戸数一六戸からの収支書上げのうち三戸分だけを表にしたものである。これによると、自家用といえどもすべての生産物や収入を金額に計上して、農産物でも、反平均ではなく各々の実際の生産高を計上し、その総収入により一等から六等までの階層に分けて、冠婚分度方法を作り、嫁入支度の支出や膳部まで規定している。

このようにして、日露戦役後の経済情勢や社会情勢に対処するために、戊申詔書済発を契機に、数多くの団体の成立やその活動が見られる。それは、前記協同救護会などの地方改良運動に示すように、報徳精神を基本としている。そこには会員が資金を積み立て肥料の購入、山林植樹、開墾、道路橋梁などの修理、興業や負債に充当する事業を中心的に、同じ頃各地に設立の産業組合にも似た機能を果たしてきた。毎月一回の例会で報徳訓の講話などを通じて、至誠と勤労を基とし、個々の所得をもとに消費に限度を加えるなど、分度をもつて生活の基本とし、余力をほかに譲渡

第91表 所得表（八木山戸主会文書所得調による集計の一部）

氏名		A	B	C
第五節	田面積	反 21.100	反 16.000	反 1.101
	畑面積	9.517	8.707	2.000
日清・日露の戦争と村々の動向	米	円 747.500	円 539.500	円 26.000
	大麦	77.500	66.250	7.200
	小麦	15.000	6.000	1.875
	小麥	15.000	7.500	
	菜種			
	甘藷	80.000	44.800	14.000
	陸稻	20.625	11.000	3.440
	大豆	3.000	8.000	
	粟		2.100	
	桑	5.800	19.550	3.400
	桑		13.800	2.400
	他	81.000	16.000	6.400
	蚕		80.000	
	蚕		30.000	
	山林	411.090	100.000	
	繩	10.000	3.000	
	卵	6.000	12.000	3.000
	附米	358.150	37.375	
	そ他	100.000恩転		77.000勞賃
	副業			
	営業			
	収益			
		円 錢厘 1,931.26.5	円 錢厘 996.87.5	円 錢厘 144.71.5

第92表 冠婚分度方法

項目 等級	客1人前膳立	嫁仕度	人員員
1等	80銭	150円	1
2	70	120	2
3	60	100	3
4	55	80	5
5	40	60	2
6	30	40	3

(八木山戸主会文書)

する、いわゆる分度推譲の精神で生活の向上を図ることを目的とした。そして、日露戦争後の経済的な負担の過重の中にありながら、奢侈に走り、ややもすれば資産を減らすなど放縱になりがちな風潮の中で、各種の団体は地域の自発的な力をふまえて、地方改良の一環として、その役割を果たそうとした。

地方改良運動は、さまざまな形で、たくさんの団体を通じて行われ、戦後、強国の一員として富強の基を培養し、戦争を通じてかもし出された举国一致の体制を恒久化し、地方の人々の心を国家のために集結させることにも大きく役立った運動であった。

やがて既述したように、八木山戸主会、青年団、婦人会が、東大社に明治天皇の平癒祈願をし「御玉串」を宮内省へ献上するなどの一連の動きは、当時の社会を如実にものがたっているものであろう。

このような戦後の諸活動は、全体の名のもとに個人的な生活にまで規制を加えるなど、人々の生活にかなり立ち入つてゐるといえる。

このことは、他方では、個人的な芽生えと進展がすすむ中では、当然その変化が求められ、その動きは大正期へともちこされていった。

明治の東庄地域は、大部分が農家であった。

維新以来の近代化に、よりよい生活への解放を期待して、農村は重い地租納入を果たすことにより政府の近代化政策を支えた。そして農村が兵力、労働力、食糧の供給源として国の基となつたことは、東庄地域もその例外ではなかつた。

地域においては、学校建設やさまざまの施設、地租改正をはじめとする近代化の遂行に、また、生産の向上をめざ

す溜池工事等にいたるまで、さらには医療の向上におよぶまで、住民の負担や拠出が大きな力となり、その果たした役割は大きかった。

第六節 大正時代の社会とその動向

(一) 大正時代の郷土のすがた

1 大正のまくあけ

日露戦争の結果、日本は急速に欧州列強の帝国主義に追随し、韓国併合を行い、南満州権益の独占化のために資金を投入した。国際的には日本の地位が高まると共にアメリカ、イギリスとの関係は同盟から対立へのけはいが生じてきたり。日露戦争を契機として日本の資本主義は鉱工業を中心発展し、企業結合や資本の独占化が次第に進んだ。

一方、欧米の制度や文明を取り入れた結果は、国家主義を中心しながらも、社会に対する意識の目覚めを促し、そのため社会問題を複雑にしていった。しかしながら本町では保守的な地域の特性から、政府や県政の方針に従つて、地方改良運動に、そして社会教化活動に、村・部落（区）をあげて努力してきたのである。

2 第一次護憲運動と大正政変

日露戦争が終つて、世界の軍事強国となつたわが国の内政面に国民の側から、変化の要求があらわれ始めた。

大正元年十一月西園寺内閣が陸軍の横車によつて總辞職し、桂内閣（長州藩・軍閥）が成立するや、閥族打破、憲政擁護を掲げる、護憲運動（第一次）は急速に全国に広がつた。

大正二年一月五日付東京日日新聞に、憲政擁護千葉県民大会準備会（千葉町梅松別荘）が開かれ、同月二十日までに県下の主な地方三か所で県民大会を開くことを報道している。同月五日には憲政擁護懇親会・同連合会の発起人打合せ会が築地精養軒で開かれた。翌六日には「閥族打破憲政擁護会の時局問題につき」という議題で各団体連合会幹部会が、同志記者会・浪人会・同志記者火曜会・丁未俱楽部・軍事研究会・日東俱楽部・弁護士有志憲政刷新会および理想選挙同盟会の八団体によつて行われた。石川県、高知市、四国、金沢と連日にわたりて全国各地で県民大会やその準備会が開催された様子が報じられている。

こうした中で桂内閣は、野党（国民党・政友会）の不信任案に対して、議会の停会さらには議会解散で対処しようとしたために、激こうした群衆は議会周辺におしかけ、不穏な情勢となつた。桂内閣は一月二十日總辞職をした。この政変が大正政変とよばれた。大衆運動によつて内閣がたおれたことは大きな歴史上の変化であるといえる。

こうして民衆の力によつて政府を変えられる社会情勢となつたのだが、つぎの山本内閣が海軍の贈賄汚職事件（シーメンス事件）によつて倒れたあと、民権運動家であり早稲田大学の創始者である大隈重信が首相となり、護憲運動は終息した。ついで起こつた第一次世界大戦への参戦によつて日本社会の様相は變つていく。

3 第一次世界大戦と好景気

日露戦争後の歐州列強国の政策はバルカンや中東方面に注がれていた。その中でドイツ、オーストリア、イタリア

の三国同盟と、イギリス、フランス、ロシアの三国協商が対立して、それぞれの勢力拡大や植民地の再分割を要求し合っていた。日本も日英同盟などの関係から三国協商に結びついていたのだが、関心は中国への進出の機会をとらえることであった。

大正三年（一九一四）七月、第一次世界大戦が起り、イギリスから参戦の要請を受けるや、大隈内閣は好機到来とドイツに宣戦布告（八月二十三日）をした。日本は日露戦争後の経済や税制上の問題解決に、そして中国へ進出する足がかりを得る意図で参戦したのである。軍事行動を開始するや十一月七日までにはドイツ領南洋諸島・青島・膠州湾租借地および山東半島のドイツ権益下の地域を占領した。

第一次世界大戦に東庄地域からも何人かの出征者が出ていた。神代村役場文書（東庄町役場保存）に「高千穂艦沈没戦死者慰靈祭の執行」の通知がある。これには、「高千穂艦は、膠州湾外青島附近を哨戒勤務中に水雷に遭遇沈没した」と報じていて。

同艦の乗組員海軍二等機関兵伊藤京次郎の戦死に対し、神代村では、大正三年十一月十八日に村葬を行った。「来賓到着簿（伊藤京次郎村葬）」（神代村役場文書）には、現在の小見川町森山・良文、山田町府馬、干潟町万歳、東庄町四地域の各町村長や学校長、郡会議員、愛国婦人会本部などから来賓として一九名の名が見られる。この大戦に関係する文書としては、神代村役場文書中に次のものがある。

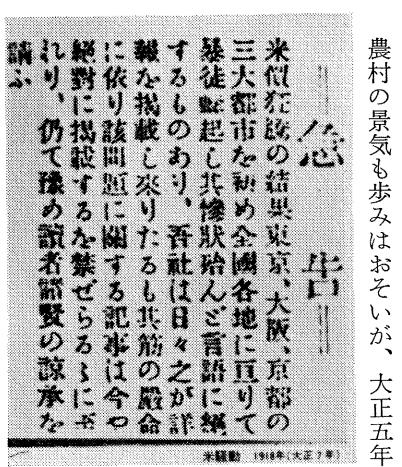
「大正三年十一月七日、対独逸戦々捷祝賀会式辞」、「大正三年十一月十二日、青島陥落祝勝会案内」。

開戦の翌大正四年（一九一五）には、日本は中国政府に五号二一か条におよぶ要求をつけた。この内容は、関東州租借権と南満州鉄道の租借権延長、山東省のドイツ権益を日本のものとすること、中国沿岸の島嶼を諸外国に貸与しないこと、中国政府に、政治・財政・軍事に日本人顧問を置くなどであった。中国民衆はこの日本の露骨な要求に

対して、国辱として激しく抵抗した。

ヨーロッパの戦争は長期化し、膠着状態となつた。大正六年、ドイツ潜水艦の無制限攻撃を理由に参戦したアメリカによつて、この膠着状態は連合国側に有利に展開した。

世界大戦がはじまつたとき、日本の経済は一時的に混乱し不景気は深刻化した。しかし、戦局が膠着化し、連合諸国が戦争に國の総力を傾注しなければならない状態になるとともに、直接戦争の局外に立つた日本は軍需品や日用品の兵站部的立場から、さらには商品供給を断たれた東南アジアやアフリカへの輸出の拡張がなされ輸出は増大した。日本の経済は急速に好転して軍需工業が急増し、続いて化学工業・軽工業と発展し空前の大好況となつた。これで、財産を形成した者を「成金」といった。工場が建設され、拡張されて、職工といわれた労働者が農村から都市へと流出した。



農村の景気も歩みはおそいが、大正五年ごろから好転をしあげた。大正八年には米の暴騰に加え、生糸の輸出が激増して農村の景気を引上げた。しかしこの農村景気の回復の特徴は、地主や富農、あるいは米穀商というような人々には好景気をもたらしたが、「小自作農」や、小作農のように余剩米を持たない者にとっては、物価の高騰が影響してむしろ生活をみじめにしたといつてよい。大正七年の米騒動は富山県の漁民の妻女が起こしたもので、依然としてその影響が残る。その結果、米騒動は千葉県内でもいくつかの事例がみられるようになり、農村の小作農にまでひろがつた。

とにかく大戦の後半には都市も農村も好景気で「成金」と呼ばれる

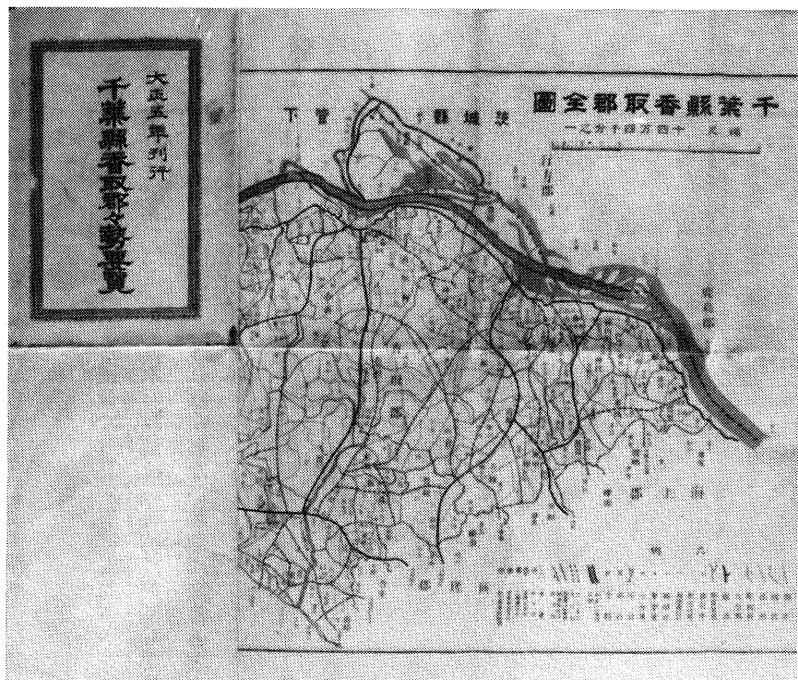
た一獲千金の徒がいたるところにできたのである。

4 農土の生活の実態

大正期における農村経済の変動を、東城村の生産総価額の変化によって追つてみる（生産総価額とは農産・畜産・漁業・林産・工産生産額の合計である）。

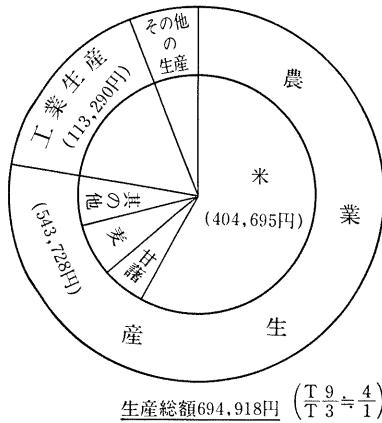
東城村は農業生産額が生産総価額の八〇%前後を占め、農村工業が残りの二〇%前後を補うという純農村である。東庄地域の神代村、橘村もほぼ同様であり、笛川町は七〇%が農業生産額で残りを、工業、漁業、商業生産で補っている。

農産物総額は、年により変るが、米の生産額が最低五四%から七九%を占め、甘藷が最



香取郡々勢要覧（大正5年版）

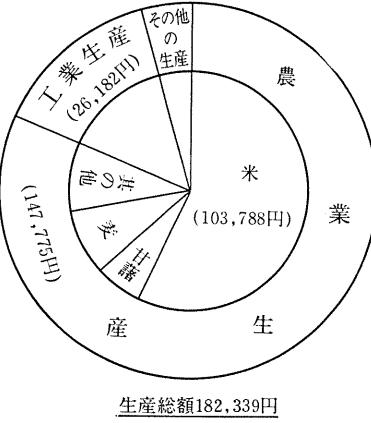
第25図 大正9年・生産総額グラフ
東城村



生産総額694,918円 $(\frac{T}{T} \cdot \frac{9}{3} \div \frac{4}{1})$

東城村統計一覧表(東城村役場文書)
より作成

第26図 大正3年・生産総額グラフ
東城村



生産総額182,339円

東城村統計一覧表(東城村役場文書)
より作成

低七・一%から最高二〇・七%、それに麦生産が六・七%から一三%の割合である。

大正三年、四年というもつとも不景気の時期東城村の大正三年の生産総額は一八万円に落込み、現住一戸当たり平均年額が四一六円(現住一人当たり平均年額六〇円)となつた。生産総額の内訳は農産が八一%、工業生産が一四・四%である。さらに農産額を細分すると、米産額が七〇・二%、甘譜が七・五%、麦産が一〇・六%である。

成金風の吹き始めた大正八年には東城村の総収入額は大正三年の四倍近い六四万円となる。大正九年にはさらに上つて六九万円を超すようになった。この上昇の原因は大正七年に米価が四一円(十月)がさらに同九年には五五円(二月)に急騰したことによる。ほかに生糸の輸出が激増して繭価が大正三年の三六円から大正七年は八一円、同八年には一〇七円になり、農村に好景気をもたらすかに見られたが、この景気は先にも述べたように小規模農家や小作農家の生活をかえつて苦しくした。そのため農地の集約化が進み、小自作農家が

米・麦・甘藷(大正元年～大正15年)

比率 $\frac{b}{A} (%)$	麦(c)			甘藷(d)			現住1 戸当たり (円)	現住1 人当たり (円)	現住1 戸当たり 指數 923円 =100
	作付反別 (反)	総 億 額 (円)	比率	作付反別 (反)	総 億 額 (円)	比率			
	c A (%)	A		d A (%)	A				
70.6	1,660	17,822	10.9	1,139	20,925	12.8	486.1	69.0	53
79.0	1,420	14,323	7.3	1,120	17,371	8.9	563.9	84.3	61
70.2	1,609	15,673	10.6	1,257	11,093	7.5	416.3	60.8	45
75.0	1,746	11,454	8.6	1,246	13,804	10.4	420.8	60.5	46
55.0	1,591	10,599	6.7	1,481	32,783	20.7	459.8	66.2	50
55.0	1,561	19,673	10.8	1,485	25,989	14.2	539.7	77.7	58
54.0	1,570	21,310	7.8	1,507	46,416	17.2	805.1	114.1	87
67.8	1,634	59,426	11.4	1,527	42,756	8.2	1,445.5	212.2	157
74.4	1,800	52,577	9.7	1,735	39,038	7.2	1,561.6	243.4	169
56.2	1,872	48,196	13.9	1,605	56,175	16.2	1,051.5	161.5	114
66.6	1,938	32,748	10.2	1,661	36,542	11.4	1,026.8	161.0	111
63.5	1,959	42,468	11.7	1,808	48,093	13.2	1,163.0	176.0	126
67.3	1,815	31,476	7.0	1,931	81,102	18.2	1,336.0	202.1	145
65.0	1,988	46,421	9.5	1,955	78,672	16.1	1,366.1	223.9	148
70.9	1,945	33,014	8.3	1,974	53,298	13.3	1,202.9	177.7	130
T 7	T 6	T 5	T 5	T 2	T 3	T 9	T 3	T 4	T 3
T 2	T 14	T 10	T 10	T 15	T 13	T 5	T 9	T 9	T 9

「東城村統計一覧」(東城村役場文書)

減少した。都会への出稼ぎや離農が増加する傾向がでた。

東城村の人口の動態を統計からみると、現住人口が大正二年に二〇二人の社会減がみられ、同五年に四五人、同八年には一一三人、同九年には二二八人の激減がみられる。これらの減少の原因を追究する資料がないので確認はできないが、当時の社会情勢から出稼ぎ、あるいは離農と考えることができよう。

大正七年六月の農商務省の調査では千葉県は一般に農民が農業をする傾向が強くなつたと報告されている。

東城村役場文書に、次に掲げる細民救濟米販売の通知がある。

第93表 生産価額変化表（農・工・

年 第六節 大正時代の社会とその動向	畠地 総面積 (反)	生産総 価額(円)	農 総 産 額(円)	物 物 率	工 業 額(円)	生 産 率	米 (b)	
		S	A	A (%) S	K	K (%) S	作付反別 (反)	総価額(円)
元	1,940	212,426	163,705	77.1	37,148	17.5	4,091	115,646
2	1,946	246,408	195,294	79.3	47,192	19.2	3,969	154,414
3	1,947	182,339	147,775	81.0	26,182	14.4	4,014	103,788
4	1,947	184,712	133,239	72.1	42,898	23.2	4,188	99,921
5	2,094	202,308	158,478	78.3	31,503	15.6	4,072	89,981
6	2,094	238,560	182,698	76.6	38,976	16.3	4,098	100,207
7	2,110	355,868	269,961	75.9	65,406	18.4	3,932	145,798
8	2,148	643,247	523,391	81.4	89,119	17.0	3,915	354,874
9	2,237	694,918	543,728	78.2	113,290	16.3	4,081	404,695
10	2,276	467,932	346,266	74.0	88,449	18.9	4,125	194,450
11	2,486	459,998	320,971	69.8	98,027	21.3	4,149	213,858
12	2,503	521,018	364,290	69.9	137,315	26.4	4,161	231,236
13	2,495	602,543	444,836	73.8	141,967	23.6	4,006	299,347
14	2,527	666,676	489,930	73.5	139,813	21.0	4,025	318,388
15	2,592	543,719	399,782	73.5	115,670	21.3	3,970	283,252
年次	最低	T 3	T 4	T 11	T 3	T 3	T 8	T 5
	最高	T 9	T 10	T 8	T 13	T 12	T 11	T 9

(Tは大正の略記)

ハ、本月十六日付県訓令第二四号ヲ以テ訓
令ノ次第モ有之候ニ付、其ノ施設計画及実
行方法ニ關シ通牒儀申渡候間、明二十三日
午前十時ヲ期シ本村得御出席相願度此段及
通知候也

大正七年八月二十二日

東城村長 向後積善代理

助役 滑川萬治郎

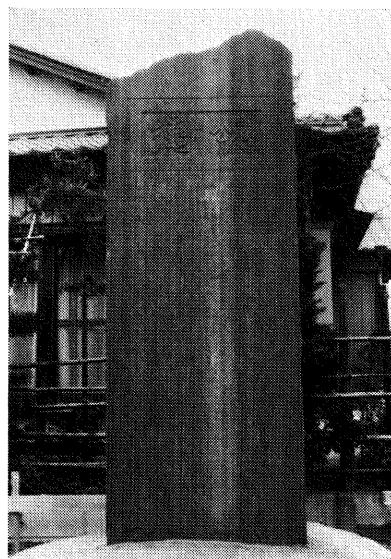
小座区長 岡野祐吉殿

○別紙廉売券乍御手（数）本人へ御配付相
成度及御依頼候也追テ、本日午后五時ヨリ小南、海宝貞藏
方ニ於テ販売

大正七年八月二十五日（後略）

以上の通知文書は、村長代理から、小
座区長に宛たものである。八月二十三日
に困窮者救済の件で打ち合せを行つて以
後、二十五日、翌九月一日、十一日・十

八日と廉売券の配布を依頼している。このことから東城村でも、稻作の端境期には飯米の購入にも困窮したものがあつたと思われる。第93表の生産価額変化表でわかるように、大正七年より農産物の騰貴が起つていて。



向後善藏頌徳碑

笛川町大木戸区字坊内に建立の、向後善藏（現在向後良助家）の頌徳碑文に、「笛川町須賀山の向後善藏は、内務省笛川土木出張所から東京市河港課に勤務した、たまたま、築港修築の工事に笛川の青年を勧説斡旋して現業員數十名にのぼつた」（後略）とあり、当時の出稼ぎの状況を示している。

次に四町村からの「出稼者調査表」（第94表）を掲げる。これは、香取郡長より県内務部長に報告したものである。この調査からは、出稼者のもつとも多かったのは笛川町である。

次に大正初期の貧農の経済生活の様子を述べる。稻の収穫期は十月から十一月にかけてであった。小作農や、小作農家は、秋の米収穫から、肥料代や、借米（前期飯米が、五・六月ごろになると不足した、これを地主から借り受けることをいう）を返済し、それに小作米（五割におよぶ物納）を支払うとその年の飯米にも不足する状態となつた。当時の百姓は、水呑百姓も、五月飯米が持てるようになつたら、一人前の百姓だと言われていた。それ程に小作百姓では、五月まで飯米を持ち永らえることが困難であった。

第95表の「年間米価の変動表、大正期」によると、大正六年ごろからは、最高値が七月から九月の端境期に出るこ

第94表 出稼者調査表

地 域		神 代				笛 川				橘				東 城				
年 次		2	3	6	7	2	3	6	7	2	3	6	7	2	3	6	7	
第六節	大正時代の社会とその動向	单身出稼ぎ者	1	6	1	1	38	41		43	4	12		13	—	1	—	
		家族同伴出稼ぎ者	2	6	3	4	53	58		60	3	12		10	—	3	—	
		同 家 族 数	(13)	(31)	(12)	(13)	(49)		(152)	(11)	(42)		(31)	—	(10)	—	—	
出稼ぎ先	東 大 神 奈 茨 其 の 他	京 阪 川 城	2	5	3	59	57		60	3	15		15	—	4	—	—	
			2	1	1	10	12		13	4	9		7	—	—	—	—	
出稼者職業	農 工 商 の 其 他		3	5	2	91	99		103	7	22		23	—	1	—	—	
			7		2					2				3		—	—	
出稼職業別	工 商 農		1	1	1	22												
	職 船 雇 労 其		4	3	1	59	57	60	60					2	3	—	—	
	船 人 労 動 的		2	5	2	20	24	30								—	—	
	雇 労 其 他		4	4	2													
			2	5	10	12	13	13	7	24	17	21		1	—	—	—	
			5	13	—	9	8	10	13	5	7	14	16		1	—	—	
		解雇後一定職を有する者	2	8	4	5	82	91	87	90	2	7	6	7	3	—	—	
		同 困難な者	1	4	13	—	9	8	10	13	5	7	14	16		1	—	—
		出稼者総数 (計)	3	12	17	5	91	99	97	103	7	24	20	23	—	4	—	—

〔「他府県出稼者報告」 千葉県庁文書より作成〕

とが多い。したがつて農家が、収穫後の保有米の比較的多い時期に米価は安値であつて、小作農のような貧農が、食糧米ら借米する時は高値に不足して、地主か返えされた。僅かの土地を所有する小作農はその土地を手離すことが多かつた。小作農家は出稼ぎによる収入をあてにするか、あるいは離農して、工場労働者になつたといふ。

第95表 大正期年間米価変動表（米穀年度）

(単位 円) (最高 55.00 最低 12.00)

年	月 (月)	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
元	24.00	24.00	23.00	23.00	23.00	23.00	22.00	21.00	21.00	21.00	21.00	20.00	
2	20.00	19.00	19.00	19.00	19.00	19.00	18.00	18.00	18.00	18.00	17.00		
3	16.00	15.00	15.00	14.00	14.00	14.00	13.50	13.50	13.00	13.67	13.00	12.50	
4	13.00	13.00	12.00	12.50	12.50	13.00	13.00	13.00	13.50	14.00	14.00	14.00	
5	14.00	14.50	14.50	15.50	16.50	17.50	19.00	20.50	21.50	21.50	21.50	22.00	
6	22.50	23.00	24.50	25.00	24.50	24.50	24.50	25.00	25.00	30.50	25.00	26.10	
7	41.50	39.56	40.80	41.80	41.00	39.50	37.80	41.36	45.00	46.00	46.50	37.50	
8	48.50	50.00	51.00	50.54	50.55	50.54	50.53	50.52	50.51	50.46	50.46	50.36	50.00
9	36.00	33.00	33.00	32.00	31.00	30.00	29.00	28.00	28.00	28.00	31.00	38.00	
10	41.00	41.00	41.00	37.50	38.00	36.30	34.00	34.75	33.00	40.00	37.00	36.00	
11	29.37	30.37	28.50	28.30	30.10	31.00	31.90	33.20	35.80	35.95	36.30	38.50	
12	34.40	36.36	36.65	37.30	37.20	37.50	38.45	38.70	38.70	38.80	40.40	30.41	40
13	44.90	44.50	41.70	41.70	40.10	40.20	40.90	41.30	43.24	45.25	46.14	45.00	
14	44.50	41.80	38.20	38.60	38.30	37.90	38.00	38.20	40.10	40.20	39.10	37.35	
15	36.73	36.30	34.40	33.30	35.80	36.40	37.00	37.30	37.90	37.80	37.15	37.00	
(昭) (11)	10.60	11.30	11.45	11.75	11.30	11.40	11.60	12.05	12.50	12.55	12.80	12.70	参考 5等米 銚子相場
最高	5	—	—	—	1	—	—	—	1	2	2	4	
最低	3	—	1	2	1	—	—	1	1	1	0	5	

(千葉県統計書)

特に利根川沿岸に耕地を持つ者は、しばしば無の年も多く、笛川町の出稼者はこうした原因から増加したとみてよいであろう。

5 諸団体の活動と農村問題

(1) 地主会の誕生

地主会は大正二年（一九一三）ごろ全県的に誕生した。

明治後期になると小作貧農の自覚が進み、団結と組織力によって、現物小作料の高率な收取に対する闘争がしだいに活発になってきた。この自衛手段として地主会の設立が提唱された。加えて大正二年三月から施行された、県産米の品質向上を目的とする「県営米穀検査」を契機として全県的に地主会の設置が勧奨された（「地主会の活動について」県内務部発行リーフレット、大正二年三月刊）。

東庄地域では橋村地主会（宮沢靖夫家文書）が大正元年八月二十七日に会則草案の協議を行つてゐる。
神代村（上代和男家文書）に大正二年からの地主会の次のような記録がある。

神代村地主会々則

- 第一条 本会ハ神代村地主会ト称シ、村内ニ於テ小作地ヲ有スル地主ヲ以テ組織ス
- 第二条 本会ノ事務所ヲ役場内ニ置ク
- 第三条 本会ハ地主及小作者相互ノ利益ヲ増進スルト共ニ、地方農事ノ改良発達ニ尽力スルヲ以テ目的トス
- 第四条 本会ハ前条ノ目的ヲ達センガ為メ左ノ事業ヲ行フモノトス
一 地主小作者間ノ融和親善ヲ図ル事
二 小作者保護獎励、及小作料ニ関スル事項ヲ協定スル事
三 農事ノ改良ヲ図リ、之レニ關スル県郡及県郡町村農会ノ施設ヲ帮助スル事

第六節 大正時代の社会とその動向

四 其他総会ニ於テ決議シタル事項（後略）

ここに大正二年度の地主会事業報告（上代和男家文書）を抜き書き、要約してみると、次のようである。

- 一 講演会 四月二十五日米穀検査に關し郡地主会より藤崎技手來講
- 一 総集会 六月二十五日大正二年歳入出予算を議決（会員七三名）
- 一 報告 六月二十六日歳入出予算及其他を郡地主会長に報告せり
- 一 評議員会 七月十五日地主会細則協定
- 一 俵裝講習会 七月二十五日各部落の俵裝講習会に技手を派出張巡回教授、講習費を給与
- 一 講話会 九月二十一日より五日間、地主会対小作の親善融和方法、米穀検査施行規則普及（これには米穀生産検査委員、勸業主任、産米改良奨励委員が出席している）
- 一 日用品交付方通知 八月二十五日衡量器、票箋紙交付
- 一 申請函設置、米穀検査中設置
- 一 評議員会 九月二十六日米穀生産検査で甲乙の等級を付するに就、小作米品評会を中止、俵裝料金の交付、合格米乙、乙に対し差米五合交付
- 一 優良小作人表彰 期日二月十一日部落（区）別一名宛（氏名略）
- 一 表彰式執行 参列者役場吏員、村委会員、区長、同代理、小学校職員、地主会員、駐在巡査、米穀生産検査員、産米改良奨励委員、村功勞者、青年団員、在郷軍人会員其の他二百名、賞品斗杓壺個（斗概付）

以上の内容の活動がなされ、引用者傍点のごとく小作者に対するこまか配慮の状況が見られる。

神代村地主会が郡地主会の下部組織であつたことや、表彰式に村長の祝辞もあって、村を挙げてのものであつたこ

とに、本会の、組織づけられた性格がうかがえる。

さらにこの地主会の「細則」をみると、奨励米の交付として、一等米に三升、二等米に二升、三等米に一升を交付することを決めている。「細則」の付記には、「大正三年十二月、小作人会成立ノ旨、同会長ヨリ届出アリ、同会長ハ表彰式(前記地主会)ニ出席セリ」とある。

神代村地主会員は七四名で、内訳は五〇町歩以上二名、三五町歩以上二名、二五町歩以上二名、二〇町歩以上四名、五町歩以上九名、二・五町歩以上二一名、二・五町歩未満三三名である。地主会の存在したことは、神代村のほかの笛川町、橘村、東城村の記録にも見ることができる。

(2) 戸主会

戸主会の設立期日は、各町村によつて異なるが、おおよそ明治四十四年、大正元年に設立されている。神代村桜井区(現千潟町)戸主会記録(桜井区有文書)より発会式における設立主旨を抜粋してみる。

発会式 大正元年十二月二十三日 我が桜井区有志相謀り、一家ノ繁榮、及区村治ハ円満ナル発達ヲ期シ、当区在住戸主ヲ以テ、戸主会ヲ組織シ、本日発会式ヲ集会所ニ於テ挙行ス、出席会員四一名ナリ(中略)

発会式順序左ノ如シ

- 一 式辞(午後一時開会大根幹事之ヲ述ブ)
- 一 一同起立最敬礼会長戊申詔書ヲ奉、誦ス
- 一 来賓祝辞(村長代理、学校長)
- 一 会員惣代答辭ヲ述ブ(大木宗)
- 右ニテ会長式ノ終リタルヲ告ゲ夫レヨリ宴会ニ移ル、以上(後略)

さらに、神代村八木山共同救護会は徹底した会則ならびに組織をもち、今日まで存続しているものである。これの詳細は第五節四（明治期）で述べてあるので省略する。

年代が不明であるが同類と見られるものに神代村大久保戸主会規約（大久保区有文書）・香取郡橋村自治会（戸主会）規則（谷津区有文書）がある。

大久保戸主会規約、第三条には、「本会会員ハ互ニ親睦協和ヲ旨トシ、戊申詔書ノ御趣旨ヲ服膺シ、道義ヲ重ジ、実践躬行ヲ旨トスルコト」とあり。橋村自治会（戸主会）規則は、全村一体のもので、本村の福祉を増進し、自治の改善を図るを以て目的としているとある。このように戊申詔書の精神を体して、村や部落（区）の自治を振興し、一家の経済的繁栄の基盤を、農事の改良と、組合設立による共業化を図り、質素・儉約・勤勉を旨とした日常生活の改善につとめ、社会教化事業を盛んにして、部落共同体の結束を強固にすることを図っている。

大正九年二月、谷津区集会々則（谷津区有文書）には、

谷津区ハ本村ニ於テ規定シタル矯風事項ニ基キ從來行ハレタル各種ノ会合ヲ左ノ通り改正ス

集会々則

第一条 集会ヲ分チテ戸、主会及組合会ノ二種トス

第三条 戸主会ハ区長之ヲ招集シ、産業教育ノ発展ニ関スル研究ヲ為シ、及区ノ施設スペキ事業、区有財産ノ管理方法等ニ関ス

ル協議ヲ為シ、併セテ懇親ヲ計ルヲ以テ目的トス

組合会ハ組長之ヲ招集シ、組合貯金ノ奨励、農事ノ研究ヲ為シ、併セテ懇親ヲ計ルヲ以テ目的トス
（以下略、傍点は引用者）

とあり、戸主会と同主旨の活動を行っている。組合会は戸主会の単位組織として、戸主会の主旨の具体的な実践活動を行っている。

(3) 部落（区）自治組織

町村行政の末端組織としての部落（区）自治体の組織活動は、明治二十二年に行われた町村合併後も、従来の旧村治組織が存続して新制町村の下部組織として継続されたものである。各町村では名譽職として町村長・助役（有給助役は別）とともに区長・区長代理者を、村委会の承認のもとに村長が任命している。

今期の農村における、自治振興ならびに社会事業の活発化を、部落（区）として受け止めて活動を促進した区も多い。神代村窪野谷区・同村平山区・同村大久保区、東城村粟野区などがこれに当たる。これらの区では概ね大正五年ごろから記録が見られる。平山区協議概要を平山区有文書によつて要約してみる。

一 区協議費（協議費歳入出予算書）

1 歳入は戸別割・地租割・縁越金をあてる

戸別割一戸に付一〇銭、地租割一円に付三銭八厘宛

2 歳出（科目を拾う）

会議費（総会・協議会・伍長会の各費）、需要費、衛生費（清潔法費）、勧業費、道路費、消防費

二 活動（歳出費より見る）

1 度量衡内検費、東徳寺事務所費、神社諸費、神社基本財産（初穂米）、道路普請諸費、入（退）隊祝費、消防隊出勤費、衛生費（清潔法・伝染病）、祝祭日費

2 勧業費、農事改良（部落農会補助・害虫駆除・麦奴予防・溜池さらい・諸検査）

3 社会教化（青年団・婦人会・処女会）

4 区有地管理（小作米収納）

以上のような項目の区予算を編成して、部落（区）の自治活動が行われた。これらの様子を東城村における区長会議事項（栗野区有文書）なる記録によつて見ることにする。以下は同文書を要約したものである。

区長会議事項（大正九年十二月）

一 公民的訓鍛ノ徹底ニ関スル件

立憲ノ思想ノ元、自治精神ノ徹底ヲ図ルハ、民力涵養ヲ根幹トシテ
イ 公民教育ヲ盛ニシテ、憲政・自治觀念ヲ養フコト

口 自治講演会ノ実施

八 町村事務報告会ノ励行

ニ 憲法・自治制ノ本義ヲ青年団、一般民ニ理解ヲハカル（関係図書ノ購入）

ホ 紀元節等ニ憲法理解ヲ深メル

ヘ 青年団ヲシテ自治振興討論ヲセシメル

ト 青年団ノ自主自律ヲ促ス

二 実業補習教育ニ関スル件

実業補習学校ノ拡充ヲ図ル、出席率向上、職員ノ確保、季節教授ノ励行

三 社会教育振興ニ関スル件

青年団、婦人会、その他諸施設拡張

社会教育主事設置ニトモナイ関係者、諸団体（青年団・処女会）活動ヲ促ス

四 史蹟名勝天然紀念物保存ニ関スル件

國土愛護ノ心情ヲ涵養スルハ、國民思想ノ根基トスル

2 第一類史蹟、第二類史蹟、（中略）

- 3 町村指定史蹟
- 4 史蹟ノ改廃措置
前各号ニ依ル報告、台帳ヲ調製郡役所ヘ提出スル
- 5 前各号ニ依ル報告、台帳ヲ調製郡役所ヘ提出スル
- 6 講習会
- 五 民力涵養ノ実行ニ関スル件
- 六 各団体ヲ督励シテ実績ノ向上ヲ図ル
- 七 神社財産造成ニ関スル件
- 八 初穂組合設立促進
- 九 國民ノ兵役義務心ノ向上ニ関スル件
- 十 軍隊内務令、軍隊教育令改正ニ即応理解シ、軍民一致ノ実ヲ挙ゲル
- 十一 町村協議費整理ニ関スル件
- 十二 協議費ヲ徵収シテ、水防、火防、土木、農事、衛生等ニ當テタルヲ村費トスルコト
- 十三 町村公共事務ニ関スル件
- 十四 公營事業ノ振興（公益質店など）
- 十五 共済組織ノ誘導ニ関スル件
- 十六 社会生活ノ改良ト安定ヲ目的トスル各種、共済組織ノ発達ヲ促ス
自治振興に關係のある文書資料として次のものがある。
- ・『農村に於ける社会事業の概況』（千葉県社会局、昭和二年九月発刊）
 - ・八木山共同救護会附属婦人会規則 明治四十五年一月（宇井藤司家文書）
 - ・基本財産取立帳 大正五年一月起 東和田青年分團（外二点、上代金吾家文書）

・小貝野保安組合規約 大正十一年十月、小貝野保安組合（小貝野区有文書）

第四条 本組合ハ日常起り易キ各種ノ禍害ニ対シ、隣保相団結シ且ツ関係係官公署団体組合等ト連絡ヲ保チ之ヲ未然ニ防止シ、組合内ノ安全ヲ期スルヲ以テ目的トス

第五条 本組合ノ行ハントスル事業左ノ如シ

一 災害防止並ニ其ノ救護ニ関スル事項

二 犯罪予防ニ関スル事項

三 法令ノ周知実行ニ関スル事項

四 講演会開催ニ関スル事項

五 其他警察署分署管内保安組合、又ハ町村保安組合ヨリ指示セラレタル事項、及本組合ニ於テ必要アリト認メタル事項

以上のように、村や部落の自治体の組織活動は強力に進められたものとみられる。東庄地域に目立つた小作争議も小作人組織も見られなかつたのは、前述の如き部落（区）共同体組織の強固さによるものといえる。

(二) 生活向上発展への努力

1 大戦後の不況

大戦後の不況について、『千葉県議会史』の「国際情勢と日本經濟」の項では、次のように述べている。

このような日本産業の驚くべき発展も戦争中の異常事態がもたらしたもので、戦争が終結すればこの好況も終る。大正七年（一九一八）十一月の第一次大戦の終結は、直ちに商品相場や株価の暴落をもたらした。特にこの傾向は、鉄鋼、染料、薬品の

ように戦争に直接関連あるものに大きかった。(中略)大正八年十二月には一時的に景気が恢復した。これはアメリカの好況と、歐州諸国が戦後いまだ産業経済の面で復旧していかなかったことに起因する。国内ではこの時期に商品投機や株式投資熱と企業熱がたかまり、企業拡張が行われた。

大正九年(一九二〇)三月、株式市場の崩落にはじまつた反動恐慌が十月まで継続し各種商品株価が暴落した。
この結果、商店・会社の倒産が相次ぎ、これが取引銀行に対する信用不安となって、預金取り付けが各地におこり、人々は銀行に行列を作つて預金を引き出そうとした。政府はこの異常事態に対して日銀信用と預金部資金を動員して救済融資対策にのりだした。

この後アメリカにも恐慌が発生し、世界的な不況ムードに発展し、物価が下落していった。このため日本の輸出は激減した。
こうして日本の経済は慢性的な不景気におち入つていったとき関東大震災が起つた。この大震災が、日本経済の中枢部にある東京、横浜の両市を潰滅に近い状態にし、この総損害は四五億七〇〇〇万円にも上つた。

農村経済が大戦中の好景気、戦後の恐慌にどう影響されたかは、先にも述べたところである。戦時景気の場合でも農村全体がわき立つたというようなことはなかつた。県外への出稼者が増加するとともに小自作農家が次第に減少して、小作農に転じた者も出た。こうして大戦後の不況は進行した。

2 流行病とのたたかい

村治関係書(土代克巳家文書)に、大正三年十月、神代村長は村委会に対し、伝染病予防費および隔離病舎費の追加更生予算を提案している。

その理由は、本年八月七日、一人の伝染病患者の発生を見たので、追加予算を決定して治療中に、患者が続出(一

五名)し、経費に不足を生じた。これに加え歐州戦乱のため薬価が暴騰し、薬品費にも不足を生じたので、やむを得ず第二回の予算追加更生を要求したものである。この費用は四五二円であった(大正三年の経常予算のうち伝染病予防費と隔離病舎費の計は一一〇円である。)

神代村駐在所記録(神代村巡回駐在所文書)によると、神代村では毎年、伝染病が発生しており、大正期に入つては、ジフテリヤ、狂犬病、パラチフス、疫痢、赤痢、腸チフスなどが記されている。大正三年には、パラチフス(平山区に発生)や腸チフス(窪野谷区)の発生がみられる。これが前述の神代村長の追加更生予算に該当するものである。

さらに新聞紙上(県立中央図書館新聞資料)に表われた衛生の記事を見ると、県下では伝染病が毎年のように流行したことかわかる。以下にその状況を書く。

大正元年七月に赤痢病ほか、伝染病状況、九月にはコレラ病流行のところがあり、屎尿の輸入(移入)を禁止している。大正二年、三・六・七・九・十・十一月にジフテリヤ。九月に腸チフス・赤痢・パラチフス。十・十二月に狂犬病の発生が見られる。大正三年の一・七・八・十二の各月に狂犬病が発生し、四月十五日にはペスト予防上必要と認め、香取郡小見川町大字本郷六七番地の交通を遮断し、遮断区域内の住民は之を隔離す(四月二十九日解除)の記事がみられ、十七日には「ペスト予防に関する交通遮断区域中字阿玉川五一二番地五二一番地五二〇番地の一部を追加する(四月二十九日解除)」とある。

そして二月・六月・八・十二月に腸チフス、赤痢、ジフテリアの状況報告がみられる。

大正三年より六年までの、千葉県下伝染病患者の発生数と死亡率を示したものが第96表である。

大正七年(一九一八)にはスペイン風邪が大流行をした。このインフルエンザは全地球上に流行したもので、わが国では第一回の流行が八月ごろから起り、十月には東京に発生した。東庄地域では、十一月中旬ごろから流行し

た。東庄地域三小学校の学校沿革誌に次の記事がみられる。
 笹川小学校では、十一月十八日より八日間を、流行性感冒にかかる児童が多いいため休業すとあり、橋小学校では、十三日より十六日迄休業の申請をなす(欠席二二六名)。東城小学校では、悪性感冒流行七日間、臨時休業とある。
 東城村で、大正全期間の死亡原因となつた病氣を、多い順に並べてみると第97表のようである。大正期、東城村には病院一、医師二名がいた「東城村統計書」(東城村役場文書)。

第96表 本県での伝染病患者数

(大正6年12月末現在)

種別	年別		大正3年	同4年	同5年	同6年
	患者	死亡				
赤 痢	219 死 百分率	78 35.3	270 83 30.7	733 260 35.5	484 168 34.7	
腸窒扶斯	297 死 百分率	72 24.2	523 77 14.7	467 103 22.1	524 116 23.1	
実 扶 垣 里 亞	458 死 百分率	137 29.9	473 117 24.7	293 92 31.4	369 106 28.7	
パ ラ チ ブ プ ス	92 死 百分率	12 13.0	76 6 7.9	74 12 16.2	113 7 6.2	
猩 紅 热	16 死 百分率	4 25.0	5 —	10 1 10.0	8 2 25.0	
発 疣 室 扶 斯	45 死 百分率	6 13.3	— —	— —	— —	1
虎 列 刺	患者 死 百分率	— — —	— — —	286 192 67.1	1 — —	
ペ 斯 特	11 死 百分率	10 90.9	— —	— —	— —	
痘 瘡	患者 死 百分率	— — —	— — —	— — —	— — —	2
合 計	患者 死 百分率	1,138 321 28.2	1,347 283 21.0	1,863 660 35.4	1,502 399 26.6	
ワ イ ル 氏 病	患者 死 百分率	218 73 33.4	335 67 20.0	452 125 27.6	192 49 25.5	

(「千葉県衛生統計書」から作成)

第97表 死亡原因別統計
(大正全期 東城村)

死因(病名)	死亡員数
脳膜炎	一〇二
肺炎	七七
脳充血・脳出血	七二
肺結核・結核性疾患	七一
心臓疾患	東庄町の医師(大正より昭和にかけて)
衰弱	六二

本町における病院・医師・薬局の状況は資料が無いため明らかにすることができないが、医師木内勝男氏(神代小学校校医)の調査によれば、大正・昭和初期にかけての医師および医療施設の状況は第98表のようである。大正初期の町村の衛生対策を「神代村事務報告」(上代克己家文書)では、次のように書いている。

一 春季清潔法は四月六日より十三日迄、秋季清潔法は十一月二十六日より十二

第98表

橋	川 笹	代 神	地区	医 师 氏 名		診 療 科 目	診 療 期 間	住 所(字)	生 年 · 没 年		木内勝男氏調
				医 师 氏 名	診 療 科 目				生 年	没 年	
浅田及川	野石林須藤平野	佐伯佐伯	木内	木内勝男	眼科・内科・花柳病	明治より大正	東和田	明治四・七・五	昭和七・二・七	昭和八年より現在	老衰
靖彦眞亮柄	毛林須藤良順	佐伯	木内	佐伯勝男	眼科・小兒科	昭和より大正	東和田	明治三八・二・二五	昭和七・二・一	昭和より大正	老衰
不明	清誠二	佐伯	木内	佐伯救	眼科・内科・外	昭和初期より	大久保	明治元・一・一	昭和一二・一一・一	昭和初期より	老衰
(大正期か)	(大正期か)	大正より昭和期	大正より昭和期	大正より昭和期	明治二八・一・一	明治一二・一〇・七	浜西浜東大木戸新切	明治一二・一・一	昭和三九・一二・二六	明治より大正	老衰
石羽出計	明治四一・七・二五	明治三一・一・一五	明治三四・一・一五	明治二四・一・一五	明治二三・四・三	昭和五一・一二・一	浜西浜東大木戸新切	明治二一・一〇・七	昭和七・三・八	大正より昭和	老衰
	昭和三九・一一・二六	昭和五六・四・二六	昭和五六・四・二六	昭和五六・四・二六	昭和五六・三・八	昭和五六・三・八					

城 東	多田 常蔵 石橋 玄伯	内科・小兒科 内科・一般	大正より昭和 明治より大正	宮 本 宮 本	明治三八・一〇・四 明治六・二・一二
	和田伊四郎 和田栄三郎	内科・産婦人科 内科一般	明治・大正・昭和 大正より昭和	大正 八・一・二八	大正八・一・二八
	遠藤孝三郎 歯科	(大正期)	小 南 小 南	明治一九・一・一二 明治三一・一・二二	昭和三一・七・七 昭和五一・一二・三〇

月三日まで、全部執行を了した

二 公種痘は、一期・二期に分けて行い、善感・不善感を検診した、私種痘なし

三 二名の幼児喉頭格魯布に罹った旨、主治医より届出に付消毒法を執行

四 大日本私立衛生会に於て、コレラ病予防衛生講話会を森山村、笛川町で開催するので聽講勧誘を各区長にさせた、コレラ予防心得を各戸に配布した

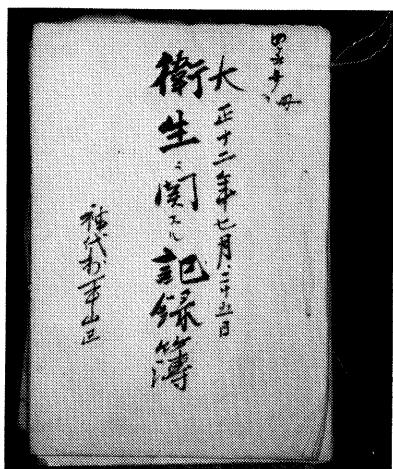
五 ジフテリヤ血精を備置し、しばしば応急の措置に供した

六 第八回トラホーム講習会を開く

七 本県訓令甲第二六号に依り肺結核予防の為、吏員の健康診断を行う

大正期には、今日では全く見ることができない、ペストや天然痘の流行から、死亡率の高いとされたコレラのほか、赤痢、チフス、ジフテリアなどが流行し、国や県では防疫体制をしいたことがうかがえる。神代村の行政報告にみられるように、天然痘に対しては、種痘による免疫性を、ジフテリアに対しては血精を用いるようになり、急性伝染病に対してもかなりの医学の進歩がみられる。しかし農村における衛生思想は低く、衛生環境も不良であった。公衆衛生の向上のために講演会や幻燈会などが行われ、病気予防のためにパンフレットが配られたことがわかる。これには農村の衛生環境の悪さが原因となつた、慢性伝染病の結核・トラホーム・寄生虫病などが農村衛生の問題とされ

大正十二年七月二十五日
衛生関係記録簿



衛生関係記録簿（大正12年7月25日）

ている。これらの対策として、大正三年にトロホーム予防協会が設立され、同八年にはトロホーム予防法が制定された。結核予防についても、大正二年に結核予防協会が設立され、同八年には結核予防法が成立している。ツペルクリン反応の応用もこのころから始められた。大正の初期は急性伝染病対策に、そして大正後期は慢性伝染病対策にと進められたことが知られる。

3 農業生産向上のための努力

(1) 水田耕作

大正十一年（一九二二）『千葉県要覧』（笛川町役場文書）に「本県農業の生産額は、本県総生産額の平均六割に達せり。農家戸数は、」として数字を示している。これを比率で示すと、自作は二五%、自小作は四三%、小作は三二%で、農家総戸数は一六万七〇七〇戸である。これは県下総戸数の六八%に当たる。農家一戸の平均耕作地は一町一反余である。東庄地域では自作一六%、自小作三九%、小作四五%であり、農家戸数は全体の七〇%を占め、農家一戸の平均耕作地は一町三反である。耕地面積は、田一四八一町三反余、畠八八五町八反余である。

農産物のうち、米の産額がもっとも多い。米の生産の増加のためには耕地整理による耕地の改良が明治期に引き続き行われた。米作改良のための品種の統一に採種田を設け、これより得た種子を各農家に配布することが試みられている。大正元年十一月には産米改良奨励委員の担当区域割が郡長から出されている。本町でも各区に一ないし二名の委

員が定められた。明治以来、引続き農会が農業振興の中心的役割を果たしている。県農会・郡農会、町村農会、部落（区）農会と継の系統をもって、県の農事に関する諸施策が実践されてきた。稲作三要項と言われる種畑塩水選、短冊苗代、および正条植を励行した。そして肥料の改良、農具の改善、害虫駆除、馬耕競犁、俵装改良、巡回講話等、米作の改良に当たっている。

大正五年二月（大正四年度）「神代村事務報告」（上代克己家文書）には、第六勧業の項に次のことが書かれている。

- 一 冬季害虫駆除予防ノ為、畦畔及堤塘ノ雜草ヲ燒却シ、又ハ散乱セル稻葉等ヲ密閉スル等當業者ヲ獎励シテ実行セシメタリ
 - 二 稲作要項（前出）中、短冊苗代及正条植ハ普ク実行セシメタリ
 - 三 害虫駆除ハ共同一致以テ□□ノ勵行ヲ為シ成績大ニ佳良ナリ
 - 四 麦奴予防ハ冷水温湯浸法ニ依リ全部督励実行セシメタリ
 - 五 米麦作立毛品評会、堆肥、桑園及蔬菜、果実、繭ノ品評会ヲ村農会ト協力シテ執行シタリ
- 以上の記述は大正期を通じて、事務報告に表われる記述である。
- 次は大正七年に、村長あるいは町村農会より各区長宛に発送した、農事関係通知文の標題を整理したものである。
- 大正七年（東城村）
- | | | |
|-------|--------------|------|
| 五月 七日 | 麦作競技会出品通知 | （農会） |
| 同 一〇日 | 苗代建札短冊苗代実行督励 | （村長） |
| 同 一二日 | 千葉郡農会甘諸苗斡旋 | （農会） |
| 同 二九日 | 害虫駆除予防日割通知 | （村長） |
| 七月 一日 | 水稻除草実地指導 | （農会） |
| 同 二五日 | 支那直隸白菜種無料配布 | （農会） |

耕地整理施行状況

有地面積		工事費予算 計	平均一段歩整理予算	
原野	其他		総面積ニ対スルモノ	田畠其ノ他ニ対スルモノ
(町)	(町)		(円)	(円)
658.2737	13,010.8444	1,737,363.451	11.257	13.291
671.4141	13,474.4935	1,442,125.575	11.389	13.41
1,475.9900	14,473.0911	1,964,558.150	12.340	13.574
1,871.4608	16,493.8904	2,147,885.585	12.054	13.022
2,307.3528	19,256.6300	2,455,726.733	11.911	12.753
2,284.6	19,843.5	2,522,858	12.10	12.95
2,436.4	20,354.4	2,713,116	12.45	13.33
2,582.9	21,376.9	3,393,784	14.79	15.83
2,673.0	22,060.5	3,835,940	16.04	17.40
2,769.0	22,939.4	4,136,114	16.27	18.03
2,522.2	26,287.4	5,138,548	17.88	19.55
3,029.3	27,944.2	6,087,862	20.21	21.79
3,102.3	28,710.4	6,705,945	21.68	23.36
3,195.5	29,781.8	7,462,293	22.72	25.06

(「千葉県統計書」から作成)

同 同 日 物産展産考出品（銚子）依頼 (農会)
 八月二八日 本田移植稻螟虫駆除督励 (農会)
 九月一〇日 採種烟産種麦配布通牒 (村長)
 同 三〇日 稲作競技会出品勧誘 (農会)
 一二月五日 農産物品評会出品依頼 (農会)
 同 二三日 麦、稻、堆肥競技会賞品状授与式 (農会)
 これら的通知によつて農会の活動がわかる。なお、業務の内容によつて村長名あるいは農会長名で通知が発送されている。

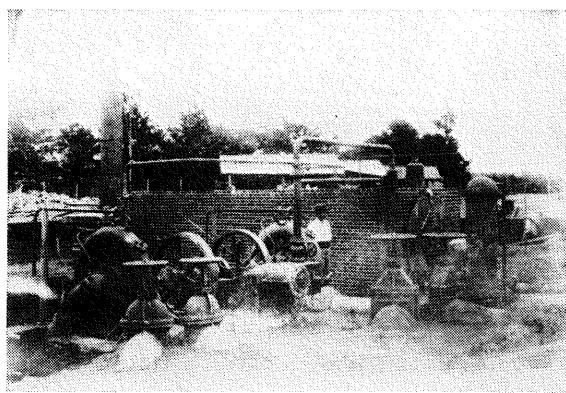
イ 耕地整理

大正十一年発刊の『千葉県要覧』(笹川町役場文書) には耕地整理について次のように記述している。

「本県の耕地整理は、明治三十二年、県農会が模範耕地整理規程を設け、各郡一箇所の模範整理を奨励し、補助金を支出したるに始まる。明治三十九年以降は、これまで耕地整理期成会を組織させ行なつ

第99表 千葉県における

年次	事項 施行箇所			総面積 (国有地を含む)	地区内民	
	旧地区	組合	計		田	畠
大正2年	43	45	88	15,175.6059	9,328.0746	3,024.4751
3年	39	52	91	15,684.4757	9,733.0262	3,070.0252
4年	39	57	96	15,919.6109	9,931.1613	3,065.9328
5年	35	76	111	17,818.4101	11,015.7505	3,606.6721
6年	35	84	119	20,612.9116	12,543.9013	4,405.3619
7年	35	87	122	20,857.4	12,766.6	4,432.3
8年	36	92	128	21,789.5	13,242.7	4,675.3
9年	38	103	141	22,939.7	13,857.0	4,937.0
10年	41	117	158	23,916.6	14,327.4	5,060.1
11年	44	129	173	25,429.3	14,960.1	5,210.3
12年	43	173	216	28,743.9	17,957.0	5,808.2
13年	44	211	255	30,124.7	18,925.1	5,989.8
14年	42	232	274	30,933.3	19,488.9	6,119.2
(昭和1年)	42	249	291	32,084.1	20,341.4	6,244.5



笛川町外二カ村耕地整理組合揚水機場工事

てきたものを、県當に移し、県は工事の監督と補助金を支出した」。
第99表は本県下における耕地整理施行状況である。
東庄地域における耕地整理事業について、これについては本章第三節明治期に詳述されているので、ここ

では概要のみを記すことにする。

①神代良文第一組合は明治四十四年三月着工し、大正四年十一月に工事が完了している。第一工区が神代村十八町歩余で、第二工区が良文村一二町六反歩余で工事を開始し、工事完了時の耕地は合計三四町二反余となつた。

②笛川町外二ヶ村組合は明治四十四年三月着工し、大正六年十一月に工事を完了している。この工事は灌排兼用揚水

機事業を行つたことが特徴である（揚水機は始め蒸気汽閥で行い、後電動機となる）。

（関東大震災復旧補助規程による）。
③橋村北部組合は大正一年一月工事に着手し、大正七年一月その工事を完了している。溜池設置がその特徴である。

耕地整理施行成績を参考のために次に提示しておく。

「耕地整理事業要覽（大正六年三月末現在）」千葉県内務部耕地整理課（第100表）

「耕地整理及開墾事業要覽」（昭和二年三月末現在） 司右（第01表）

第100表 耕地整理事業要覽（大正六年三月末現在）

千葉県内務部耕地整理課

神代良文		香取郡		地区名	
		田		目地	
前		差後	前	面積	
一〇		一六・九三	毛三町	償賣反當額	
一五		七毛	石四円	償買當額	
一、一五		七毛	石六〇円	土地總額	
大豆	大麦	二三・七五	石一七六	反當收量	
一九九	一六九	二三・七五	石二〇八	總收量	
七・九〇	一〇・〇〦〦	二六・九〇	毛一九九	一石當額	
七・九〇	一〇・〇〦〦	六・〇〦〦	石五・五〇〇	總收量	
七・九〇	一〇・〇〦〦	七・九〇	毛一九九	人夫反當額	
		七・九〇	石五・五〇〇	人夫總額	
		七・九〇	毛一九九	人夫	
		七・九〇	石五・五〇〇	面積	
		七・九〇	毛一九九	牛馬耕牛毛作面積	
		七・九〇	石五・五〇〇	面積	
		七・九〇	毛一九九	栽培物	
		七・九〇	石五・五〇〇	上	
		七・九〇	毛一九九	常關揚他設揚費	
		七・九〇	石五・五〇〇	水工置排	
		七・九〇	毛一九九	機事費	
		七・九〇	石五・五〇〇	水經同負	
		七・九〇	毛一九九	負同擔	
		七・九〇	石五・五〇〇	反上田	
		七・九〇	毛一九九	當負同擔	
		七・九〇	石五・五〇〇	上田	
		七・九〇	毛一九九	記事	

第101表 事業完了耕地整理施行地区調査表（昭和二年三月末現在）

種別	地区名	地区			内田畠 其他面積	工事費予算 ノ費用予算	田畠其他 反当予算	年認 月日可	発起施行	組合設立	認可年月日	地事年月日	上記完着分	工事事務了手
		総面積	地区	内田畠										
桶村北部組合	神代良文第一組合	三七・二二一	三七・二六三	三七・二六三	三・四二五〇四五	四、五三、一七〇	三・四二五〇四五	三・七七	三・七七	明治四、三・五	明治四、三・五	明治四、三・五	大正正六、三・三	以登換工上地事年月日
桶村北部組合	神代良文第一組合	三七・二二一	三七・二六三	三七・二六三	三・四二五〇四五	八、六五	三・四二五〇四五	一	一	明治四、三・四	明治四、三・四	明治四、三・四	大正正六、三・三	事年月日
桶村北部組合	神代良文第一組合	一	一	一	大正元、二・三七	一	一	一	一	一	一	一	一	了手
桶村北部組合	神代良文第一組合	一	一	一	大正正六、三・三	区画整理	大正正六、三・三	大正正六、三・三	大正正六、三・三	大正正六、三・三	大正正六、三・三	大正正六、三・三	大正正六、三・三	了手
桶村北部組合	神代良文第一組合	一	一	一	大正正六、三・三	事業終了	大正正六、三・三	大正正六、三・三	大正正六、三・三	大正正六、三・三	大正正六、三・三	大正正六、三・三	大正正六、三・三	了手
桶村北部組合	神代良文第一組合	一	一	一	一	事業終了	一	一	一	一	一	一	一	一

(4) 稲荷入整理耕地維持管理組合（上代金吾家文書）

大正十三年四月七日稻荷入居住組合員総会において組合設立を議決、組合長上代麟五郎、幹事二名は東和田区長官崎忠左衛門に組合の成立を申出している。

この組合は既成整理地（神代良文第一組合）の道路水路橋梁ならびに工作物の維持管理を目的としたものである。

⑤ 東部水利組合

この組合は桶村北部耕地整理組合の水利維持管理組合である。

⑥御料地払下げ運動　御料地払下げについては、昭和十二年五月建立の開田記念碑文によつて、その概要を述べる。

笹川町紛擾の源となつた皇室附属地（沖寄洲）は明治二十八年の裁判により、一應区民一般が小作の権利を得るようになつた。大正九年十月、皇室令第十六号、御料地払下処分令により、從来借用の緣故により出願中のところ、大正十三年十月、許可されたので、耕地を整理して配分することとし、耕地整理法に基づいて耕地整理を行つた。払下地は御料地六一筆合計面積一二九町一反三畝一四歩で、内訳は田反別四一町九反五畝〇八歩、原野反別一五町四反一畝一步、水面積七一町七反七畝五歩で、この払下土地代金は二万六七〇七円であった。このうち配当反別は四四町三反三畝一〇歩で、一株につき九畝一〇歩割を四七五株、一等地より番外地までに分割して配分した。なお、御料地払下地のうち字根岸で、今回売却したものは、田反別五反三畝一六歩、原野反別一町二反一二歩、水面積二九歩であつた。

⑦坊内原払下　明治四十二年四月二十七日、笹川町基本財産として払下げを受けた。坊内原第四七一四番地山林、一二町六畝二一步は明治四十三年三月二十五日開墾届出が出され、以來開墾が進み、大正八年六月には開墾成功地、畑、一二町七畝二二歩となつた。さらに明治三十八年一月六日、笹川小学校基本財産として払下げられた、坊内原第四七一五番地山林、一町八反九畝一四歩は、大正八年一月開墾届出により開墾した。

この開墾土地は二〇二番に小割（一割は六畝前後）として、宅地・畠地として貸出された。
 この後、地目変換や小作者の異動をみたものの継続貸付を行い、終戦後に及んでいる。

口 米穀検査と産米改良

千葉県の稻作は生産量（反当たり）が低かつたばかりでなく、米の品質も満足すべきものでなかつた。県が農会と協

千葉縣	官澤正太郎	産米改良奨励委員嘱託人
大正元年十月三十日	千葉縣知事正位敷三等告森良	産米改良奨励委員嘱託人
	農業試験場	

配布している。同じく十一年には愛國種一石九斗が三〇名に交付されている。

産米改良と同時に進行した施策に米穀検査がある。米穀検査規則は大正二年に出された。当時の知事告森良の諭告を要約すると、

「米は本県物産の第一位を占めるものであるが、収穫後の取扱に欠点が多いために京浜需要地で声価が常に揚らない。乾燥調整依装ならびに柵量等が頗る悪いためである。従来産米改良上幾多の施設經營を加えた上であるから、今後の方途は米穀検査を行うだけである。」と述べている。同年四月に検査所支所、出張所、派出所が発足し、東庄地域にも各町村別に四か所の派出所が設けられた。

大正三年五月に改正された米穀検査規則では、生産検査による玄米は合格米と不合格米とされた。そのうちの合格米は甲・乙・丙の三つに分けられた。精米または県外に移出される玄米は輸出検査で判定され、合格米は一等から五

力して、明治前半以降、害虫駆除予防、稻作三要項、産米改良、土地改良等の施策を進めてきたことは、明治期（第三節）で記述してきた。大正期に入つて、大正元年九月には「産米改良奨励委員規程」を定めて、知事が各町村の篤農家に委員を嘱託して、産米改良に関するとの指導を依頼している。先に産米の改良、水稻種類の統一を図るために、種畠配布規程を公布して、農家に種畠の無償配布を行つてゐる。本町域でも神代村で大正五年愛國種二石を江鳩政之助ほか二八人に配布した。同十年には、愛國種九斗、神力種四斗を三一名に

等に区別された。先に述べた地主会の大正二年度の事業報告にあった、米穀検査施行規則の普及が、これに当たるものである。

なお大正七年三月には、穀物検査規則が公布され、米のほか小麦についても、同様の検査が行われるようになつた。

大正七年度東城村穀物検査派出所より東城村の区長に発した通知は次のとおりである。

七月一日、小麦検査日割通知

九月一八日、本年一〇月三一日迄一重俵裝で受検可

九月一〇日、米生産検査執行日割通知

一二月二四日、産米検査受検組合手当受取証

八月至二九日、空俵検査執行日割通知（区別五日間）

さらに大正一〇年度の「香取郡予算書」（木内勝男家文書）によると次のようである。

第六款第二項勧業諸費

米麦改良奨励費 二七一〇円、これの内訳として

種子購入費二二一九円 塩水撰費一五四円 麦奴予防費三五円（以下略）

このように郡費を支出して、品種の統一のために種畠配布の補助を行つてゐるなど、三つの事業に対し郡農会を通じて継続補助を行つてゐる。

穀物検査方法は大正十二年に改正となり、不合格米の名称を廃して、とかく問題の多かつた、生産検査と輸出検査を一回の検査に改善した。

ハ 農業災害

東庄地域の農業災害を、地域の地形の上から東城村と笹川町を取り上げて述べることにする。

東城村は台地上と干潟地区(椿海)に農耕地を有し、笹川町は通称柘沼耕地と黒部川沿岸に農耕地を有する。気象上からは東城村は旱害の影響を受けることが多く、笹川町は水害、特に利根川の洪水や、塩水害を受けることが多い地域である。

「一反歩収穫高と氣象災害」(第103表)で東城村の稲作災害状況を見るところ、大正五年、六年、七年と凶作が続ぎ、同十年から十三年の四か年が減収であった。ことに大正七年の凶作は激しかった。これは気象上、七月、八月の旱害が、稻の開花期に当たり、被害

第102表 笹川地区における作柄の推移(『大利根用水史』より)

年	作付面積	総 収 量	反 収※	(平均反収)	備 考
明治43	町 274	石 2,740	石 1.150	石 1.000	水害(沼田50町歩を含む。)
44		4,384	2.310	1.600	
大正1		4,652	2.430	1.700	
2		4,439	2.750	1.620	
3		5,206	2.770	1.900	
4		5,069	2.720	1.850	
5		4,110	2.120	1.500	冷氣
6		286.2	3,973	1.980	1.390
7		4,603	2.800	1.610	
8		5,429	2.910	1.900	
9		5,210	2.830	1.820	
10		4,390	2.750	1.530	
11		4,120	2.280	1.440	
12		3,836	2.170	1.340	冷氣
13		4,247	2.350	1.480	黒潮来襲塩害、旱魃
14		4,001	2.590?	1.400	
昭和1	町 2	5,096	2.670	1.780	
2		4,795	2.620	1.680	
3		3,836	2.750	1.340	イモチ病発生
平均		(4,207)	(2,348)	1.547	

笹川町外二カ村耕地整理地「営農実績」

※(反収欄は疑問である。平均反収は筆者算入)

第103表 一反歩収穫高(粳米)と気象災害(4町村)

年次	地域	神代	笹川	橘	東城	気象災害(県史112表より)
第六節 大正時代の社会とその動向	大正元	石 2.020	石 1.537	石 1.737	石 1.781	月・日 4.11 降雹 9.10 台風、高潮
	2				1.999	5.10 降雹 8.27 台風
	3				2.028	8.13~15 利根川出水 8.28~31 台風出水
	4		1.866		1.9038	2.4 低気圧、強風
	5	1.820	1.423	1.766	1.608	1.5 暴風 5、6月旱害 3.18 降雹 7.29~30台風 5.7~8 大陸せん風 7、8日 霖雨
	6				1.486	(6、7月)香取郡下旱害 9.30~10.2 暴風雨
	7				1.263	(7、8月)旱害(開花期) 9.24 台風(晩生開花)
	8				2.146	3.1 浅間山爆発
	9	2.573	1.871	2.393	2.133	9.25 利根川出水
	10				1.704	1.18~19 浅間山噴火降灰 10.8~11 台風
	11	2.124	1.412	1.884	1.843	4.18 降雹 10.8 台風
	12		1.300		1.798	1.3 利根川結氷 10.12 降雹 9.1 地震 10.11 台風
	13				1.853	3.22 降雹 (7、8月)旱害
	14				1.967	3.9~11 黄砂降る 8.17 利根川増水
	15		1.851		2.010	

(「町村統計表」と「千葉県史」より)

一方 笹川町では、大正五、六、七年に台風による水害を受け、特に六年の暴雨による被害は大きかつた。大正十年から十五年の五年間は毎年収穫期に台風があり、冠水の結果、減収となっている。

笹川町の、大正五年八月十六日付の第一回米作収穫

高予想「農商務統計」(笹川町役場文書)には、予想高四

一五二石(反当たり一石九二八五)、前年実収高六一七九石(反当たり一石九一三)、平年作五四八五石(反当たり一石六九八)とされ、その記事

欄に沖耕地水田九三町歩余りは七月二十八日より同三十日にいたる暴風雨のためと、その後の豪雨により度々冠水したため、発育・分蘖共に不良であり、また桁沼耕地陸田二三〇町歩余も同右の豪雨・冷湿のため虫害を蒙つたので、総じて天候不良の結果平年作よりも減収の見込とある。そして、なお近年、米価暴落のため施肥を控えるなども多少の影響があるう、と報告されている。第二回予想では、土用後の高温によつて小康を得たので、予想高を四三八七石（反当たり一石三五八）に引上げている。

先に述べた笛川町外二か村耕地整理（通称陸田）や、昭和二年から実施される沖洲耕地整理は、こうした天災より抜け出すための、永年にわたつての努力である。

農作物の病虫害対策は、苗代害虫駆除予防として、学童により採卵、捕虫が行われ、これを役場が買上げるという方法が、大正期を通じ行われた。被害株を抜き取つて焼くことも行われた。神代村窪野谷区の場合、「害虫駆除報告書」（窪野谷区有文書）によると「二町三反一畝から、一万三二〇本の被害株を抜取つたことが記されている。

神代村予算書（大正元年より同七年迄）には、稻害虫駆除予防費として、毎年螟卵一万箇、一〇円を買い上予算として経上している。大正八年には決算八〇円（予算一六円）とあり、このことから螟虫卵駆除がかなり徹底して行われた様子がわかる。

稻の害虫「うんか」の防除対策としては除虫菊の石油乳剤が使用されるようになり、昭和期まで継続されている。いともち病の発生も農家の大敵であった。昭和三年には、このために大減収となつてゐる（第102表参照）。そのため、チツソ肥料の連用をさけ、ボルドー液を撒布することで予防がはかられた。

第104表 麦作の状況表 大正元～11年

地域	種別	年次	元	5	9	11
神代	大麦	作付反別(町)	86.3	94.8	84.9	94.0
		収穫高(石)	1,968	2,151	1,194	2,333
	裸麦	作付反別(町)	21.7	15.4	25.2	26.0
		収穫高(石)	360	232	177	507
	小麦	作付反別(町)	18.1	26.8	23.2	17.8
		収穫高(石)	236	322	175	252
総 億 額(円)		18,392	11,597	29,629	28,909	
笠川	大麦	作付反別	74.5	64.7	66.8	63.4
		収穫高	1,570	1,327	1,300	1,518
	裸麦	作付反別	12.5	27.0	25.2	50.5
		収穫高	207	460	286	826
	小麦	作付反別	11.5	12.4	10.2	5.9
		収穫高	154	161	106	88
総 億 額		14,574	8,544	32,758	25,286	
橘	大麦	作付反別	124.5	147.2	139.1	147.9
		収穫高	1,983	2,374	1,805	2,834
	裸麦	作付反別	28.2	35.7	38.7	33.2
		収穫高	332	478	516	467
	小麦	作付反別	34.1	54.1	52.0	38.6
		収穫高	375	686	550	451
総 億 額		19,850	17,746	60,467	38,125	
東城	大麦	作付反別	111.6	127.6	143.4	152.4
		収穫高	1,848	1,994	2,476	2,640
	裸麦	作付反別	13.0	5.6	6.4	4.8
		収穫高	155	66	72	62
	小麦	作付反別	17.4	25.9	30.2	36.6
		収穫高	184	281	270	365
総 億 額		14,323	10,621	52,576	28,792	

(2) 畜作

農業生産のうち、米産に次ぐ主要農産物は畑作における、麦作と甘藷作である(第93、104、105表参照)。

麦の生産

東城村における麦生産額の農業総生産額に占める割合を、大正期間を通して

みると、最高は大正十年の一三・九%で、最低は大正五年の六・七%である。この麦の生産を細かく見ると、第104表「麦作の状況表」のようである。主に作られた大麦は、食糧および家畜の飼糧に用いられたもので、作付反別では裸麦・小麦の四倍前後作られ、その収穫量では七倍近くである。大麦の価額も米価同様激しく上下した。大正期間中の最低価額は大正四年、五年の石当たり四円である。大正七年、八年はその三倍以上に上昇し、大正九年には一七円六二銭まで上昇している。麦作の作況推移は徐々に増産されてはいるが、極端な增收はみられない。大正九年の麦作は三種目共に不作であった。

麦の品質検査制度が大正七年より実施されたことは先に述べたが、麦の品質改良のため、県費の支出されたことが、香取郡予算書に勧業諸費として計上されていることからわかる。ここで行われた主な施策は、種子の塩水選、黒穂予防、焼麦の廃止があり、そして乾燥法の改良を励行させたことである。品種の改良のためには、良種の配布を行った。神代村役場文書中に「大麦・穂揃種二斗五升、小麦・相州種一斗を菅谷久治外一〇名に交付」という記事が見られる。麦作耕地の拡張のためには、耕地整理に伴い、二毛作も奨励

合	大麦	作付反別(町) 収穫高(石)	396.9 7,369	434.3 7,846	434.2 6,775	457.7 9,325
	裸麦	作付反別(町) 収穫高(石)	75.4 1,054	83.7 1,236	95.5 1,051	114.5 1,862
計	小麦	作付反別(町) 収穫高(石)	81.1 949	119.2 1,450	115.6 1,101	98.9 1,156

(『千葉県要覧』の「大正期の麦」より作成)

第105表 甘藷生産状況

年次	東城村(統計一覧表より)				笹川町(農商務統計より)				摘要
	作付 反別 (反)	収穫量 (貫)	価額 (円)	貫/反	作付 反別 (反)	収穫量 (貫)	価額 (円)	貫/反	
大正元	1,139	418,513	20,925	367					.050
	2	1,120	347,424	310					.050
	3	1,250	615,954	11,093	493				.018
	4	1,246	547,955	13,804	440				.025
	5	1,481	655,664	32,783	443				.050
	6	1,485	371,275	25,989	250				.070
	7	1,507	421,960	46,416	280				.110
	8	1,527	610,500	42,756	400				.070
	9	1,735	867,500	39,038	500				.045
	10	1,605	561,750	56,175	350				.100
	11	1,661	664,400	36,542	400				.055
	12	1,808	687,040	48,093	380	864	302,400	19,656	350
	13	1,931	675,850	81,102	350				.120
	14	1,955	655,600	78,672	335				.120
	15	1,920	633,600	50,688	330	1,078	323,400	25,872	300

甘藷生産　甘藷の生産は麦と共に畑作物の中心をなすもので、農産物総価額の一〇%以上を占めている。甘藷生産は麦の生産と相補なう形をなしている。大正三年の麦生産価額が、農業生産価額の一〇・六%のとき、甘藷生産価額は七・五%であったが、同四年には麦が八・六%に減少したのに對して甘藷は一〇・四%に増加している。大正五年のごときは麦が不作で六・七%に減じていて対して甘藷は豊作

された。先述の「耕地整理事業要覽」に、二毛作面積として、 笹川町外二ヶ村組合では七町歩、橋村北部組合では四〇町歩が整理後可能になったことが記されている。大正七年より小麦の検査が実施され、大正八年よりは麦作立毛共進会が行われるなど、增收と品質の改良が図られている。

大正の後期には、麦酒用麦の栽培が導入されて、日本麦酒株式会社、キリンビール株式会社と特約栽培が行われ、橋村を中心に作付が広まつた(清水利一氏談)。

調査(東城村)

8	9	10	11	12	13	14	15	注
70	76	70	60	59	59	52	56	
76	71	81	71	75	67	51	64	
146	147	151	131	134	126	103	120	戸数漸減する。
285	293	288	251	(貫) 2,940 円	2,610	2,497	2,442	
30,565	14,303	19,404	23,942	貫當り 28,018	19,601	23,338	16,608	
107.2	48.8	67.4	95.3	9.53	7.28	9.35	6.8	
45	35	36	38	411	437	405	379	
2,245	635	1,233	1,551	1,677	1,036	901	872	
49.9	18.1	34.3	40.8	40.8	2.37	2.22	2.30	
18	13	19	18	167	160	145	124	
1,002	332	661	670	622	624	579	364	
55.7	25.5	34.8	37.5	3.72	3.92	3.99	3.02	
348	341	343	307	貫 3,518 円	3,207	3,047	2,945	
33,812	15,270	21,298	26,145	30,317	20,661	24,819	17,844	
97.2	44.8	62.1	85.2	8.62	6.44	8.15	6.06	
231.59								
281	202	314			272	253		
46,331	48,228	58,251				63,250		
11,089	11,092	7,331				8,223		
2.35	2.30	1.25				.13		
395	397	410	408	402	389	464	394	
37	37	37	32	33	32	22	30	

で二〇・七%と倍増している。このように甘藷の生産は、麦作の不況に対して経済的にも補填の役割をしていることがわかる。甘藷生産はこの後、年ごとに増加し、その傾向は昭和期まで続くのである(第105表参照)。甘藷生産額は大正の後期よりは、麦生産額より上位となつた。甘藷が非常用食糧として有用であつたばかりでなく、澱粉原料として、商品作物としても重要であったことは、澱粉工業の項で書くこととする。

第106表 養蚕生産

年次	大正	元	2	3	4	5	6	7
飼養戸数	春(戸)	125	108	84	78	86	—	81
	秋(戸)	112	100	101	86	89	—	85
	計(戸)	237	203	185	164	175	—	166
収	数量(石)	428	179	267	261	284	271	355
	価格(円)	16,706	7,518	9,612	9,135	12,780	18,726	29,288
	単価(円)	39.17	42.0	36.	35.0	45.0	69.0	82.50
	玉	数量(石)	53	27	36	37	46	31
		価格(円)	636	459	630	740	640	1,070
	繭	単価(円)	12.00	17.00	1.75	20.00	14.00	34.5
	屑	数量(石)	41	14	22	30	34	21
		価格(円)	574	280	506	525	680	861
	繭	単価(円)	14.00	20.00	23.0	17.50	20.00	41.0
繭	数量(石)	522	220	325	328	364	323	415
	価格(円)	17,916	8,257	10,748	10,400	14,100	20,657	30,956
	単価(円)	34.32	37.5	33.1	31.70	38.70	64.0	74.6
	一戸当り			58.10				186.50
桑	作付反別(反)	357	262	205	212	206	201	274
	収穫高(貫)	11,781	3,013	31,885	34,619	48,257	44,220	38,257
	価格(円)	1,178	620	223	2,808	6,153	6,633	11,477
葉	単価(円)	.10	.20	.70	.70	.13	1.50	3.00
農家戸数		407	412	407	390	390	400	395
養蚕戸数		58	49	45	42	45	—	42
農家戸数 × 100 (%)								

(3) 養蚕業

第107表 大正期 養蚕業(笛川町)

年次		戸数 (戸)	掃立枚数	収織 (石)	価額 (円)
3	春蚕	63	343	161	7,445
	秋蚕	61	166	113	3,036
	延計	124	509	274	10,481
4				274	10,470
5	春蚕	56		209	9,781
	秋蚕	66		196	8,813
	延計	122		405	18,594
10	春蚕	57		184	11,067
	秋蚕	75		164	9,303
	延計	132		348	20,370
12	春蚕	67	456	(貫) 2,137	22,676
	秋蚕	67	466	1,920	14,405
	延計	134	922	4,057	37,081
15	春蚕	59	376	1,584	12,245
	秋蚕	59	665	2,826	15,086
	延計	118	1,041	4,410	27,331

大正期の養蚕戸数は、東城村では「養蚕生産調査」に見られるように、大正元年には農家戸数の五八%あつたものが、以後、漸減して、大正十四年には二二%となつていて(第106表)。昭和三年刊行の『東城村勢要覽』(東城村役場文書)によれば、養蚕業は大正三年ごろ、漸く當業者の自覚するところとなり、組合を組織して、郡の奨励規定に基づいて共同経営を行い、稚蚕共同飼育所を設置して、技術者を招へいし

て模範的な飼育法を示すとともに、蚕種・蚕具等の共同購入により、生織の共同販売等経済的改良を図り、生産費を節約して少費多獲の法を講じ、一方に經營を改良したので漸く発達の域に進んだといふ。しかし大正三年、四年とは織価の最も低廉な年で、一戸当たりの平均年收入は五八円一〇銭であつた。

笛川町では第107表(大正期 養蚕業)に見られるように、養蚕戸数に著しい増減は無いが、蚕種掃立量は年々増加し、生産価額もまた増加している。注記に「大正五年、米価暴落の補として増加した」と書かれているように、利根川筋の菰敷・新田の両区や新切(宿浜区)および鹿野戸区では、洪水等による米生産の凶作の補いとして、養蚕業は重

要産業であった。

大正期の主な改良策としては、桑園改良奨励・飼育法改良のほかに、東城村に見られる大正八年ごろの小南・夏目区連合組合の設立や、昭和六、七年に入つて四町村に組合が設立されたように、養蚕組合の設立が奨励され、さらに繭取引改良奨励としては、東庄地域では大正十三年に、利根販売購買利用組合が誕生して、繭乾燥や繭の取引市場が開かれるなどした。

(4) 農産加工

東城村において、大正期を通じ年間の総価額が一、〇〇〇円を越える農産加工物を選び出してみた。明治期に輸出品ともなつた製茶業は、栽培戸数では多いものの製産量は自家用程度で、商品產物としては伸びていない。大正九年以降に生産価額が一〇〇〇円を越えた状況である。

次にほとんどの農家が副業としたと語られる、藁細工の状況を、東城村および 笹川町の統計(第108、109表「藁細工」)、で見ると東城村では製産戸数は農家戸数の二〇%が最高年度であり、 笹川町では八〇%以上となつていて、これは統計調査法の違いから生じたもので、大正期にはほとんどの農家が副業としていたと言われる。製品は縄が中心であつて筵、菰、冴、草履・草鞋などの多種類にわたつていて、商品とした縄や菰の生産は農閑期はもちろんのこと、毎日「夜なべ」仕事として、婦人を含め家族の者で生産された。「縄ない講」など集団で作業をすることも多く、婦人会や処女会などの資金源ともなつた。こうして製造された縄や菰は、後に述べる「 笹川町における主な輸出品」(大正二年)、にあるとおり、東京や北海道に移出され、さらに近くは銚子、旭方面の澱粉業者に売られた。

第108表 菓 細 工

年	戸 数 (戸)	従 業 員 (人)	製 造 高	価 額 (円)	一 戸 平 均 (円)	
元						
2	64	85	—	1,139	17.8	蓆を除く
3	73	84	1,200 <small>匁</small>	1,145	15.7	同 上
4	27	57	7,000	840	31.1	
5	26	60	7,500	820	31.5	
6	27	60	5,400	756	28.0	
7	27	60	5,400	756	27.8	
8	27	60	5,000	750	27.8	
9		—	2,558	563		
10	83	99	4,126	619	7.5	
11	74	82	1,600	560	6.8	
12	78	78	2,100	630	8.1	
13	68	73	—	540		
14	63	69	—	520		
15	58	62	—	392		
昭 2	56	77	—	354		
3						
4	95	93	—	548		繩類菓

(東城村統計一覧より作成)

第109表 菓 細 工

年	戸数	人員	菓	繩	草履鞋	俵	一 戸 平 均 (円)	
			数 量 価 額	数 量 価 額	数 量 価 額	数 量 価 額	合 計 (円)	
2	450	550	2,500 <small>枚</small> 60円	6,800 <small>貫</small> 544円	6,500 <small>足</small> 97円	/	1.56 701	
3	450	550	3,000 80	6,800 544	6,500 97	/	1.60 721	
4	320	538	2,800 70	7,000 595	6,000 90	300 11	2.39 766	
9	338	605	2,450 294	18,000 3,060	3,000 105	330 26	10.31 3,485	
11	305	305		1,813	/	/	5.94 1,813	
14	305	305	/	1,960	/	/	6.43 1,960	

農閑の折婦人
の製繩
同

(笹川町農商務統計より作成)

第110表 大正期 主要工業生産高表

年	総生産額		比 B A	主要工業生産高		
	A	B		織物生産額	醸造生産額	澱粉生産額
第六節 大正時代の社会とその動向	元	円 212,426	円 37,148	% 17.5	円 9,929	円 14,100
	2	246,408	47,192	19.2	10,385	15,400
	3	182,339	26,182	14.4	? 2,877	14,100
	4	184,712	42,898	23.2	13,317	14,890
	5	202,308	31,503	15.6	5,578	14,655
	6	238,560	38,976	16.3	21,600	15,560
	7	355,868	65,166	18.4	24,485	23,120
	8	643,247	89,119	17.0	26,430	35,000
	9	694,918	113,290	16.3	44,540	35,000
	10	467,932	88,449	18.9	33,731	32,000
	11	459,998	98,027	21.3	45,107	33,000
	12	514,770	137,315	26.7	55,045	35,000
	13	602,543	141,967	23.6	68,761	30,000
	14	666,677	139,813	21.0	67,672	30,000
	15	543,719	115,670	21.3	52,010	31,040

(東城村統計一覧より)

郷土の生活の実態の項で、東庄地域の工業については、東城村では、農業生産が総生産額の八〇%を占め、農村工業が二〇%前後を補うという経済状況にあることを述べた。

(1) 醸造業　企業としての工業は醸造業(醤油・酒)と機織および澱粉業である。その他は農産加工を中心とした副業である(第110表)。

醤油醸造業は笛川町入正醤油株式会社で年間約三五〇〇石の製造出荷を行つてゐる。原料の大豆・小麦は茨城、東京方面から、塩は東京から、それぞれ買付けられた。販路は東京・銚子方面で、一定の取引店が東京に九軒あつた。大正十三年下半期、二万一千〇〇〇樽、概算一九〇〇石、同十四年上半期には一五三三石程を仕切り、この代金が二〇万円になつてゐる。他方自家用と思われる醤油製造が若干づつ

4 工業

第III表 国税の徵収状況

地 域 大 正 日	神 代 村	桶 川 町	桶 村	東 城 村	4 町 村 合 計		香 取 郡	町 ： 郡
					元 年	11 年		
直 接 所 得 税	7,285	7,007	5,128	5,013	7,606	7,194	8,622	8,390
營 業 稅	2,465	5,932	2,086	8,152	992	1,940	1,159	2,385
間 酒 税	13,001	21,735	—	—	6,279	10,689	7,514	10,510
醤 油 稅	98	77	3,386	6,285	85	62	84	64
接 織 物 消費 稅	—	—	—	—	—	—	271	2,541
完 業 營 業 稅	11	10	10	—	17	20	3	3
そ の 他							41	33
合 計	23,250	35,372	11,593	21,300	15,298	20,380	17,961	24,507
							68,102	101,559
								1,187,872 (8.5 ‰)

(千葉県統計より)

各村にあつたのが、第三表（国税の徵収状況）やわから。

大正十一年の国税徵収状況か、東城村の機織生産は香取郡の機織總生産の六〇%を占めるのがわかる。

そのほか当町では酒造が七・一‰、醤油が一五・四‰を占める。

酒造業についで、桶川町を除く三村に存在したのがわかる。『房総 町村の人物』(千葉市 多田屋書店大正七年六月十五日発行)によると、東庄地域での酒造業者は次のようだ。

桶川村では「輝光」=鈴崎忠左衛門、「大闕」=菅野嘉門、桶村では「敷島」=石毛源助、「玉七」=青柳清藏、

第112表 主要產物表（笛川郵便局業務概要表 大正期より抜粋）

類 別 量・価 額	年次															備 考
	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
1 米 数量 価額	18,630 石 円	11,902	22,204	19,792	19,600	12,107	10,728	—	10,497	13,172	—	—	11,085	11,357	—	—
2 麦 数量 価額	357,980 石 円	220,757	255,507	142,924	235,248	152,794	188,000	—	304,919	369,046	—	—	359,997	461,154	—	—
3 甘 藷 数量 価額	5,848 石 円	3,968	4,495	4,219	9,009	5,361	5,089	—	5,808	6,777	—	—	6,484	6,380	—	—
4 同 苗 数量 価額	33,727 石 円	24,521	12,784	16,215	36,773	27,055	41,457	—	79,103	88,485	—	—	73,829	92,969	—	—
5 薑 数量 価額	1,338,537 石 円	1,545,011	1,023,133	618,030	660,825	1,597,630	862,085	—	1,138,695	1,312,650	—	—	1,151,200	—	—	—
6 醬 油 数量 価額	68,509 石 円	78,589	39,335	37,440	22,260	80,976	66,744	—	145,034	141,672	—	—	99,934	115,120	—	—
7 清 酒 数量 価額	267,652 石 円	10,706	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8 濃 粉 数量 価額	520 石 円	9,820	434	322	1,033	837	997	—	633	7,464	—	—	12,090	—	—	—
9 醬 油 数量 価額	11,107 石 円	40,078	16,647	12,984	30,600	32,632	66,925	—	48,514	61,294	—	—	73,854	—	—	—
10 醬 油 数量 価額	1,414 石 円	20,503	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,360	4,220	入⑩醤油	—
11 醬 油 数量 価額	45,851 石 円	—	—	2,950	2,837	—	2,786	—	2,995	—	—	—	—	—	—	—
12 醬 油 数量 価額	47,769 石 円	—	—	—	—	70,207	—	—	—	105,825	—	—	—	—	—	—
13 醬 油 数量 価額	18,800 石 円	—	—	376	421	—	427	—	350	—	—	—	387	—	—	—
14 醬 油 数量 価額	56,200 石 円	—	—	50,016	—	109,930	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15 醬 油 数量 価額	29,332 石 円	—	—	22,750	—	67,206	—	—	—	—	—	—	46,212	—	—	—

第113表 東城村酒造表

年次	数量 石	価額 円	焼酎量 石	石、単価 円
元	250	13,750	5	55
2	250	15,000	5	60
3	250	13,750	5	55
4	293	14,650	3	50
5	321	14,445	2	45
6	320	16,000	8	50
7	320	22,400	—	70
8	350	35,000	—	100
9	350	35,000	—	100
10	320	32,000	—	100
11	320	33,000	—	103
12	350	35,000	—	100
13	300	30,000	—	100
14	300	30,000	—	100
15	300	30,000	8	100

(東城村統計一覧表により作成)

東城村では「神明」ハ布施織藏で、計五軒があった。醸造石高は不明である。 笹川町の酒造業者は記載されていない。 東城村以外の資料が見当たらないので、東城村の酒造について書くこととする。

布施酒造は明治十年の創立といわれ、清酒を年間三五〇石前後醸造していた。 数量ならばに生産額については第113表(東城村酒造表)を参照されたい。 大正七年ごろまでは焼酎も製造していた。

(2) 濑粉業

大正元年の『香取郡々勢要覽』によれば、香取郡下の澱粉工業の主産地は森山、東城で工場数七、生産額三六万七〇七七斤(五万八七三二貫)、価額は一万八四七〇円であった。 大正四年には、主産地として、森山、東城、 笹川、府馬、豊里と増加し、工場数一七、生産額八六万七七四一斤(一三万八八三二貫)、価額三万八九四四円である。 東城村および 笹川町の資料からその生産状況を見よう(第114表「澱粉製造」東城村・ 笹川町)。

表にもあるように澱粉の製产量は確実に年を追って増加している。

笹川澱粉株式会社は五十嵐善兵衛、石井卯之助外数名の共同出資(資本金五万円)によって設立された。 同社は大形発動機を動力として入れ、四台の機械によって甘藷の摺り込みを行った、本格的機械化による澱粉工場で、大正二年に準備を行い、同三年操業を開始したものである。 当地附近の澱粉業は森山村(現小見川町)阿玉川の新丁屋の先々代が明治四十年ごろ手摺りで開始した(後に蒸気式にした)ものが創始者であるという(新田区石井卯之助氏談)。

第114表 濑粉製造 東城村・笹川町

年	東 城 村			笹 川 町			東 城 村		笹 川 町	
	戸 数	従業 員数	製造高 (貫)	価額 (円)	戸 数	従業 員数	製造高 (貫)	価額 (円)	業者名	業者名
第六節 大正時代の社会とその動向	元 2	3	2,500	825					鈴木・宝理	
	2 2	5	5,900	1,470					同 上	笹川
	3 2	7	6,000	1,310	1				同 上)統計に疑問あり
	4 2	7	6,000	1,500	1	16	44,768 斤	17,054	同 上	
	5 3	12	12,000	3,000	1	14	60,310	17,511	鈴木・宝理・遠藤	
	6 5	22	30,000	15,000					同 上・稻田・実川	
	7 5	18	26,000	13,000			(56,200)	(29,332)	同 上	
	8 5	18	32,000	19,200					同 上	
	9 5	26	56,160	31,239			(50,016)	(22,750)	同 上	
	10 4	21	33,000	18,563	2	15	63,838	24,947	鈴木・遠藤・稻田・海宝	石井、大門
	11 4	19	37,100	15,850			(109,930)	(67,206)	同 上	
	12 4	21	41,150	24,690	2	—	44,080	21,990	同 上	上
	13 4	19	49,375	24,690					同 上	
	14 4	13	49,375	24,690	3	—	51,000	31,875	同林	上・
	15 4	15	32,496	20,313					注()は笹川郵便局調査	

(「東城村統計一覧」「笹川町農商務統計」より)

大正十年、右の笹川澣粉を引継ぎ、石井澣粉工場として操業した。 笹川町では大正十年ごろに、土屋進（大門澣粉工場）が操業し、さらに十四年ごろより林澣粉工場が加つた。この結果、笹川町の澣粉工場は三軒になり、昭和二十年ごろまでその生産を継続した。

製品は、問屋である銚子市の明石商店、千年商店に出荷し、さらに東京方面に送られた。澣粉製品は、生澣粉（水分四〇%以上を含んだ物）と干澣粉（乾燥澣粉）の二種類で、原料甘藷の三〇%が生澣粉として製造され、さらにこれの六五%程度が、干澣粉となる目安であった。大正期はこれらの澣粉を笹川河岸より、土屋回漕店の船（高瀬船・汽船）によつて

域における職業別人口構成

総数に対する比率(%)	交通業本業者	総数に対する比率(%)	公務員自由業本業者	総数に対する比率(%)	その他有業者本業者	総数に対する比率(%)	家事使用人本業者	総数に対する比率(%)	無職	
									本業者率(%)	本業者率(%)
7.0	24		47		12		—		7	
	2		5		18		—		6	
	26	1.3	52	2.5	30	1.4	—	0	13	0.6
5.0	4		33		2		—		4	
	0		8		2		—		1	
	4	0.2	41	2.5	4	0.2	—	0	5	0.3
4.9	17		27		4		—		5	
	0		3		4		—		6	
	17	1.1	30	1.9	8	0.5	—	0	11	0.7
11.6	50		46		8		0		10	
	3		9		12		1		10	
	53	2.8	55	2.9	20	1.0	1	0.1	20	1.0

(千葉県統計資料より作成)

5 利根川の水産

東京方面へ出荷された。石井澱粉工場は、専用の「かせんえんま」から三〇トンの蒸気船によつて出荷した。

東庄地域で利根川に沿う町村は橘村および 笹川町である。漁業を本業とする家は橘村に七軒、 笹川町に六軒あり、副業とする所帯は橘村七〇軒、 笹川町八〇軒、 東城村に五軒ある。水産物製造業世帯は、副業とする家が橘村に三軒ある。

「農商務統計」(笹川町役場文書) によると、漁船は和船で、櫓および竿で漕ぐものが二〇〇隻前後あつたようである。農作業用船と漁船の兼用がほとんどである(統計資料が不安定であるために確実な数をとらえられない)。

漁網は、初期には小形地曳網が八統あり、大正十年からは四統に減つてゐる。刺網は一七統あり、棒受網は五統、鵜縄網が四統、雑網が五〇統前後あつた。

これらの網による漁獲高は、大正十四年の統計書には四

第115表 大正9年の東庄地

	総 数	農 業		水産業 本業者	工業 本業者	商業 本業者
		本業者	本業者 総数に対する 同比率 (%)			
橘 村 (男)	1,024	721		19	123	71
	(女)	908		12	27	76
	計	2,078	1,629 78.4	31 1.5	150 7.2	147
東城村 (男)	769	589		0	95	42
	(女)	871	764	0	56	40
	計	1,640	1,353 82.5	0 0	151 9.2	82
神代村 (男)	760	565		0	105	37
	(女)	792	716	0	24	39
	計	1,552	1,281 82.5	0 0	129 8.3	76
笹川町 (男)	972	565		19	149	125
	(女)	943	778	1	31	98
	計	1,915	1,343 70.1	20 1.0	180 9.4	223

一六四円とある。大正十一年には七〇一二円である（漁獲高については後出の「笹川町に於ける主な輸出△移出△品」（農商務統計）によると大正二年・三年に一万八一五〇円と二万四九一六円の鰻、鰯、鮭鱈の輸出△移出△をしていることから、統計の信頼度に疑問がある）。

漁獲種類は、鰻が主力で、価額も高く（貫当たり三円一〇銭（四円）、年間二〇〇〇貫を越す量であったようだ。鰯、ぼら、鮎などが主なものであり鮭・鱈については、大正十一年に鮭が三五〇貫（七八八円）、大正十四年には鱈が一一〇貫（三六三円）と鮭一八貫（七三円）が水上げされている。漁業者の組織や漁法については、明治期とくらべて著しい変化はなかつた様子であるので省略する。

第III表 笹川町の漁船、網、水産物

	年 次	2	3	5	10	11	14
漁 船	和船 3間未満	192	190	186	177	240	76
請 船	日本形商船 3間	3	3				
	同 5間	5	5				
	同 6間	4	4			50石船 (4)	
	耕 作 船	19	22	110	108		
	雜 船	281	274	10	8	42	137
漁 網	小 形 地 め 網	8	8	7	4		
	刺 網	17	17	15	12		
	棒 受 網	5	5	5	3		
	鵜 繩 網	4	4	4	2		
	雜 網	49	49	48	57		
水産物	鰻 (貫) (円) 22,500	15,000 22,500	12,000 18,000			1,536 4,766	533 2,132
	鮓 (貫) (円) 200	400 200	300 150				160 192
	鮎 (貫) (円) 416	320 416				350 788	18 73
	鯉 (貫) (円) ば ら (貫) (円)	7 (T 2・3年水産高は笹川) (町での輸出高である)	11 125 177			7 11 125 177	232 742 168 168
	鱈 (貫) (円)						110 363
い	な (貫) (円)						380 114
は	ぜ (貫) (円)						40 36
	鯨 (貫) (円)						29 44

(笹川町農商務統計より)

6 商業

大正九年度「東庄地域における町村別職業別人口構成表」によると、商業従事者の比率は、橘村七%、東城村五%、神代村四・九%、笛川町一一・六%である（本業者人口比・国勢調査）。

「大正期笛川町職業構成の変化」（第117表）によれば、商業を本業とする戸数比は、一七%から二一%の間で、一〇四戸から一三六戸程であった。副業とするものを含めると一五〇戸前後の戸数となる。

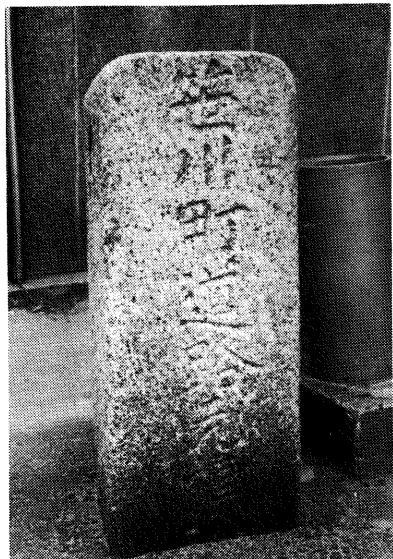
業種の詳細については、資料がないので明らかにはできないが、昭和九年の「鳥瞰図」（下巻の見返し参照）から、大正期の有無と、商業種別を古老に尋ねた結果からは、五八戸の商家が浮び上った。この五八戸の商家は、笛川河岸

（大河岸と入正えんまが港となる）を起点として、土屋回漕店や小山倉庫から宿浜通りを南下し、現東庄町役場迄、

そしてさらに笛川町道路元標（跳子県道と旭県道十字路）より南進して、佐松線踏切に至る間に街を形成していた。

第118・119表「笛川町における主な輸出・入品」（大正二年）を掲げる。統計の信頼度に疑問はあるが、移出入の傾

向を概観すると、輸（移）出では、米を筆頭に醤油・鰯・生卵・繭がそれぞれ一万円を越える額である。ついで鶏・甘藷・芋・豚の順となる。甘藷苗・藁・干草は金額は多くは



笛川町道路元標

笛川町職業構成の変化

大正12年								大正14年								
本業				副業				本業				副業				
A	B	A	B	A'	B'	A'	B'	A	B	A	B	A'	B'	A'	B'	
従業	13A	13B	世帯者	従業	13A'	13B'	世帯者	従業	13A	13B	世帯者	従業	13A'	13B'	世帯者	
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
35	108	(9)		19	54	(13)		48	159	(13)		12	23	(21)		
148	493	(39)		25	85	(17)		167	531	(44)		12	27	(21)		
192	485	(51)		99	313	(69)		165	357	(43)		32	50	(58)		
375	1,086	58	74	143	452	42	52	380	1,047	61	70	56	100	14	14	
2	5			39	154	11		2	5			82	87	21	12	
—	—			1	3			—	—			26	96			
—	—			39	154	11	18	1	5			54	186	14	25	副業養蚕は増加、副業としては農業と並ぶ
1	2	—	—	—	—	—		—	—			2	5			
2	3	—	—	79	125	23	14	2	4			74	114	19	15	本業者減少する。
45	60	7	4	13	25	4	3	72	108	11	7	42	65	11	9	
136	155	21	11	40	60	12	7	115	216	18	14	16	32	4	4	
9	11	1		5	5	—	—	11	24			21	33			
32	47	5		1	1	—	—	22	37			8	10			
27	70	4	5	10	35	—	—	36	57			8	10			
12	44	—		—	—	—										
A	B	/	/	A'	B'	/	/	A	B			A'	B'			
647	1,465	/	/	342	871	/	/	652	1,503			389	738			
												・副業農が著しく減少(1/3)養蚕・漁業增加する原因は米価の変動による。				

(笛川町農商務統計より)

第117表 大正期

	大正4年								大正9年							
	本業				副業				本業				副業			
	A	B	A'	B'	A	B	A'	B'	A	B	A'	B'	A	B	A'	B'
世帯從業者			13A	13B	世帯從業者		13A'	13B'	世帯從業者		13A'	13B'	世帯從業者		13A'	13B'
%	%	%			%		%		%		%		%		%	
イ 自作農	43	170	(13)		19	43	(14)		33	139	(10)		17	31	(11)	
ロ 自小作農	126	456	(37)		13	32	(9)		165	623	(47)		31	63	(20)	
ハ 小作農	169	449	(50)		105	180	(76)		147	418	(43)		109	188	(69)	
1 計	338	1,075	56	66	137	255	20	23	345	1,178	55	67	157	282	23	23
2 畜産	2	5			139	172	20	15	2	6			145	209	21	17
3 園芸	—	—			1	1			—	—			—	—		
4 養蚕	1	6			58	246	9	22	—	—			70	273	10	23
5 林業	—	—			3	3			—	—			2	2		
6 漁業	9	13	1	1	80	98	12	9	6	11	1	1	75	107	11	9
7 工業	58	126	10	8	83	140	12	12	65	145	10	8	84	138	12	11
8 商業	104	252	17	15	52	73	8	6	109	259	17	15	34	48	5	4
9 交通業	18	32			30	33			19	33			30	31		
10 公務由	27	35			38	28			28	39			34	34		
11 その他職業	53	91	9	6	59	74			50	84	8	5	59	89		
12 無職	1	—			—	—			—	—	—	—				
13 合計	A 611	B 1,635	/	/	A' 680	B' 1,133	/	/	A 625	B 1,755	/	/	A' 690	B' 1,213		

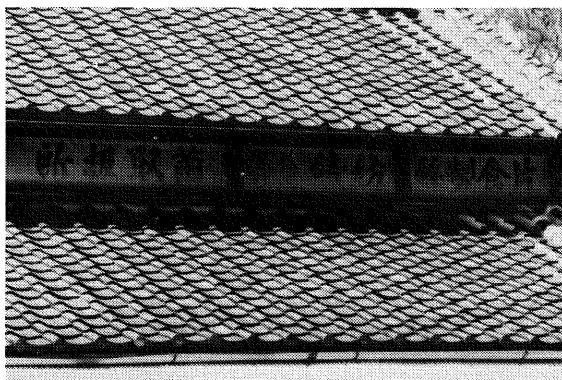
ないが、地場産業として重要なものである。藁工品はほとんどの農家が副業として生産したものが集荷されて、 笹川町の 小山商店（小山富之助）から北海道方面に送られた。 小山商店は 笹川河岸^{かし}に倉庫を持ち、 北海道・函館に出張所を持つていたといわれる。

輸出（移出）総額が一六万余円に対し移入総額は四万円弱である（当時は県外への移出入を輸出入と言った）。 移入品は生産原料とみられる物資や肥料などがほとんどであつて、生活消費品は僅かである。 除草器と共に農作業改善に役立った稲扱（機）が二五台入っていることと、馬が一二〇頭入っていることが目を引く。 大正二年度「石炭消費高」（ 笹川町農商務統計）には工場用として一三万四〇〇斤、揚水機場用その他として一四万四五二五斤の石炭が蒸気機関用としてそれぞれ使われているが、輸入品目には記載されていない。 これは工場の直接取引によつたためと思われる。 このころには入正醤油工場、揚水機場、澱粉業などに蒸気機関が動力として用いられ始めている。

輸入品目として日常生活品は、罐詰、福神漬、紙類、織物、壳菓、菓子、麵鞠、地下足袋、菜種油などが見られる。 大正期の陸上交通としては、成田鉄道が佐原まで、総武鉄道が銚子まで通じていたので、 東庄地域へは、佐原・旭・飯岡・松岸の各駅から陸路輸送された商品もあつたものと思われる。 大正の後期には、 笹川・佐原間にトラックの定期便が運行された。 佐原町の山村新治郎商店は地方問屋として、 東庄地域商店との取引があつた。

地方の産業が、交通の便利さ（東庄地域では、この期までは水運）と、流通機構の先端となる商家の活動によつて振興されたであろうことは、鉄道延長運動の主唱者として、 笹川町の商家の当主の名が挙げられていることからもわかる。 米の集荷（小作米として、あるいは商品として）や 東京方面への輸送に、そして肥料の購入、販売が加わり、この間に都会の消費物資が徐々に当地に流入してくる様子が見られる。

石井商店（石井喜兵衛家）の例では、元来、米穀商として出発した当店が、肥料を取り扱い、そして繭取引を片倉製糸



石井喜一衛商店（昭和5年ごろ）

の代理店として行う間に実にさまざまな商品を取り扱っている。たとえば「屋根瓦、琉球（畳表）、かし炭、鱈塩引、するめ、帽子（パナマ帽子）、靴、靴下、釘、塩（赤穂）、薬（のみよけ）、乾燥芋、蓑入、マント、葉書」（石井商店の掛売帳より）などである。これらの少量の取引商品は佐原町に中間問屋（地方問屋）が介在し、当町内の小売店に卸された。

第118表 笹川町における主な輸出品（大正二年・農商務統計）

これらの輸送はすべて水運による。「米糠一〇〇貫八〇〇円板木、鮑四〇〇貫二〇〇円東京」が欄外に記されている。

第119表 笹川町における主な輸入品（大正二年・農商務統計）

以上のほか売薬・菓子・麵麩・足袋・靴足袋の輸入あり。

(かつこ書きは引用者記入)

(三) 教育と文化

1 教育の発展

(1) 初等教育のあり方

わが国の近代的学校制度は、明治初年の「学制」に始まり、明治十九年（一八八六）の学校令によって一応の確立を見た。その後、補足やら部分的な修正によつて改善されて大正期を迎えた。

大正三年（一九一四）七月歐州を主戦場とした第一次世界大戦がおこり日本は八月二十三日対独宣戦を布告し、連合軍に属したが戦禍を受けることはなかつた。

このために特別な戦争にたいする教育体制を取る必要もなかつた。しかし歐州諸国における各種の産業が著しい打撃をうけたために、日本の工業製品が進出し、我が国の産業が著しく拡大され、戦争に参加した国としては異常な景氣の上昇を見たのである。

このような状態の中に、教育のために子弟を上級学校へ進学させる資力ができる、また当時上級学校への進学者が増加して、これにより学校拡充の必要にせまられたのである。

このような諸情勢に対する学校制度の根本的な検討をするために、大正六年（一九一七）九月二十日に官制を公布して臨時教育会議を発足させたのである。この会議により大正八年（一九一九）三月までに教育制度改革に関する細かな答申がなされた。これは小学教育、高等教育、大学教育および専門教育、師範教育、社会教育制度、女子教育、実業

教育、通信教育、学位制度についての改善策であった。

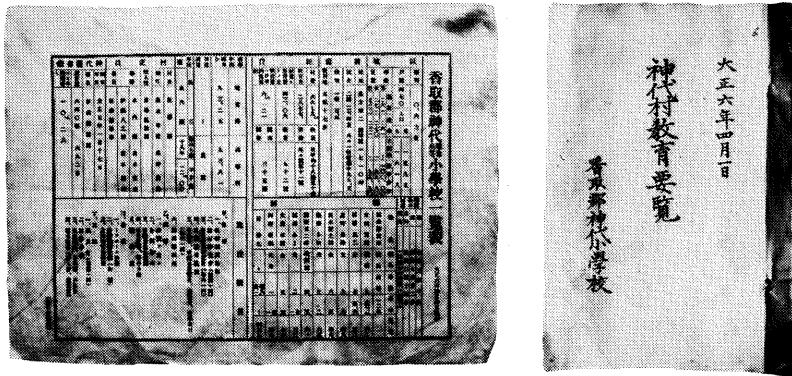
さらにそのほかに二つの建議がなされた。その一つは兵式体操を振興するため学校へ現役将校を配置する制度を提案した。いま一つは教育効果を完全ならしめる施策として國体の本義發揚、淳風美俗の維持を國民生活安定の方策として、成立させることを目的としたものである。これらは會議が戦後の思想動向の下において緊急であると提唱した方策であった。

大正七年（一九一八）から逐次この諸方策が実施され、昭和二十年に至るまで教育制度の基本体制となつたものである。

大正八年（一九一九）三月、小学校令施行規則が改正され、國民の自覚を高める方策として、日本歴史と地理の授業時数を増すこととした。またこれまで五年から課していた理科を四年から課することとした。

大正十二年（一九二三）九月一日、関東大震災にあり、流言ひ語が伝わり人心は不安におちいった。教育界においてはこの機を逸せず退廃した道義の立て直しに重点をおき、徳性の涵養をモットーとして混乱した思想問題に対処したのであつた。

このことは大正十二年（一九二三）十一月十日「國民精神作興に関する詔書」の喚発となり、國民のむかうべきところを指示した一大教訓として、震災後における教育の大本となつた。この間大正十年四月から勅令によつ



神代村教育要覧

て小学校令も数次にわたって改正された。

以上のように大正時代は、教育思想上においてはわが国空前の混乱時代をきたし、「如何にして巧みに授けるか」の教師中心の教育から「如何にして児童に学ばせるか」の教育となつて、教授方法においてもあるいは訓練の形式においても教師の態度は寛大となり、自律・自治・自由を多分にとり入れた教育となり、古い殻からぬけ出した本然の姿が見られるようになつた。

昭和四年（一九二九）七月一日、文部省内に社会教育局が創設され、この局において青少年団体、青年訓練所、実業補習学校、図書館、博物館、成人教育、社会教化団体、図書の認定、その他の教育施設についての事項を担当するところになつた。

諸施策中で特に注目されることは、大正十五年（一九二六）四月の青年訓練所令および同規程の公布によつて、十六歳から二十歳までの青年を入所させて軍事教練を施す制度を立て、青少年に対する社会教育施策の一つとしたことである。

その後昭和六年（一九三一）満州事変がおこり、その後、国内外の諸情勢は各般の改善施策が必要とされたのであつた。教育の分野においてもこれらの情勢に対処する施策を立てるうことになつた。その中で注目すべきことは文部省に思想局が設置されるとともに国民精神文化研究所が文部省の直轄として発足したことである。こうして教育思想を確立し、この思想問題を明らかにし、解決の基本方針を決定するために、昭和十年（一九三五）十一月十六日に教育刷新評議会を発足させて、教育の刷新振興についての重要な事項を調査審議することになった。

この評議会は、国体観念、日本精神を根本として、学問・教育を刷新する方法を審議し、昭和十一年（一九三六）に、皇國思想を根本とした教育刷新の全般にわたる答申を提出した。

当時はこれと並んで各方面から学校制度全般の改革をすべきであるとの要望があり、各団体、研究会から多くの改革案が提出されたのである。こうした動向の中に昭和十二年（一九三七）七月の日華事変の勃発はわが国の教育施策にも極めて重要な影響を及ぼしたのであった。このため同年十二月十日に教育審議会の官制が公布されて内閣に審議機関を設けることになった。

そして当時問題となっていた教育本義の徹底、国民大衆の教育拡充、体位の向上、科学産業教育の振興等各種の問題を審議検討し、大東亜政策を築いた。この審議会は昭和十三年（一九三八）一月から三年一一か月間にわたつて多くの答申を出している。この答申中の一つの改善方策として、青年学校制度を取り上げて、これを義務制とする方法を決定した。昭和十四年から一般男子は小学校卒業後十九歳まで青年学校で教育を受ける制度とした。

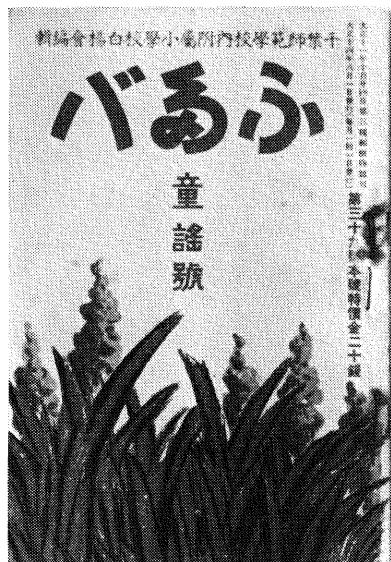
また昭和十六年（一九四一）四月、小学校はこれを国民学校とした。中等教育制度については中学校、高等女学校、実業学校をあわせて中等学校としたのである。そしてまもなく昭和十六年十二月、太平洋戦争（第二次大戦）となり、戦時下の教育体制となつたのである。

（2）自由教育をめぐって

大正期の教育思想界は、諸説紛々として乱れ咲く盛況であった。

従来の教育は国家主義・全体主義で、その方法は教師の権威のもとに命令や禁止事項が多く、概して硬教育といわれるものであった。

これに対しても個人の完成や個人の自由な成長を目的として、個人の興味関心を尊重し、自由を重んずる個人主義的な教育が強調された。つまり生物は環境に対し、能動的に順応作用することにより、たえず自らを更新して成長発



ふたば



(千葉師範学校附属小学校発行)

達する。したがつてそのような生活を営ましめ、これを指導するのが教育であるというのである。

そこで児童に対する束縛や干渉をやめ、画一的な教育をやめ、他律的な取扱の弊害や模倣的な学習の弊害をいしましめ、児童の理性、人格、個性、本能、創造性を尊重した自主的な勉強を重視し、児童は伝統や習慣を離れて自分の生活を創造していくものであるという考え方であった。

従来は書物（教科書）による教育が主体で、教授本位の授業が中心であったが、新教育は児童の生活体験が重んぜられ、生活を通して学ぶことが中心であった。国定教科書学習から、生活体験を初め、教科書以外のいろいろな童話や作文、音楽、図工、体育を通して、個人の創意発見によるものを採り入れた。

自由教育は千葉師範学校付属小学校で、東京高等師範学校篠原助市のナトルプの教育学説を取り入れて、大正八年（一九一九）小学校五年以上に自治組織をしたのがはじまりで、主事の手塚岸衛が中心であった。

大正九年（一九二〇）四月全校一斉に伝統的な客観主義の教育、教師中心の教授本位の型から脱却して、児童の個性を尊重し、教育の画一を打破するために、1 教壇をのける。2 グループ別に机のむきをかえる。3 児童用の黒板を備える。4 時間割を四五分均一から三〇分—七〇分にする。5 学習の進度を自由にする。6 休憩時間を一定せず五分、一〇分、二〇分とした。

当時は教育思想の変革の時代であった。千葉県内もこの潮流の中にあって、これに共鳴するものもあり、異端視するものもあった。

東庄地域における自由教育の状況は次のようである。

「 笹川小学校沿革誌」 大正十四年の記事に、七月八日、本校指導法研究会の指導者として、千葉師範学校訓導佐久間治八の名が見られる。同年十一月二十一日には 笹川町教育会講演会の講師として千葉師範学校附属小学校主事、手塚岸衛が、そして翌二十二日の学習指導法研究会には、手塚岸衛、佐久間治八ならびに本郡視学小倉太一の名が見られる。なおこの研究会には、郡内小学校教員一三〇余名が参加している。これらのことから 笹川小学校では、七月の時期には校内だけの研究会（自由教育と思われる）を行い、十一月二十二日には郡内に公開した研究会を行つたもので、自由教育主張を学校経営に組み込んだものと思われる。さらにこのことは、十二月八日に千葉師範学校生徒一五名が手塚主事杉田信義訓導に引率されて、本校を参観していることによつてもわかる。翌十五年六月二十七日には千葉師範学校附属小学校訓導吉田彌三郎が学習法研究会の講師として来校している。昭和二年六月四日、五日の両日前記の佐久間訓導による学習指導法研究会を行つてある。この際豊里小学校長、神代、良文両小学校の参観者がある。六月十七日には本校高木訓導ほか七名が千葉師範学校附属小学校での自由教育研究会に出張している。昭和三年十二月二日千葉師範学校生徒四〇名が水鳥川訓導のもと本校を参観している。さらに橘小学校では大正十四年三月十日

千葉師範学校附属小学校訓導高木金次郎を招いて学習指導法研究会を行つてゐる。このほか神代小学校でも研究が進められたようである。このように、自由教育主張は東庄各地域の小学校教育にかなりの影響を与えたと思われる。しかし、ナトルプの教育理論と現場の教育実践とは合致しなかつた面も多かつた。一般的には郡内各学校は、依然として保守的傾向にあって、新教育主張は普及しなかつたといえよう。

自由教育は文部省の統制教育に対して批判的で、子供の個性尊重、生活教育、教師中心主義からの解放、自学主義という点に特徴があり、学校と生活の遊離を反省して、生活に即して児童を向上せしめようとする教育を主張した。その目標は教育の革新にあつた。自由教育はデモクラシーの精神を実践して、ひろく地方文化へ浸透させた意味において、大正デモクラシー運動のなかに果たした役割は高く評価すべきであり、さらにそれは、のちの戦後新教育へとつながつていくのである。



社会教育のあゆみ

2 社会教育の歩み

明治二十六年十一月、実業補習学校規程が定められた。この規程によると、実業補習学校は、実業に従事しようとする児童に、小学校教育の補習と同時に簡易な方法をもつて、その職業に要する知識技能を授け、尋常小学校卒業以上の学力を有するものを収容し、修業年限は三年以内となっている。教科目は、修身、読書、習字、

算術および実業に関する科目で、日曜あるいは夜間、または季節をかぎつて授業をしてもよいことになっていた。以下東庄町各地域の社会教育の概要を『社会教育のあゆみ』(東庄町教育委員会)によつて書くことにする。

(1) 神代村の社会教育

初めて社会教育的なものができたのは同窓会からである。「明治二十五年八月一三日、郡長の許可を得て、本校に於て本校前(元)生徒の同窓会を開く」とある。明治三十三年には明治会という団体が主催する憲法講習会や衛生教育演説会が開かれている。「明治三十五年四月十日、父兄会を開会す。来会者三〇〇人、竹内郡視学教育上の講演をする」などの記述が見られる。このころの特徴としては、①衛生教育の講演会や講習がよく開催されている。これは、その当時、チフスやコレラがこの近辺に発生していたことにもよると思われる。②農産物品評会が毎年開催されているが、神代村の特徴として繭の品評会が中心になっている。③産業講習会では、養兎、養蚕が取りあげられている。

「明治四十年二月二十三日、青年教育の企画について各区有力なる青年一〇余名を集めて依頼するところあり」とある。明治三十六年十二月十四日に発足した校友会の総会が同日開催されているので、この校友会の有力メンバーが青年会(のちの青年団)結成のことやそのほかの青年教育のことについて議論されたものと思われる。

「明治四十年三月九日校友会体育部及青年補習教育開会す」とあり、神代村の体育協会の原型がこのころ発足していると思われる青年補習教育開会は公教育としての補習学校の開校を意味するものではない。

「明治四十年十月二十六日、本村愛国婦人会総会を開く」とある。

「明治四十一年十月四日、神代村青年会発会式」を行つてゐる。明治四十二年三月二十九日には青年団(改称)総会を開いてゐる。

なお青年団は、青年会から青年支團となりのち青年団と改称したものである。

明治四十四年には、部落（区）の婦人会、戸主会が続々誕生した。連日のように伊藤村長、高木校長以下、星野・山崎訓導らが部落（区）に出張して講話をしている。

大正元年八月八日から五日間、第一回の青年団講習会が小学校で開催された。

大正四年五月十六日、神代村婦人総会を開き大正五年四月二十四日には神代村愛國婦人会第二回総会を神代村婦人会と連合して開催した。会員四二四人、その他合わせて八〇〇名の出席者があった。

大正六年五月十五日、神代村処女会発会式。大正七年三月十六日、神代村教育会発会式。大正八年三月十一日、神代村立神代農業補習学校設立認可があり、五月十八日、開校している。大正十五年七月三日、農業補習学校を青年訓練所に充用することを認可され、この時から昭和十年に青年学校となるまでの期間、農業補習学校と青年訓練所が青年教育の表裏一体となつてすすめられてきた。

昭和五年八月九・十日の両日、全村学校が開会され、県社会主事補羽計晟氏が講演している。昭和六年初め、処女会が女子青年団と改称。昭和六年五月五日、赤ん坊自慢会が催され、以後毎年五月五日にこの行事を行つてゐる。昭和八年四月九日、青年処女修養会発会式、昭和九年三月五日、少年団発団式挙行。昭和十年六月、神代青年学校が発足した。この後、国防婦人会、青少年団、壮年団、翼賛会の発足など第二次世界大戦への举国一致態勢が整えられた。

(2) 笹川町の社会教育

笹川町における社会教育関係諸行事について「笹川小学校沿革誌」から抜粋してみると次のとおりである。

明治三十五年五月十三日 笹川農業補習学校設置許可、七月十一日開校、出席生徒数一五名（在籍者二九名）、学科は、国語・博物・農業汎論・理科 明治三十五年七月十九日 農業補習学校女子部の授業を開始す、出席者三名。明治三十六年八月十七日 第三回補習学校短期教授卒業証書授与式挙行す（第一学年修了者、男三〇名、女一二名）。明治三十八年八月二十七日 笹川町開設の裁縫礼式講習会を開設。明治三十八年八月三十日 笹川小学校第一回同窓会を開く、幹事の選挙、規則修正、相互の演説等あり。明治四十一年（香取郡郡勢一班では四十三年）に石毛嘉三郎氏が鹿野戸区に青年団をつくったのを最初に、続いて根方区、明治四十二年に大木戸、仲内、宿浜、新田、菰敷の各区に統々とつくれられ、大正二年四月九日 笹川町青年支団（団長多田慶次郎）の発会式が挙行された。香取郡青年団長以下出席者約一三〇名に達した。大正五年十一月一日父兄会開催、出席者二百余名。大正六年三月三十一日、第一回本町婦人総会を開く。集まる者四百余名、吉永女史の講演あり。この吉永信子女史と神田南風氏はその後、青年団、父兄会、婦人会、処女会などに何回も来町、講演されている。同四月一日青年団総会を開く、同時に父兄会第二回総会を開く。出席者五〇〇名、中央報徳会講師法學士小山田五三郎氏の講演あり。大正七年四月二十日 体育会の発会式挙行。大正七年十二月十五日 補習学校、青年団連合の夜学会を開く、出席生徒七〇余名。大正七年十二月二十五日本町戸主会、農会の総会を開く。同月二十六日本町婦人会総会を開く、会員三〇〇名。大正八年三月二十九日 本町処女会の発会式、大正八年当時の笹川補習学校費は五六二円、大正九年六九一円、大正十年は、一八九二円となつていて。大正十年の補習学校費の内訳は、俸給一五二四円、雜給一六二円、需用費一五七円、実習費五〇円となつていて。

視聴覚部門の記事としては、大正九年七月三日に東京日日新聞社主催で、通俗教育活動写真会が午後七時から開催され、来会者七〇〇名、盛会裡に午後十一時閉会とある。大正十三年八月三十一日香取郡東部連合青年団の発会式が行われた。大正十四年六月十七日本橋郡社会主事補來校、午前九時より 笹川町外五か町村の青年団、処女会の諸帳簿

の検閲をなす。昭和二年十二月十七日前青年団長多田慶次郎、副団長高木京次郎両氏の慰労会を開く。秋季総会開催。石毛嘉三郎氏が聯合青年団長となる。

昭和十年六月十日農業補習学校、青年訓練所を発展解消して笛川青年学校開校。昭和十六年三月三十日笛川青少年団結成。団長に内田小学校長、副団長に高橋修司、大後四郎左衛門が就任。昭和十七年一月二十六日翼賛壮年団結成となった。

昭和四年ごろから終戦まで、笛川婦人会長を歴任された、林みつ氏は、当時の婦人会についてつぎのように述べている。

婦人会とは修養と奉仕の団体であり、修養の面では、料理、衛生、育児、改良服の講習や講演会がたびたび開催され、また部落(区)のお子安講には、婦人会長や学校の教員が必ず出かけて講話をした。

奉仕の面では、出征軍人の家族の家へ、会員が出かけて行き、稲刈りの手伝いや、衣類のつくり物までやった。婦人会はまた第二次大戦の戦前・戦中には、現在のPTA的な役割も果たし、年中学校に入りびたっていた。生徒に対して、婦人会長より奨励賞などを出したこともある。

会費は月五銭であった。どの部落でも、この会費を捻出するために月一回、縋ない講をやつたが、一回では五銭にもならないので、何回も集まつたりした。会の運営費についても、役員会費や旅費などは、全部会長が自分で出し、実際の事業費のみ、会費でまかなつたような状態であった。

(3) 橘村の社会教育

橘村における社会教育関係の諸行事の様子を『社会教育のあゆみ』(東庄町教育委員会)によつて紹介すると次のとお

りである。

明治三十一年三月八日弘象社員、長谷川喜助、出張改良珠算を教授す、出席六〇名、明治三十八年十一月三日青年会発会式挙行。明治四十二年二月二十四日敬老会ならびに学芸会を開催、老人七六名が来会した。大正五年五月十六日（石出小学校）本校卒業生中、大正元年以降の卒業生をもって校友会を組織し、その発会式を挙行した。大正六年二月三日本校（橘小学校）同窓会を開く、岩堀角次郎氏らの講演あり。大正六年四月十九日石出尋常小学校同窓会発会式を開会。このあと、同窓会が主催して、農産物品評会や、講演会などを開催している。大正八年橘尋常高等小学校に農業補習学校を併置、石出尋常小学校に分教場を置く。大正十年十月七日本村婦人会総会を開く。大正十五年四月三日橘教育会発会式挙行。大正十五年七月一日橘、石出青年訓練所入所式を行う。大正十五年八月六日、本日より三日間本県農会主催、全村学校を開く。昭和三年十月二十五日本校校庭にて、笛川石出及当訓練所の査閲を行う。査閲官根本少佐、県社会主事補、羽計敏氏來校。昭和六年三月三日橘村女子青年団総会。昭和九年九月七日国防婦人会の発会式（会長宮沢かね）。元国防婦人会会长宮沢かね氏は次のように語った。

国防婦人会の主な事業としては、出征兵士の歓送迎、留守家庭から前線兵士の慰問、戦没者将兵遺骨の出迎、葬儀への参加、防空訓練の実施、節米運動、増産運動等戦時中の国国防婦人会の役割は實に重大であった。

昭和九年ごろから、海外移民に関する講演会や映画会が開催され、特に満蒙開拓青少年義勇軍などが隊伍をなして出発している。昭和十八年十二月二十八日橘村翼賛青年団発足。このころ、敵軍の上陸に備えるため、さん壕掘りや戦車壕掘りが、羽計の台地を中心に大規模に行われ、近隣町村からも、大勢の人たちが動員された。

(4) 東城村の社会教育

江戸時代の後期、文化・文政のころから、当地は俳諧の盛んなところであった。

小南の名主青野權右衛門は、椿丘太筈と号し、俳諧を好み、家産を傾けて、俳諧発句題叢集その他の出版をなし、江戸の文人墨客と交わり、特に小林一茶とは親交があり、度々行き来の末、一茶の故郷越後の長岡の半年庵で六十二歳で没した。藏福寺にお墓がある。

戒名は 安娘院閻詠筠徳居士

文政十一年八月十八日没

当地にはこうした俳諧に趣味を持つ者が多く、明治四十三年三月 二世境机園一口の主唱で、当時藏福寺の住職、滝枕社常月を初め、二世香樹園梅鶯、宮内如月、宇井胤雄、渡辺井蛙、菅谷滝聴、飯田文好、小野高初遊、高木旭輝、宮沢竹斎、小川一笑、鈴木酒好、宮沢富士雄、島田夏山外各雅の協賛を得て藏福寺において、東雲社の結成大会が行われた。爾來、東雲社觀桜大会と称して、城山福聚寺において一〇数年、小南禊教分院に移して開催すること一〇数年、その盛なること近隣に名声を博したものであった。後、会場を小南青年館に移して、春季俳句大会と称し、今日に至っている。今この伝統を受けつぐ者三〇名、七〇余年にわたって、社員宅を輪番制によつて月例会を開き、研鑽につとめているわけである。

從来、小南、夏目、栗野、八重穂、小座の各区に設立されていた青年団が併合して、明治四十二年四月、東城青年支団(団長 青野勝之助)として発足した。のち、大正十一年四月に東城村青年団と改称した。本青年団は、各区分団を統一指導し、団長(高橋正雄)一名、副団長二名、会計一名、幹事三名、評議員若干名、顧問若干名を置いて団務を執

行してきた。事業としては次のような内容を行つてきた。

- ① 総会と名士講演会、総会は毎年二回これを開催し、名士を招へいし、講演会を挙行 ② 善行者の表彰 ③ 道路修繕 ④ 小学校校庭の拡張、砂盛工事 ⑤ 団報の発刊 ⑥ 観察 ⑦ 農産物品評会の開催 ⑧ 共同耕作 ⑨ 害虫駆除 ⑩ 生産調査 ⑪ 共同購入 ⑫ 慈善事業 ⑬ 震災救助(大正十二年九月二十一・二日) 一一人 ⑭ 青年団東部部会運動会参加(東城小)成績四八点、一等、などである。

明治四十二年十二月二十五日、鉄牛禪師の遺跡を千葉県知事有吉忠一が視察している。

この前後、千葉県の偉人として、県知事以下も、鉄牛の足跡を重視して、その調査に当たり、大正三年五月、その集大成として『鉄牛』という本を、県の内務部が発行している。

このように、明治末期から大正にかけての県の姿勢が、積極的に鉄牛を千葉県の偉人として後世に伝えよう



各小学校の百年の歩み

うとしている。そのほかの社会教育活動の状況を既出の『社会教育のあゆみ』より抜き書きしてみる。

大正三年四月九日東城尋常高等小学校校友会発会式を挙行す、会長には菅谷照吉校長がなる。本会の目的は東城尋常高等小学校出身者をもつて組織し、教育勅語および戊申詔書の御趣旨を奉体し、旧交を温め、各自の品位を高め、兼ねて本校の普通教育の改善進歩を図り、自治、公共の精神を養成する。事業としては、通俗講演会のほか有益なる会合、図書の購読、就学児童の出席督励などを行った。

大正七年九月十二日東城村婦人会発会式。会長向後けい、副会長、渡辺たつ、岩瀬りん。大正八年五月一日東城村農業補習学校を小学校に附設。五月十四日入学式を挙行す。予算総額一一五円。校長は鎌形薦照氏。大正八年七月七日東城村処女会設置。事業としては、補習教育、講習会、講演会、展覧会、図書の廻覧、善行者表彰、就学出席の督励などを行つた。会長は鎌形小学校長。大正十五年六月二十八日青年訓練所設置認可、七月一日開所式、入所者三六名。主事に鎌形薦照が任命された。

昭和二年十二月一日青年訓練所の査閲を受く。査閲官石川陸軍中佐、県社会主事羽計晟。昭和十七年大日本婦人会東城支部の結成をみた。

3 文化施設の整備（図書館）

明治維新後は、封建国家から近代国家へと生れかわる重大な過渡期で、滔々たる西洋文化におし流されながらも、何とか文明開化の花を咲かすことができた輝かしい時代といえる。

この明治建設の思想的な中心となつたのは何といつても自由民権の考え方で、それはやがて政治の上では立憲国家

を作り、教育の上では、学問の門戸開放、教育の機会均等となつたのである。

その結果、「学問の扉は国民の誰にも開かれ、図書館のような公共的・社会教育の機関は、大いに躍進すべき時期であつたのであるが、この大事な時期に残念ながら、国民の一人一人の個性を伸長すべき社会教育の制度が取り残され、画一的な学校制度が先行してしまつたのである。そしてこのおくれは今なお尾を引いて図書館の発展の妨げとなつてゐるわけである」(『千葉県図書館史』)。

日露戦争後、戦勝国として、世界の大勢におくれまいとする素朴な国民精神が燃え上り、各地に一人の識者、または数人の同志による小文庫が設立されるようになり、東庄地域でも明治四十一年東小学校(現橋小学校)に附属図書館が設けられた。その後、大正の初期に各地域にも図書館が設けられることになった。東庄町の四地域の図書館の沿革を、『千葉県図書館史』より抜粋することとする。

(1) 神代村立図書館

大正四年八月神代村櫻井(現干潟町)菅谷治兵衛氏より小学校で有効に使つてほしいと金二五円が寄附された。当時の神代小学校校長杉森勘次郎氏と訓導星野長雄氏で協議の結果、青年教育の一端として図書館を造ることになり、小学校の一室にこの寄附金で図書や書棚を設置した。その後の運営のこともあって村当局に移管し、大正五年一月十七日 神代村立図書館が創立された。大正十一年四月の『千葉県要覧』の「社会教育」に、公立神代図書館は大正五年に創立し、図書数は八九一冊とある。

同年二月二十六日館長に杉森氏、書記に星野氏が任命され、青年層を対象に図書貸出が行われた。図書は修養書と文学書が多く、高度な教育書も購入された。予算は大正五年三〇円、十四年には六〇円となり、図書も整備され、利

用度も高まつた。館長は歴代小学校長が兼任した。その間、戸村格訓導の指導宜しきを得て、青年学校生徒の利用が目立つた。

(2) 笹川町立図書館

大正十一年当時の笹川は青年団活動の非常に盛んな所であった。しかし青年が集まつても自由に使用できる場がないので「青年の修養のための道場」をという強い要望と、折からの皇太子御成婚記念事業として、多田慶治郎青年団長、堀朝治郎小学校校長、および青年団分団長らの協議の結果が、町当局に取りあげられ、図書館建設の決定を見た。

青年の図書館は青年の手でと、団員は道普請や人夫仕事などで得た金を建設資金の一部にし、町内からの寄附、町当局の補助金等で総額四〇〇円を得て、同八月二十日上棟式、同十一月二十三日、笹川小学校校庭に木造平屋建一五坪、玄関一坪、スレート瓦葺の当時としては立派な記念図書館の落成をみた。同月三十日、町へ移管して発足した。館長に堀朝治郎、図書主任に柏崎堅、図書係に渡辺良二がそれぞれ県より任命された。青年図書館は活発な活動を開始した。

大正十四年より館費二〇〇円が町費の中に組まれ、蔵書も増えてきた。図書館は青年の研修の場として、自由に集まり、自由に語り合い、読書をし、また、剣道場としても利用された。大正十四年五月二十九日には千葉県立図書館司書片岡小五郎氏が視察のため来町した。また十五年二月十一日は、時の県知事元田敏夫より表彰状と共に金五〇円が授与された。同月十三日高木京次郎が館長に就任、図書館主任に佐伯重忠が任命され、修養中心の蔵書構成に切り換えるよう努力、また常時貸出しを行つた。このように常に青年を主体とした図書館経営に力を注いで、郡下にも異彩を放つ存在だった。

昭和十二年、山根館長時代まで一貫した方針により運営されたが、十三年に大竹実書記によつて、始めて児童向図書が入れられ、青年に加えて児童の利用を見るようになった。当時の蔵書は、巡回文庫を含め一四二三冊館費は一五〇円であった。この年、県より図書館事業奨励金が交付された。昭和十五年には、当館で公共図書館研究会を開催し講師に廿日出県立中央図書館長を招き、分類、整理、利用方法等の指導を受けた。

当時の記録（第三五公立私立図書館、取調条項、笛川図書館、昭和十三年）によれば、次のようである。

(1) 閲覧の状況、開館日数一五六日、閲覧人員一五八七人、一日平均一〇・一七、主トシテ農閑期ニ青年男女、開校期ニ児童ニ利用セラル

(2) 閲覧図書ノ種類、第一児童読物、第二文芸、第三講談伝記、紀行、第四実業

(3) 巡回図書館ノ状況、全町区に区分シ巡回文庫ヲ用意シ各区ニ巡回閲覧セシム

(4) 図書館ノ施設上将来必要ト認ムベキ事項ニ関スル意見計画・児童文庫拡充ヲ計ルコト

(5) 其他特ニ申報すべき事項、和漢書部類別(一)雑書類一五七冊、(二)倫理宗教哲学一〇〇冊、(三)教育七五冊、(四)文学語学四七〇冊、

(五) 地歴伝記紀行三七五冊、(六)法制経済一四冊、(七)理科医学三八冊、(八)実業一二七冊、(九)児童読物六七冊 合計一四二三冊

昭和十七年四月一日内田毅小学校長が館長となる。同年県学務部長より、時局対策応急处置の督励を受け、再度廿日出館長を招いて図書館研究会を開催した。十八年四月より二十年三月まで、図書館は戦時中の流れに抗し得ず、建物は幼稚園となり、二十年四月小学校校舎ともども軍隊の駐屯する所となり、図書館活動は中断の止むなきに至った。

(3) 橋村立図書館

明治四十一年時の小学校長岩瀬禎一氏が、学校教育と共に青年および父兄の教養を高めることの必要性を強く呼びかけ、有志と相談の結果、小学校へ青年および成人向けの図書館を付設することになった。一般からは図書ならびに寄附金の寄贈を仰ぎ、また谷津の越川治郎左衛門氏より田地一反七歩の寄贈を受け、毎年その収益で図書を購入することを約して、同年十二月十五日東尋常高等学校（現橋小学校）附属図書館が設立されたのである。大正十一年四月刊『千葉県要覧』（社会教育）には、創立は明治四五年とされている。図書数は一〇六四冊である。

図書は学区内全体に配布され、毎年新刊書も購入して一般にも貸出し、盛んに利用された。道徳、修養関係の本が一三〇冊、産業関係五〇冊、文学五〇冊、その他雑誌を含めて五〇〇冊位であった。主として伝記ものが、文学では漱石全集などがよく読まれた。

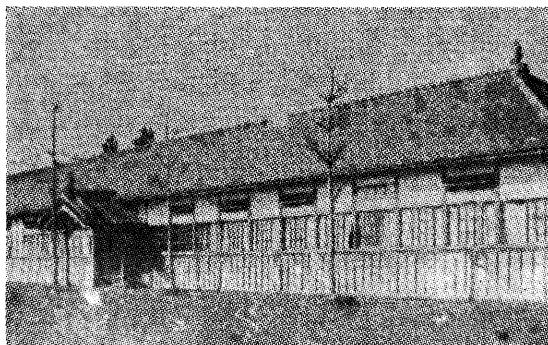
大正六年、台風で東小学校が倒壊、間もなく、現在地（今郡区）に移築され、それに伴って図書館もその一室に移された。昭和初期には児童書を多く購入して生徒の読書を推進し、その後、青年学校の生徒たちに大いに利用された。昭和十八年三月三十一日県の督励により小学校附属図書室を橋村立図書館にあらためた。海老原信夫校長を館長に川崎忠吉訓導が図書主任に任命され、図書六〇〇冊で、運営は村費でまかなわれた。先に寄附された田地はそのまま小学校に引継がれた。

往年の蔵書と、有志からの寄贈分と、公費で購入する新刊書等で蔵書は構成されていた、当時としてはよく揃っていた。青年学校の生徒や女子青年がよく利用していた。

(4) 東城村立図書館

校友会文庫設立は、青年の間で読書熱が高まってきたのを機会に、大正天皇の御大典を記念して、小座の鎌形修二氏を中心に、村長青野勝之助、訓導島田徳治、往古順一郎両氏と青年団役員や村の有志が、稻田積善氏よりの篤志寄附一五円をはじめとする村内よりの寄附金をもって、書棚、机、椅子、それに図書二〇〇冊を購入し、大正五年四月三日「校友会御大典記念文庫」として開館されたものである。島田徳治会長、鎌形修二副会長の就任を見、一四〇名の会員が登録され、部落(区)ごとに縦覧所を設けて図書を配布、また縦覧所間相互に図書の交換を行い一般の利用に供した。

大正末期、島田徳治氏の転勤により各縦覧所の図書は小学校に集められたが、主に運営に当たっていた青年団役員などの交替により次第に利用も減少、予算もないままに小学校に温存されることになった。東城村立図書館として発足したのは、昭和十八年五月四日で、この文庫を基礎に青年の教育を目的に図書の貸出を行つた。



神代村立神代小学校（明治31年）



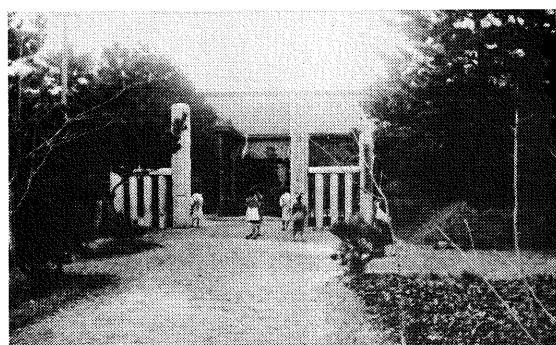
橋村立石出小学校（明治期）



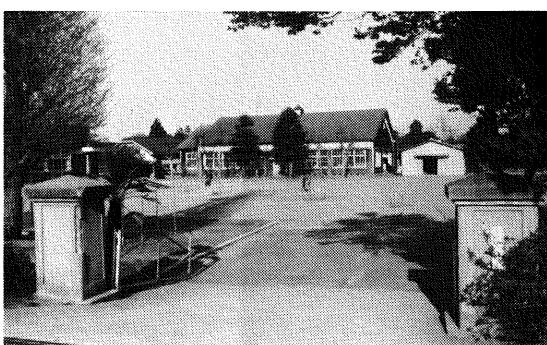
橋村立橋小学校の全景（大正15年）



東城村立東城小学校夏目分校（大正4年）



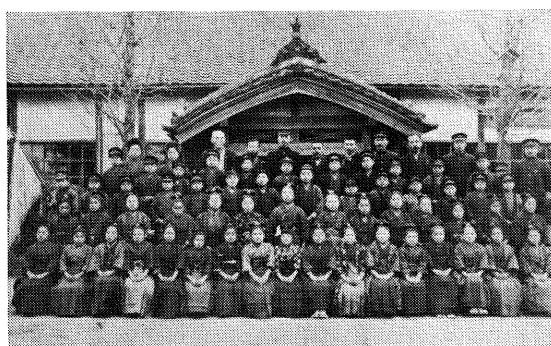
笛川町立笛川小学校正門（昭和初期）



東城村立東城小学校講堂（昭和8年落成）



神代小学校卒業生（明治39年）



神代小学校の卒業生(大正初期)



神代小学校の体操風景(大正初期)

(四) 交通・通信

1 鉄道延長運動

『千葉鉄の歩み』(千葉鐵道管理局)によると、明治二十七年(一八九四)、私設總武鉄道が市川・佐倉間に開通し、次いで本所・市川間が開通したことから、明治二十八年には佐倉・銚子間の免許が下付され工事に着手し、明治三十年(一八九七)に全通した。

(1) 香取郡への鉄道延長

明治三十年一月十九日成田・佐倉間が私鉄成田鉄道により開通し、次いで明治三十一年(一八九八)には成田・佐原間が同会社によって開通している。佐原までの延長は当初小見川までの免許状であった。明治三十四年、成田鉄道は成田・我孫子間を開通し、主要幹線路となつた。この年、小見川迄の延長免許状を県に返納している。神代村役場文書に成田鉄道株式会社への回答書「大正七年中貨客数量調、香取郡神代村」があることから、成田鉄道が延長の場合の採算度を調べたものと思われる。

成田鉄道が国の買収により国営に移管されたのは、大正九年(一九二〇)に入つてからである。

(2) 松岸線延長運動

佐原以東の延長は、既設の総武本線のどこへ結ぶかによって、いくつかの路線が画策された。これが地元民の利害関係と政党が結びついて種々の促進運動となつた。

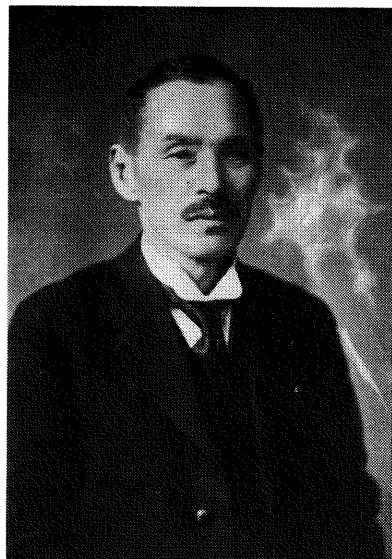
計画された路線をあげると、既設の総武本線の福岡町（現八日市場市）、旭町、飯岡駅、松岸駅に対して、香取郡の佐原、小見川、阿玉川、笛川から、それぞれの町村が、自町村発展への思惑をこめて運動が起された。それは政党間のかけ引きとも結びついて、昭和三年の工事開始までの長い間の混亂、停滞期間が生じたわけである。いわゆる香取憲政会路線として、佐原—香取—山倉—八日市場線や、利根川を横断しての鉢田線計画もあつた。

江戸幕府の時代から、利根川の水運が江戸（東京）への大動脈として用いられ、東庄地域の笛川も河岸かしとして、年貢米の輸送や、物資の流通に役立ち、人も文化もこの流れによって運ばれ、開けてきたのである。いま、鉄道交通といふ文明の利器によつて、さらに郷土の発展を望んだことは、地方町村の為政者、あるいは町村の工場主や商家の強い願望であった。

以下、佐松線延長運動の経過を三期に分けて述べることとする（笛川町役場文書、以下同）。

陳情・啓蒙期（大正九年から同十年） 大正九年九月一日私鉄成田鉄道が買収され、国有化されたころから延長運動が激しくなつた。

大正八年「千葉県佐原・旭町間縱貫鉄道敷設ニ閔スル請願」（請願代表飯田佐治兵衛）による請願の賛成者を求める文書がある。この運動がどこまで進展したかはわからない。しかし、大正九年四月の笛川町「成田鉄道延長ニ閔スル費用寄附簿」（寄附記帳者六七名、寄付金一三三円五〇銭）という文書ならびに「四月十七日上京のてん末報告」（五十嵐・石毛）



五十嵐莊太郎町長

という文書によつて、成田鉄道の延長運動が進められていたことがわかる。この運動の主唱者は多田慶治郎・五十嵐莊太郎・五十嵐善兵衛・鈴木喜三郎・小山富之助・石井喜兵衛・野口藤兵衛・石毛嘉一郎の八名である。先の文書記載の五十嵐・石毛は、町長五十嵐莊太郎ならびに石毛嘉一郎と思われる。

「大正九年七月十三日付請願書」（成田鉄道を小見川、笛川を経て銚子港まで延長する請願）には、第四二帝国議会で成田鉄道の買収を計画したが、衆議院が解散されたために成立せず、第四三臨時議会に提出の運びに相成るやとあり。これは政友会吉植庄一郎が地元民の要望をとりあげ、代議士今井健彦と図つて佐松線建設を建議したことによるものである。この請願書の署名者は笛川町長五十嵐莊太郎ほか四七名、銚子町長石上忠平ほか三九名、本銚子町長根本浩二ほか八名、森山村長星野徳治郎ほか三名、橘村長谷本豊治郎ほか一〇名、豊里村長鈴木新蔵ほか二五名、椎柴村長多部田菊之助ほか一二名、船木村長木内勝司ほか九名、海上村長鵜沢栄次郎ほか九名、西銚子町長名雪興之佐ほか一〇名、小見川町助役鎌形松太郎ほか一三名、茨城県側矢田部村長高橋煥一郎ほか四名、若松村助役細田倉吉ほか七名、輕野村長野口薰ほか二四名と佐原町長木内彰太郎で、時の鉄道大臣元田肇に提出したものである。七月十三日、千葉県知事の副申を得て鉄道省に出頭し、陳情している。この陳情書には地方鉄道期成同盟会として、該当町村協賛者名簿や、輸送に係る各町村の生産物調査が添えられている。同年十二月二十五日の午前十時を期して銚子観音境内公会堂でこれら協賛者の協議会を開いている。



鉄道延長に関する書翰（銚子町長石上忠平）



全国鐵道速成同盟會

大正十年二月第四四帝国議会に浜口吉兵衛の建議案（佐原—松岸間、小見川—八日市場間鐵道敷設）が委員会の議を経て上程され、憲政会、国民党の反対をおさえて原案は通過したが、貴族院で反対を受け、審議未了となつた。

大正十年五月「全国鐵道速成同盟會創立趣旨書」(篠川町役場文書)によると、「政府が鐵道普及の大方針の下に、第四四帝国議会に鐵道敷設法改正案を提出、交通系絡の統一と、内地鐵道網の完成を期したるは、我が國運發展上真に喜ぶべき政策なり。(中略) 貴族院に於ける一派の陋劣なる野心及感情に依つて、遂に此国家重要法案の議了を見るに至らざりしは、邦家の為寔に痛惜に堪えず（以下略）」とされてゐる。これ以降、鐵道建設促進運動は全國統一運動として「全國鐵道速成同盟會」の設立をみた。この会によつて東庄地域に關する鐵道敷設運動は昭和二年まで繼續される。

一方、大正十年七月には地方期成聯盟会が組織され、私鐵建設計画も進められた。大正十年八月「北總電氣鐵道株式會社事

業」には発起人として、五十嵐莊太郎・野口藤兵衛・五十嵐善兵衛・小山富之助・鈴木喜三郎の名が書かれてある。笛川町では四七名の者が協賛している。

決定期(大正十一年) 同年(一九二二)四月、第四五帝国議会(高橋是清・政友会内閣)に、鉄道大臣元田肇によって提案された鉄道敷設法によつて香海鉄道(小見川線、別名佐松線)は予定線路となり、大正十三年から同十九年の間にわたり継続事業として、建設案が可決された。『千葉県史』(大正昭和編)に当時の小見川町民の喜びの様子を「天を仰ぎ、地に伏して喜んだ」とか、「全戸を挙げて政友会入党」などと表現している。同町では鉄道敷設小見川協賛会を結成して、土地買収等に積極的協力を表明、表示している。

記述が前後するが、本案件が四月七日、衆議院の可決をみ、貴族院に上程される運びとなるや、全国鉄道速成同盟会では、地方鉄道期成聯盟会長(小見川町長石毛巳之助)に、県選出代議士への協力要請、高橋首相、元田鉄相委員長、貴族院内鉄道敷設委員等に対し、賛成尽力の打電を、そして地方有志ならびに地方委員の上京陳情を促している。

停滞・混乱期(大正十一年以降昭和二年) 大正十一年六月加藤友三郎内閣は、財政緊縮政策を打ち出し、各省予算に對し大削減の決定をした。特別会計もまたその適用を受けた。次いで翌大正十二年の関東大震災による緊急財政の措置があつて、鉄道建設の実施は延ばされ、大正十四年第五〇議会で改定された年度制により、着工年度は大正十八年以降に繰り延べられた。

記述はさかのぼるが、大正十年八月、地方鉄道法に基づき、北総電氣鉄道株式会社の出願のことを協議した中で、「秘方法の内容」として次のようにある。

- 一 佐原銚子間ノ鉄道仮令政府ノ予定線トナルモ、政府ハ急遽之ヲ敷設スルノ見込ナシ、(中略)
- 二 故ニ沿線民衆ハ、一致協力シテ民設会社ヲ起シ、其起業ニ依リテ速成ヲ図ルベク、特ニ小見川町笛川町ハ、町勢ノ消長ニ関

スル問題ナレバ、其中堅トナリテ活動スルノ必要ヲ認メサルベカラス。 (後略)

更に以下の内容を要約すると、株式会社として応分の持株を引受けける。株配当金の推定と本鉄道の営業成績の推計を挙げ、棚からぼたもち式に政府の実施を待つのでなく、自力遂行することが最終的には初期の目的を達することになる、と結んでいる。

かくして、この趣旨書は関係町村に送られ、それぞれ該当町村の協賛者が集められた。

大正十年十一月に千葉県は吉岡技師ほか二名を派遣して現地調査を行つてゐる。

一方、発起人を中央に求めている間に、佐原銚子間鉄道敷設の出願が二件あることが判明する。

一つは石毛己之助・五十嵐莊太郎地元町長等と高橋源治郎(元佐原町に居住し、後東京市に転居した)を発起人総代とするものと、他者は鈴木佐兵衛(佐原町)、志村清右衛門(県会議員)、渡辺英二(県会議員)と今井健彦代議士である。しかし、この問題は高橋源治郎と今井健彦の会見により、二者の合併の方針となつた。

大正十一年六月には、新請願書が千葉県に提出された(発起人総代本多貞次郎・浜口吉兵衛)。新請願書の発起人二九名の住所氏名を分類すると、県議九、代議士五、地元は 笹川町五、小見川町三、その他の町村七となつてゐる。

中央では大正十二年十月に「未成鉄道速成同盟会」を組織して、大正十一年四月決定の実行を促進する運動をすすめている。

大正十二年十一月二十九日の電報に「ケンセツシキンヨテイヨリ一ワリハブゲンジギヨウケイゾク」とあり、事業予算の減額を知らせてきている。

大正十四年十一月日付の「鉄道敷設ニ就キ契約書」なる文書は、福岡町(八日市場市)を起点に 笹川町須賀山に至る間の鉄道敷設出願について、五十嵐莊太郎外と本鉄道敷設主唱者佐伯義信との契約書である。この契約も昭和二年十

二月には脱退（破棄の意か）している。

以上述べてきたように、本鉄道延長問題は中央では、衆議院対貴族院の、あるいは政党間の政争の具に供され、地方にあつては、県議の介入によつて、地元民の強い願望も混乱に引き込まれ、その実現は困難であつた。

2 電話の開通

大正十年六月二十五日、今井健彦代議士より、手紙（笛川役場文書）で笛川町長五十嵐莊太郎に、次のことを書き送つてきている。

笛川の特設電話に就ては、小生（今井健彦）も少なからず驚愕を禁じ得ず、党人中某代議士の如き者の存在は□党を窮地に陥らしむるものと独り憤慨致し居り候、（中略）笛川の特設電話工事費は、総額三八一六円なれば書中三〇〇〇円の寄附は、全国中にも優等の方に候、然るに之が選に漏れたるは、他に運動強かりしと云う事に帰省致す可、（中略）本年選に入りたる者は四〇口以上なるに、笛川は三二口の加入申込に過ぎざれば、此点、禍を為したると言ふも差支なかるべし、（後略）

以下の内容を要約すると、成功の可否は言えないが、総工費全額を寄附し、口数を四〇口以上にし、一切を任せてくれるなら努力してみる、というものであつた。

「特設電話」とは、加入者に費用の一部を負担させることにより、電話架設を促進することを目的として、明治三十五年に制定された「特設電話加入規則」に基づくもので、局内設備を除くほか、架設費は一切加入申請者の負担とされる。

特設電話の料金は、架設費と加入登記料五円を要し、電話交換料（使用料）は年額二四円で、このほか市外通話料が

千集 16

千葉縣銅川局業務概要表 大正十一年度

千葉縣香取郡鶴川町
宇須賀山大百七拾八番地

かかったので当時の物価水準からみて、相当高額だったものと考えられる。

当時の通信省の方針は、県庁所在地および加入者数二〇〇以上の局は普通電話で、それ以下は特設電話で交換開始するということだったため、当時の交換開始は、県内では、千葉町を除き、すべて特設電話によるものであり、これは、昭和七年十月の特設制廃止まで続いた。

大正五年十一月に笛川郵便局に市外回線一が設置され、呼出電話として郵便局で通話することができた。

大正十一年、加入申込者四一で架設工事が行われ、同十二年二月交換が開始された。

「笛川町役場日誌」の大正十二年二月二〇日の記事に「特設電話工事終了、明二一日より開通に付委員一日来場（役場）」とあり、二十一日より使用が開始された。

加入者数の変動は、昭和四年迄は四二であり、昭和五年四八、同八年五一、同十七年五二となつた。

第七節 町村制の動向

(一) 郡制廃止

明治二十九年(一八九六)ほぼ現在の一・二郡域に統廃合された千葉県の郡制は、大正十年(一九二一)四月の郡制廃止法によつて、大正十二年四月一日をもつて郡は廃止され、県の出先機関となつた。

郡制廃止に関する法律案提案の要旨は、次のとおりである。

- 一 郡の自治体としての活動は、府県市町村の活動に比して見るべきものがない。
- 二 郡の自治体としての発達が遅れた結果、住民の郡に対する自治概念が稀薄である。
- 三 郡は府県、町村の中間団体で、府県町村の基礎が強固になることによつて、郡の自治体としての必要性がなくなつた。

すなわち、郡の事業を府県、町村に移して活動した方が適切であるばかりか、地方自治制度を簡明にして、町村の自治活動が促されよう、ということであつた(『千葉県町村合併史』上巻)。

そして大正十五年四月「郡長廃止ニ関シ内務大臣訓示」ならびに千葉県知事の指示によつて、郡役所の廃止が実施された。

以上のような経過で郡制は廃止されたのだが、大正期は郡制下で地方行政が行わられたのであるから、大正七年より

同十一年までの間の「香取郡歳入出決算書並に通常郡会決議録」(木内勝男家文書)によつて、この間の郡の活動状況をみてみよう。

歳入出決算書から次のことがわかる。
経常歳入費の九一%余を郡内、四一町村の分賦金によつては、その他は佐原女学校と多古、小御門の二農学校授業料収入である。

臨時歳入は学校營繕費寄附金と、県費補助交付金五〇〇円である。従つて香取郡内町村等よりの徵収金が歳入総計金の九六%を占めている。

歳出費の中でも最も多いのは、教育費で一二万円余である。これは歳出費総額の六五%に當る。事業としては、多古、小御門の二農学校と佐原女学校の經營費である。

大正十一年郡制廃止を前にして、右の通常郡会決議録に次の記述がある。

農学校県費補助並移管ニ関スル意見書

本郡ハ実業教育振興ニ関シ、地域ノ関係上東部西部南部ニ、三農学校建設ノ方針ヲ樹立シ、多古・小御門二校ヲ郡立トシ、将ニ東部ニ一農学校ヲ建設セントスル機會ニ際シ、一朝ニシテ郡制廃止ノ悲運ニ遭ヒ、三校鼎立ノ理想ヲ実現スル能ハサルハ寔ニ遺憾トスル処タリ。然レトモ幸ニシテ東部諸町村ハ組合立ヲ以テ農学校建設ノコトニ決シ、大正十一年度ニ於テ相当郡費ノ補助ヲ為サムトスル状況ニアリ。(以下略)

以下の内容を要約すると、農学校は郡制廃止後も県費補助を継続して、その基礎が強固となつた後は、県立として経営されることを意見具申する。というもので、大正十一年二月十五日付で、香取郡会議長石毛嘉一郎は千葉県知事折原己一郎に上申している。なお小見川農学校の設立については後述することとする。

さらに歳出費の状況を述べてみると、土木費は全歳出費の一六%を占めており、郡道改修、および町村道路橋梁費補助金に当てられている。大正十一年二月に香取郡会議長石毛嘉一郎より、千葉県知事折原己一郎に提出した、「郡道改修工事続行ニ関スル意見書」（既出の通常郡会決議録）では、

郡制の廃止を目前にして、郡道の処分には考量を要する、道路法実施と共に二六里八町一八間の郡道の認定を見たが、この郡道の改修を十年計画で行う計画を樹てた、然し全路線に亘って改修工事の終了に近いものは二路線のみで、その他は何れも着手の初期である、全く工事に着手しない路線も二線ある、全改修計画からは六割の未着手がある為に道路としての機能を發揮できない状態である、従つて県に移管後は準県道として、県道の改修と併行して工事の続行を措置されたい、
と意見を上申している。

郡歳出費のうち勧業費は全体（歳出予算総額）の一四%に当たり、農作物品評会賞与金、養蚕組合、桑園改良奨励金に支出し、さらに米麦改良奨励費にあてている。

補助金、奨励費を合せると全体の三二%を占め、学校経営費を除くと郡の活動の中心は各種団体に補助金を与えて、活動を促すことであった。主な産業関係団体としては、郡農会、煙草耕作組合、畜産組合、養蚕組合、共同販売組合である。教育関係団体では、郡教育会を始めとして、郡青年団、郡聯合処女会等に補助金を、個々の活動には奨励費を支出している。

その他郡衛生会、在郷軍人会、郡神職会、公設消防聯会に対しても補助をしている。

以上述べたことによつて、郡の活動の大要がわかる。

第120表に郡制廃止直前の「大正十一年香取郡通常郡会決議録」（木内勝男家文書）から歳入歳出の状況を掲げる。

第120表 大正11年香取郡通常郡会決議録

☆歳入経常部		円		
第1款 雑 収 入	13,635		第2項 勘 業 諸 費	7,131
第2項 授 業 料	12,429		第6款 教 育 費	44,828
第2款 各町村分賦額	146,702		第1~3項 学 校 費	42,113
37目 神代村	3,444		第4項 社会教育諸費	1,765
38目 笹川町	3,365		第5項 教育奨励費	950
39目 橋 村	3,120		第7款 道路管理費	3,622
40目 東城村	3,397		第8款 土 木 費	13,995
歳入経常部合計金	160,337		第1項 道路橋梁費	13,655
歳入臨時部			第9款 地方改良諸費	500
第1款 繰 越 金	600		第1項 奨 励 費	500
第2款 国庫補助金	500		第10款 徴発物件輸送費	1
第1項 教育費補助金	500		第11款 郷 社 費	338
第3款 県費補助金	2,930		第12款 郡統計諸費	175
第1項 教育費補助金	2,650		第13款 予 備 費	1,480
第2項 土木費補助金	280		歳出経常部合計金	83,536
第4款 県奨励交付金	3,095		☆歳出臨時部	
1目 勘業奨励交付金	3,095		第1款 勘 業 費	10,900
第5款 寄 付 金	18,000		第2款 教 育 費	75,176
第1項 農学校營繕費交付金	18,000		第1項 教育補助費	23,200
歳入臨時部合計	25,125		第2項 農学校營繕費	51,976
歳入総計金	185,462		第3款 土 木 費 補 助	15,000
☆歳出経常部			第1項 町村道路橋梁費 補助	15,000
第1款 会 議 費	4,145		第4款 衛 生 費	300
第2款 郡吏員費	96		第1項 衛生会補助	300
第3款 郡費取扱費	66		第5款 神職養成費補助	200
第4款 郡会議員選挙費	10		第6款 在郷軍人会補助	150
第5款 勘 業 費	14,280		第7款 公設消防联合会補助	200
第1項 産業吏員費	7,149		歳出臨時部合計金	101,926
			歳出総計金	185,462

歳入の部の・印は郡内よりの徴収金である。

(木内勝男家文書より作成)

歳出の部の・印は補助金、奨励費である。

東部農学校設立計画

大正十一年十月九日付、小見川町長石毛己之助発による香取郡東部郡会議員、町村長、建設

顧問宛の通知文が出された。これをお約するに次のようにある。

農学校建設事業進行上各位の会合を煩わし、意見を伺い度く思うが、銚子に発生した悪疫（コレラ）のため、会同を延期する。しかし農学校の建築着手の段取りまでは進めたので、建築経費の挙出について、迅速に纏まるよう配慮を願いたいとして建設構想を報告している。これより先の大正十一年三月十七日に設立の基盤を、東部町村に置くために、「東部町村聯合会々則」を協定した。この区域は、大倉、豊浦、小見川、森山、良文、 笹川、東城、橘、神代、中和、万才、古城、山倉、府馬、八都、神里、豊里、の十七町村である。この会の事業は、「農学校發達に資する協賛事業」とされている。ついで資金募集を行うために、一萬一〇〇〇円の寄附応募希望額を示している。その内訳は、四隣として、豊浦、神里、八都、森山、良文村（現小見川町各地区）で五〇〇〇円。その他として、 笹川、橘、東城、古城、万才、神代、府馬、大倉、山倉、中和、豊里の一町村で六〇〇〇円である。ほかに設備費寄附金として府馬村より八四〇円、神里村より一二〇〇円、森山村より七一一円五〇錢、八都村より一五七二円が寄附されている。

この農学校は、元良文農学校を継承したもので、經營は小見川町が行い、四隣の五村ならびに香取郡東部町村として一一町村が協賛したものである。大正十二年四月十日、落成式を挙行して、「香取郡東部町村聯合小見川農学校」として発足した。郡制廃止に当たり、郡會議長石毛嘉一郎より県知事に県移管を具申し、以降今日に及ぶものである。校地、校舎、經營組織、十一年当初の經營予算等は省略する（大正十一年九月『東部農学校書類綴』、神代村役場文書）。

(二) 町村行政

町村制の改正

明治二十二年第一次の町村合併が行われ、旧四町村が成立した。そして二〇有余年後の明治四十四年（一九一）四月に町村制の全面改正が行われた。

改正の要点を取り上げてみると次のようになる。

一 町村会議員の任期が、従来は六年で、三年ごとに半数改選であったものを、任期四年、全員改選とした。

二 直接国税を納めるものを公民とするとあつたものを、地租を納めるか、直接国税二円以上を納めるものと改めた。

三 町村に対し工事を請負、その他特に関係の深い事業者には、被選挙権を与えない規定を緩和した。

選挙人の等級に関しては従来と変りなく、二級制であつた。このことを示すものとして神代村役場文書を次に示してみる。

当選告知書

本月七日ニ於テ執行セル、本村会議員総選挙ノ二級選挙ニ當選候也

大正二年四月七日

神代村長

つぎに改正の要点、三を示すものに、次の史料（神代村役場文書）が見られる。

町村会議員請負業ニ関スル件、為念移牒町村ニ於テ、県費補助ニ依ル土木工事ノ施行ニ際シ、其町村会議員ノ職ニ在ルモノニシテ、往々之レガ工事ノ請負ヲ為ス向アルヤニ聞ク、右ハ請負ヲ為スト同時ニ、町村制第十五条ノ規定ニ依リ、其職ヲ失スルモ

ノニ付、誤解無之様其筋ヨリ通謀有之候条、右御了知相成度此段及移牒候也

大正三年十二月八日

この町村制改正で、有権者の人口に対する比率の変化は少なかつた。香取郡では大正元年には九・二五%，同五年には、九・六八%であった。

大正十年の町村制改正（原敬内閣）は、大正デモクラシーの影響下に、普選・政党政治という視点から改定されたもので、法案名は「町村制中改正法律案」である。改定の主旨は、公民権の拡張、等級選挙の改定、選挙規定の改定、町村制施行区域の拡張であった。以下これを説明すると次のようになる。

- 1 公民権の拡張については、市町村公民権は、市町村税を分担する者とすること
- 2 等級選挙の改定については、従来二級制であったものを一つにした（二級制廃止）

この結果、有権者の人口比率を、香取郡でみると、大正十年には一〇・七四%，同十四年には一四・五九%と幾分の増加をみた。

つぎに大正十五年の改正是、普通選挙をふまえてのものである。以下『千葉県議会史』収録の「町村制と選挙」によると次のようである。

- 1 公民権の納稅上の制限を撤廃して、平等普通の選挙権を与えた
- 2 普通選挙を中心として、一貫した民主的理念のもとに、全地方団体法を一齊に改定したこと
- 3 地方行政の監督体系に画期的な影響を与えたこと
- などであり、これらの改定の内容は主として、一 選挙権及び被選挙権の拡張、二 選挙方法の改善、三 自治機関の整備、四 自治権の拡張があげられる。

第121表 選挙有権者数推移（東城村）

元	年次	町村会 (定員)	郡会(定員)	県会	衆議院	貴族院
大正	元	299(12)	168(1)	169	128	—
	2	299(12)	168(1)	169	128	—
	3	297(12)	168(1)	184	125	—
	4	298(12)	168	184	123	—
	5	—	—	—	119	—
	6	—	—	—	119	—
	7	305(12)	189	189	126	—
	8	310(12)	188(1)	188	218	—
	9	300(12)	188	188	219	—
	10	300(12)	191(1)	191	219	—
	11	300(12)	—(1)	300	221	—
	12	295(12)	/	295	215	—
	13	403(12)	/	301	223	—
	14	405(12)	/	296	229	1
	15	407(12)	/	307	229	1
昭和	2	616(12)	/	615	616	1

(カッコ内の数字は議員数)

市町村公民はすべて選挙権を有するものとしたことは、前記の大正十年改正から、納税条件を除外したもので、公民としての基本要件は、帝国臣民であること、年齢二十五歳以上の男子であること、二年以上同一町村の住民であることの三点である。

以上数度にわたる町村制の改正によって、東庄地域有権者数の変化を東城村の統計によつて、調べてみると、大正八年に衆議院の有権者が、前年の一二六人から二二八人に増加している。大正十一年、郡制廃止を前にして、県会議員選挙有権者が、前年一九一人から三〇〇人と増加する。大正十二年には郡会がなくなり、大正十三年には町村会選挙有権者が、前年二九五人に対し、四〇三人へと増加した。普通選挙の行われた昭和二年には、町村会、県会、衆議

院の選挙有権者は同数となり、その人数は六一六名となった。かくして村民男子の公民権所有者はすべて有権者となり普通選挙が施行された。しかしながら大正期を通じ、一部の婦人によって進められた婦人参政権獲得運動は、この昭和二年の普通選挙法では認められなかつた。

大正期の町村行政

大正時代には、中央政府の動向とともに町村行政に関しても、いろいろな刷新が求められた。

特に、大正七年、折原千葉県知事は積極的に町村行政の刷新を求めた。

第122表
町村吏員報酬及給料額

人口	区別			名譽			有給			収入役			書記		
	町長	助役	村長	町長	助役	月額	町長	助役	月額	収入役	月額	書記	町長	助役	月額
三千未満	一四〇円以上	一八〇円以上	二五円以上	二〇円以上	一八円以上	一五円以上	二〇円以上	一五円以上	一三円以上	一五円以上	一五円以上	一五円以上	二〇円以上	一五円以上	一五円以上
三千以上五千未満	三〇〇円以上	二四〇円以上	三〇円以上	二五円以上	二四〇円以上	二五円以上	二五円以上	二五円以上	二三円以上	二五円以上	二五円以上	二五円以上	二五円以上	二五円以上	二五円以上
五千以上一万未満	三六〇円以上	三〇〇円以上	三五円以上	三〇円以上	三〇〇円以上	三五円以上	三〇円以上	二八円以上	二八円以上	三〇円以上	二八円以上	二五円以上	二五円以上	二五円以上	二五円以上
一万以上	四二〇円以上	三六〇円以上	四〇円以上	三五円以上	三六〇円以上	三五円以上	三五円以上	三三円以上	三三円以上	三五円以上	三五円以上	三五円以上	三五円以上	三五円以上	三五円以上

大正八年九月九日

千葉県知事 折原己一郎

町村書記定員

一、人口二千未満ノ町村	二人以上
一、人口二千以上ノ四千未満ノ町村	三人以上
一、人口四千以上ノ七千未満ノ町村	四人以上
一、人口七千以上ノ町村	五人以上

町村吏員の資質の向上のために、大正八年には、千葉県訓令第二四号をもつて、町村吏員の報酬及給料を定め、書記の定数（第122表参照）を指示している。

さらに大正九年には、千葉県訓令第三二号をもつて町村吏員の報酬を、第123表のように改訂している。

第123表 町村吏員報酬及給料額

種目	年度	区別		名		有		給		収入	役	書記
		人口	(年額)	町村長	助役	町村長	助役	(月額)	(月額)			
三千未満	四百八十円以上	三百六十円以上	五百円以上	四百八十円以上	五十円以上	四十円以上	三十円以上	三十六円以上	三十円以上	三十円以上	三十円以上	三十円以上
三千以上五千未満	六百円以上	六百円以上	六百円以上	六百円以上	六十三円以上	五十五円以上	五十三円以上	五十六円以上	五十六円以上	五十六円以上	五十六円以上	五十六円以上
五千以上一万未満	六百六十円以上	六百円以上	七百円以上	六百六十円以上	七十円以上	六十三円以上	五十五円以上	五十三円以上	五十三円以上	五十三円以上	五十三円以上	五十三円以上
一万以上	七百五十円以上	八百円以上	九百円以上	八百円以上	八百円以上	八百円以上	八百円以上	八百円以上	八百円以上	八百円以上	八百円以上	八百円以上

以上のような町村行政訓令に対し、本町の実態を神代村を例に述べてみよう。

学務委員同	四年六分	二四	一四四	一五六円	大正二年	同六年	同八年	同十一年	報酬、給料は、前記訓
区長代理同	一〇人年二円	一一〇人分	一二〇	一四五	同	同	同	同	令の年の大正八年に若干
区長同	二年額(月二三円)	四年六分	一四四	一五六円	同	同	同	同	増額され、さらに大正十
村長同	二年額(月二三円)	二四	二一〇	一四五	同	同	同	同	一年には二倍前後の増額
助役同	二年額(月二三円)	二四	二一〇	一五五	同	同	同	同	をみていく。
村長報酬	一五六円	二四	二一〇	一五六	同	同	同	同	書記の定数および給料

助役給料	一八〇	月額	一五円
収入役同	一四四	月額	一二円
書記同	二三八	月額	一四三
		九〇円	一人
		二三九	二五六
		二六四	一、二二二
		二六九	一九二
		三六〇	三六〇

神代村の現住人口は、

については次のようである。

大正期を通じ、三千人を若干越しているので、書記の定数からは三人以上であるが、初期は二名であり、大正十一年からは四名に増員された。

千葉県下での町村役場の報酬月額の傾向と比較すると、神代村は平均値に当たる。

町村役場の事務状況を、神代村を例として述べてみる。

「大正十一年香取郡神代村事務報告書」によると神代村の現住人口は三一五八人で、現住戸数は四七六戸であった。こうした村の規模に対しても、役場吏員の組織は、村長・助役・収入役各一、書記四の計七名である。事務の分担

第124表 神代村役場における事務分担状況

戸籍兵事	収入支払	事務統轄	職務内容	職名	氏名	職務内容	職名	氏名
書記	収入役	助役	村長	菅谷後元	菅谷向後	賦課、財務、社寺木	書記	菅谷泰助
飯田長寿	菅谷衛治郎	菅谷内太左衛門	宮内泰助	菅谷元治	菅谷雅雄	統計・衛生・庶務	書記	菅谷治雄
		選議事・牛馬籍						
		書記						
		大根葉門						

状況は第124表のとおりである。

このうち村長・助役が二名いるのは、年度途中の辞職によるものである。吏員の異動としては、上記のほかに区長・区長代理者の満期、あるいは辞職による改選が行われている。

村委会（村議会） 同村の村委会員定員は一二名であり、大正十一年度の村委会開会数は八回である。この村委会議案を集めると、県税附加税の賦課額や村税課率および賦課方法、徴収期日の決議を行つてゐる。また村歳入・出予算、決算の承認、人事としての村長以下、区長、代理者の改選選挙ならびに学務委員等常設委員の選出、学校基本財産を含めた町村財産管理に関する事務、および公用施設改廃のことが議決されている。

その他の役場事務 土木事業では道路、橋梁の改修を土木費郡費補助規程により、それを行つてゐる。教育について

ては、小学校の經營予算の執行、教職員の人事異動、児童の就学の事務を行い、補習教育、社会教育の施設充実を図つてゐる。衛生に関しては、種痘の執行、伝染病の対策および処置、春秋二回の清潔法の実施をしている。勧業面では、米麦繭等主要物産の豊凶を調査し、勧業上の諸施設として、種糲の配布、馬匹去勢、畜牛検査を行い、苗代害虫駆除を補助し、麦奴予防を行わせ、牛馬籍による照合を行つてゐる。警備事務としては火防施設の充実、保安組合の設立を行い、兵事としては徴兵事務を行ない、戸籍事務のほか財政事務として国税徴収事務、県税徴収事務、村税徴収事務を行つてゐる。次に大正十一年度の財政規模を知るために、『東城村統計一覧』から同村の予算関係表を掲げる(第125表参照)。東城村の規模は戸数四四八、人口二八五七である。

第125表 東城村予算関係表 大正十一年

租						滞納処分		
国						國稅	県稅	町村稅
壳	醤	酒	營	所	地	人員	人員	人員
業	業	業	業	得	租			
營	業	稅	稅	稅	八、三九元	調本年	納過期	モセキノサ完
業	稅	稅	稅	稅	三、三五五元	度	督發完	ルモノス
稅	稅	稅	稅	稅	一、九九三元	度	完差	モナ押財ノセ前產
三	六	六	六	六	八、三七元	收前入年額度	行處微分決	ノス行處ノモ
千	零	零	零	零	一、九九三元	度	稅金欠	損ノモ
百	零	零	零	零	八、三五五元	收前入年額度	翌年度へ	繰越スモ
零	零	零	零	零	一、九九三元	度		
三	六	六	六	六	八、三九元	度		
千	零	零	零	零	一、九九三元	度		
百	零	零	零	零	八、三五五元	度		
零	零	零	零	零	一、九九三元	度		

共公及

費合組									
費合組共公					税村				
一戸当		県国			税		特别税		
公共組合費	計	町村税	税	税	現金	夫役	各反別種割	各反別種割	各反別種割
三九九	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	六、五七〇	六、五七〇	六、五七〇	六、五七〇	六、五七〇
一人当		県国			税		特别税		
公共組合費	計	町村税	税	税	現金	夫役	各反別種割	各反別種割	各反別種割
一七九	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	四、六三〇	四、六三〇	四、六三〇	四、六三〇	四、六三〇
一戸当	計	農会	組合	水害予防費	予本年算度	六、五七〇	六、五七〇	六、五七〇	六、五七〇
一人当	計	農会	組合	水害予防費	決前算年額度	四、四八〇	四、四八〇	四、四八〇	四、四八〇
一戸当	計	農会	組合	水害予防費	決前々年額度	三、三八四〇	三、三八四〇	三、三八四〇	三、三八四〇

歳費村町									
入					歳				
会議費	役場費	基本財産受入	寄附金	郡費補助金	組合交付金	県税交付金	國庫交付金	緑越金	雜収入
二二〇〇〇	三九九〇〇	三九九〇〇	一、〇〇〇〇〇〇						
二〇〇〇〇	二九九〇〇	二九九〇〇	一、〇〇〇〇〇〇						
一九九〇〇	二九九〇〇	二九九〇〇	一、〇〇〇〇〇〇						
一九九〇〇	二九九〇〇	二九九〇〇	一、〇〇〇〇〇〇						

第八節 関東大震災

(一) 大震災と東庄地域のようす

大正十二年（一九二三）九月一日、午前十一時五十八分関東地方を襲った大地震により、最も大きな震動を感じた地方は、神奈川県の相模湾沿岸で、このほか房総半島の南西岸、三浦半島、伊豆半島の東岸、東京府、神奈川県各地に裂震を感じ、西は京阪地方、東は福島、仙台附近の人々にも震動を感じさせるものであった。

本町の被害状況は、後出の橘村役場報に代表されるように、「本村は住民及建物の被害特記すべきものなきも……。
（以下後述）」とあるように壁や屋根瓦の破損、落下があつた程度であつた。当時の模様を穂野誠氏（舟戸区）は次のように語つてくれた。

千葉師範学校に入学一年生で、九月一日二学期の始業式も終り、寄宿舎に入った時であつた。屋根瓦が落ち、天井から釣つてあつた電灯が激しく振れて天井に当たつてこわれた。翌二日、学校は臨時休校となり、それぞれ郷里に帰つた。列車（總武本線）が不通であったので徒步での帰路、八街で夜となり、民家で一泊させてもらった。三日、成東駅より旭駅まで列車に乗り、旭駅から徒步で神代村の自宅に帰り着いた。自宅附近は壁の落ちた家は見られたが、倒壊家屋はなかつた。家人は竹山に避難していだ。夜は竹山で過し、「朝鮮人暴動」の噂がつたわり、警防のために父に代つて出勤した。

つぎに大正十二年の 笹川町役場日誌（笹川町役場文書）から、大震災関係の記事を拾い出してみる。

九月一日 土曜 驚雨 正午ヨリ稀有ノ大地震アリ

九月二日 日曜 晴後曇 暑、夜来ヨリ數度ノ地震アリ、東京十五区ノ内、九区全焼ナドノ報來リ人心恐ル。

東京方面ヘノ通信全然絶ユ

九月三日 月曜 晴 未明ヨリ數度ノ地震アリ（コノ日笛川町外十三箇村ノ農會長會議アリ、相川郡農会技手來場）

九月四日 火曜 晴 岩井助役ハ強震災害救護ニ関スル件ニ付、佐原郡衙へ出張セリ

九月五日 水曜 晴 震災救護費打合セノ為メ箕輪郡書記來場、町村長會議並ニ震災救護打合ノ為岩井助役ハ郡衙へ出張

九月六日 木曜 晴 震災救護ノ件ニ付各區長、青年團長、在郷軍人分會長ヲ招集シ協議会ヲ開ク

九月七日 金曜 晴 九月一日ノ烈震後ノ秩序維持并ニ罹災民救護ノ為ニスル戒厳令、本県ヘモ令セラレタル旨通牒アリ（午後六時三〇分受領）

九月八日 土曜 午前曇後雨午後六時晴レ 本町（笛川町、以下同ジ）青年團及在郷軍人分團役員ノ震災者ニ対スル救護協議会開催

九月九日 日曜 曇天 本町在郷軍人分會員及青年團員協力シテ、午後二時ヨリ米ノ岸卸ヲナシタリ

九月十日 月曜 雨天 震災者ニ対スル供給米送付ノ為香取郡役所へ出張、岩井助役

九月十二日 水曜 晴暑 震災者ニ寄贈スベキ衣服ノ件ニ付キ各區長及婦人会處女会役員ヲ招集シ、協議セリ。

九月十三日 木曜 晴 午前七時三〇分頃本町在郷軍人分會員十名、震災地君津郡ニ救援ノ為メ出発ス

九月十四日 金曜 時折大雨アリ 寄贈衣類六箱五五〇点、午後三時発汽船便ニテ野口収入役付添ノ上、香取郡役所へ輸送ス

九月十七日 月曜 晴（在郷）軍人分會員救援隊帰町ス

十月五日 金曜 半晴夕方雨模様、永井郡書記ハ震災義捐金募集ニ関スル件ニ付、来町、市橋助役案内シ、多田庄兵衛氏方ヲ訪問セリ

多田慶次郎氏震災義捐金ニ閑スル件ニ付、来場（役場）、午後三時過

十月七日 日曜 曇小雨稍々寒シ、本県下、今回ノ震災罹災者ニ対スル義捐金募集ニ付協議ヲ要スル為、八日午後一時役場ニ参集セラルル様各区長有志者ニ通牒ス

十月八日 月曜 曇 本県下震災ヲ受ケタル者ニ対スル義捐金募集ノ為メ各区長及有志家招集協議ヲ為セリ、(配当金根方四〇円、仲内三〇円、大木戸九〇円、宿浜一〇〇円、新田三五円、孤敷三五円、鹿野戸四〇円合計三七〇円右承認ヲ得タリ)

十月十一日 木曜 晴 震災復興義捐金募集ノ為、永井郡書記及一名来町シ五十嵐善兵衛氏方訪問

以下、震災救助買上米代金受領や義捐金の個人供出の伝達、震災調査（震災罹災者・避難者について）、震災避難者中、要治療者なしと報告をしている。

大正十二年九月二十日、大正天皇から、賑恤のため、御内帑金の御下賜があつた。これの分配を被害の実情に応じ行うため、さらに香取郡では義捐金の募集を行つた。その発起人として、笛川町からは多田庄兵衛が名を連ねている（香取郡の義捐金額は三万二三四〇円余である）。

巷間ではこのたびの大震火災は、歐洲大戦時の好況による繁榮による醉い、浮華放縱にながれた国民に対する天譴であるとも言われた。

十一月十日には「國民精神作興に関する詔書」が発せられた。官民はこぞつて復興に務めた。

橋村北部耕地整理事業は非常災害復旧補助規程によつて、進められたものである（震災復旧補助地区指定）。以下、東庄地域の当時の対応の姿を『大正大震災の回顧と其の復興』（東庄町図書館所蔵）より抜粋してみる。

神代村（神代村役場報）

一 在郷軍人分会の活動

- 1 会員一〇名本県君津郡周西村に出張、九月一〇日より一四日迄崩壊土砂の搬出に従事せり。
- 2 本会より七七円三〇銭を醵出し之を寄贈したり。

二 婦人会の活動

会員より募集したる一七九円六五銭を救護の為寄贈したり。

三 処女会の活動

会員より衣類その他三四八点を寄贈したり。内訳、大人袴二三、同単衣一〇五、手拭六二、襯衣五、洋服一、前掛三、帶九、腰巻二、小児單衣三七、同袴一八、羽織一四、襦袢一二、細紐五六。

四 村吏員の活動

村内各種団体及各部落より金品の蒐集及寄贈の斡旋をなす。

五 義捐金品

宮内朝治郎より、東京市民に対する、寄贈の布袋入糯米糒、前後二回に二一〇袋を内務大臣官邸内救護事務所へ、各部落より沢庵一七樽、梅干五樽は旭町駅丸三運送店へ急速送達の処置をなせり。吉田知三より三〇〇円、宮本朋雄より三〇〇円、在郷軍人分会より七七円三〇銭、村婦人会より一七九円六五銭、平山戸主会より三八円九〇銭、平山婦人会より一四円八〇銭、村処女会より衣類その他三四八点を香取郡役所へ送達し、寄贈方法は郡長に一任せり。

六 村救護所費用

救護所費五円、雜費四四円、運賃八円八〇銭、計五七円八〇銭、救護事務に從事せしもの村長助役収入役書記四計七人。

七 避難民救助

本村出身東京市民にして本村に避難せるもの、男六三、女五四、其の他の者男一一、女三、計一三一人。

八 青年団の活動

九月十日の蒐集せし沢庵及梅干二二樽の荷造をなし旭駅迄即夜之れが輸送をなす。

九月七日より一二日迄旭、佐原両駅に避難民引取に出張、此の団員六〇人（毎日一〇人づつ六日間）

九月一八日団長佐藤誠は災害地在住本村民生死不明者捜索に出張せり。

九月二二日正午より団員十一人東京錦糸町駅に出張救護に従事せり。救護所費六円、汽車賃無賃、救護出張食費六円。

九 活動状況（以下神代在郷軍人分会報）

震災後各班長を召集し、救援及復旧の為何時たりとも命令一下に活動の準備をなしたり。救護事務分担者数（分会長、副分会長、常務理事、計三名）

十 自警団の設置 物資の調達は各班に依頼し、寄附金品調達、佐倉支部に送付せり。

自警団設置各要所々々に交替にて警備し、各区及各村互に連絡行動を一にして、夜間は多数にて警備に従事せり。日中は四、五人にて約一週間自警の任に当れり。

十一 救護活動

佐倉支部長よりの召集あり、君津郡周西村及小糸川開鑿工事に九月十日より同十四日迄従事、婦人会にては衣類の収集其の他一般村民にては沢庵及梅干等を送付、青年団員代表十名東京に救援したり。

村出身の上京罹災者の帰宅者に対し慰安会を催したり。

笹川町（笹川町役場報）

一 町吏員活動

震災直後役場に於ては震災救護に關し各区長、各種団体長、並関係役員を救護救援に關する最善の努力敏活なる活動をなすべく時々必要に応じ召集し、指示協議を為し、吏員一同は昼夜の別なく役場に詰め切り居り、諸種の対策を講じ或は町内を巡視し、併せて関係役職員団体員の活動促進に努めたり

二 救助米買上並輸送

第八節 関東大震災

標記に付ては役場に於て予め配当米量（郡よりの割当に対し町内の割当）を定め、米穀所持者に交渉し買上を約束し、在郷軍人分会員、青年団員を指揮し協力し、搬出取纏め等をなし、以て其の筋の指定の日時場所に迅速に送付したり。此の米量玄米一五五俵。

三 本町青年団員は京浜方面よりの避難者の為、屈強の団員を選抜し和船にて食料品並衣類等携帶、佐原岸迄出迎へ、且つ避難民の降車ごとに厚く犒ひ、和船に乗船せしめ避難帰省を容易ならしむる等活動をなさしめたり。

四 避難民の保護愛撫

本町に避難したるものは夫々親戚縁故者知己等に避難滞留し、親戚縁故者知己等は出来得る限り保護愛撫したるを以て、別段公費の救助を申出したるものなきも、他町村へ避難者の当町通過のものに対しては、時節柄を顧慮し、役場吏員要所に出張し居り、以て民衆との誤解行き違ひなき様、通行々路を安全ならしめたり。

五 義捐金品の募集

罹災地への衣類食料品其の他寄贈品募集斡旋に関しては役場に於ては各区長、婦人会役員、処女会役員等を召集協議をなしたる後、其の趣旨を共に宣伝し、各役員会員をして、直接各有志に付募集をなさしめ、九月十日全部の取纏を了し、吏員附添ひの上郡役所指定の個所に送致せり、量左の如し

1 衣類五五〇

2 食料、味噌五樽、梅干三樽、沢庵十一樽

六 在郷軍人分会の活動

当町在郷軍人分会選抜隊十名は救護の為九月十三日出発君津郡方面に出動、十七日迄五日間小糸川の掘鑿工事に或は他の救護事業に従事、其の任務を果したり。

七 青年団の活動

青年団選抜隊十一名は同月二一日早朝震災救護の為東京錦糸町方面に出動、七日間辛酸を嘗め救護事業に従事し其の任務を

果したり。（常世田元吉氏参加）

八 救護金

役場に於ては、町内各有志に交渉し、救護金として現金を取纏め郡役所に送金し、罹災地に伝達せられたり（三七〇円六〇銭）。その他私的情誼に依り、金品贈与したるもの多数なり。

九 自警団の活動

震災直後、流言蜚語頻りに起り、人心洶々として穩かならざるを以て、兎に角自警的に消防組をして警戒をなさしめ、鎮撫に努めたり。此の従事人員三七三名。

橋村（橋村役場報）

一 村吏員の活動

本村は住民及建物の被害特記すべきものなきも、他地方救援の為、救助米の買上並輸送に關し役場員の総動員を行ひ、徹宵活動を続けたり。衣類慰問袋等の寄贈に關しては各区の婦人会、処女会に臨み、震災地に於ける悲惨の状況を説き、会員の奮起を促し、以て予期の寄贈品を得、其の他震災救護の目的を以て有志の義捐金を斡旋したり。

二 義捐金品

金三一五円五十銭 有志寄附金

金一二円九五銭 橋小学児童の義捐金

六四七点 衣類

二一五個 慰問袋

有志寄附金は役場員一同の斡旋による。

小学児童義捐金は教員一同の努力による。衣類慰問袋は婦人会、処女会の努力の結果。

三 警備及救援活動

駐在巡查の大部分は震災地に応援の為出張し一時は殆ど無警察の状態なりき。其の間、流言蜚語頻々として起り、人心恆々として其の堵に安んぜず、爰に於て消防隊は三百人を以て自警団を組織し、不眠不休大努力の結果村民は安眠するを得たり。青年団は県の徵集に応じ九月二一日指揮命令の下に東京市へ出動焼跡の整理に従事す。

在郷軍人団は県の徵集に応じ九月四日佐原飯岡猿田松岸の各駅に出動、専ら避難民の救護に勤め七日郷里に帰る。九月十三日再び其の筋の命に依り一個分隊を編成し、糧食携帯午前八時出発、君津郡青堀村小糸川の堀分工事に従事し、九月十七日帰郷す。

四 橘村青年団報

九月九日 本県より香取郡役所經由を以て東京及県内災害地救援に関する通牒を受く

九月十日 前項の通牒に依り、急遽本村各分団長会議を開く、事項次の如し。

イ 大震火災に関する緊急勅令に就て

ロ 災害地救援に関する方法に就て

1 災害地救援に関する出動につき臨時団旗及救護班員の腕章を制定すること。

2 救護出動に方りては、主として奉仕的行為に頼るべきは勿論なるも、一人一日金一円以内の補助を団費より支給すること。

3 救護班の組織及出動順序に就て

災害は、前古に類例なきを以て、救護の実際に就ては、一再に止まるべきものに非ざるもの、俄かに其の回数を測定するを得ざるに依り、差し当り三ヶ班に区分し、第一班より順次其の必要に応じて出動すること。

第一班（一一名）、第二班（一一名）、第三班（一〇名）

九月二一日 午前二時予定通り東大神社前に集合、出動者中一人の遅刻者なし、各分団よりは歓送者四一人一行の壯途を送

る。（出動地点東京市錦糸町駅方面）

出動概況

香取郡内二町六ヶ村青年団の出動あり（係員小倉郡視学）、此の一行の統轄を図る為、左の会議を開かる。

第一次会議の要領

- 1 事務所を第二号宿舎連結の二等列車内に置くこと
- 2 統轄機関として左記の委員を置くこと

係員 香取郡視学、聯合班長 六沢万才班長、同副班長 島田豊里班長、同理事小沢橋班長、同理事

石橋佐原班長、同 糧食係

笠川班長、同 東城班長、

3 作業其の他の時間割

午前五時 起床、午前六時 朝食、午前七時 作業着手、午前十一時半 中食、午後〇時半 午後作業着手、午後四時 作業終了、午後五時半 夕食、午後九時 消燈

橋班員は九月二日午前二時、県社東大神社前集合と同時に呼名点検を終り、二時三〇分同社拝礼と同時に出発。同五時總武線飯岡駅発、成東、佐倉、千葉を経由し、同一〇時一七分、東京市内錦糸町駅下車と同時に指定の宿舎内少時休憩の後、所定の作業に就く。

本班は木村谷津分団長に当日の舍内当番を委し其の他は悉く作業に従う。焼跡の整理にして作業に適応する要具の設備は全く皆無にして、専ら工夫と労力とによりて支配すべき工程なりしも一同の班員能く其の任に服し、僅に一日の作業ながら蚊蠅浮塵子の如く粉塵不潔を極むる中に流汗洗馬を欺く努力は、眞に罹災地に対する同情の逆る所、風紀問題等に至りては全く昼夜の別なく、出発の首（始）めより帰郷に至るまで全然一家族の集合の如く、寸毫の遺憾なく無事に其の任務を果せるは、各分団の運良を得たるもの寧ろ感謝の外なし。

午後四時、終業に先だつこと一時間許りにして飯田要平、石毛惣左衛門に夕食の当番を托す。

九月二二日 午前六時朝食を終り日程の発表を待ち居る裡に、別項所載の如く八時三〇分に至り救護作業の完了及各班の自由行動に移るべき宣告に依り、雨を衝いて被服廠跡浅草寺内及上野駅方面より日本橋区の一部を視察見学の上、午後二時七分、錦糸町駅発車に依り帰途に就く。同六時一五分、海上郡松岸駅着。銚子港発七時の汽船に便乗し、午後八時香取郡豊里村東の莊坂所に上陸し、本村東今泉区に於て各分団の解散を為す。此の日炊事当番を青柳、石毛の両団員に依托す。

作業終了後に於て鉄道院副参事（の）菅両国駅運輸課主任の來訪ありて懃懃なる慰労の挨拶あり。同時に折角の出動なるが故に残余の作業に就ては当駅長（錦糸町駅）と談合すべきに依り然るべく駅長に照会せられ度き由なれば、当日駅長の出勤を俟つて照会せるに、折柄豪雨頻りにして殊に残余の作業は相当なる工具を要するものにして、差し当たり交通整理上の一段落を告げたるに依り、隨時解散を要望すとの言明に依り、郡聯合班は左記の会議を為し即時解散の宣告あり。

1 作業は前述の事情に依り打ち切り。

2 各班に乗車券を交付すること。

3 各班使用的炊事用具を本県に送付。

4 郡聯合班の委員解任を為すべきこと。

5 各班の自由行動に任すること。以上

東城村（東城村青年団報）

本団は大正十二年九月二一日香取郡聯合青年団第五回震災救護団の東京市に派遣さるゝに當り、團長以下團員一〇名之に参加し、本所区内焼跡取片付に從事し、翌二二日午前九時解散帰還す。

（東城村女子青年団報）

一 罹災民救助の為調達配給せる物資。

1 東城村婦人会主体となり女子青年団は之を援助す。

物資は村内有志の寄贈による。

3 各分団に分かれ各区より寄送を受く。

4 物資の集計

A 単衣類	二三一	同上子供物	八三
B 糸	一九		
C 襪	一三		
D 其の他	六六		
計	四四二		

右物品は同年九月一五日香取郡役所へ送付。

以上のように関東大震災に対して東庄地域では、震災地に対する救援活動に当たつたことと、流言に対し、自警團を組織して警備に当たつた。

当時の模様を石毛惣左衛門氏は次のように語つている。

九月二一日より一週間の予定で、各部落から一ないし二名の青年団代表者が小沢音次郎先生の引率で出発した。

錦糸町駅附近の道路は人がやっと通れる程度の状況であった。したがつて作業は道路の整備であった。電線や電柱を取り片付けたが、作業用具がなかつたので大変に苦労をした。

被服廠跡へも行つたが、まだ遺体を燃していた。炊事当番が一番困つた。古米を給与されたが、釜が一箇だけで炊事道具は何もなく、副食材料も手に入らず、幸いに団員の中に、海苔の罐詰を持って来た者がいたのでこれで食べた。当時の連絡の不備と混乱がわかつた。

話は前後するが、九月一日に今郡青年団員は、二百十日の厄日に備えて集会所に集つていたところへ地震がきた。庭の防火用水池の水が揺れあふれて、なくなつてしまつた。夕方、西の空が赤く変じた。翌二日には半紙大の焦げた紙が降つてきた。二

日間ぐらい続いたと思う。

大正四年の暮には米価が下落した。この年（大正十二年）も米が安くなつて、逆に肥料が高くなり、豆粕（中国産）一枚が從来二円五〇銭程であったものが九円になつた。大正七年の春、米騒動が起つて百姓が粥をすすつたのと同じようになると不安であつた。

大正十二年の米価は、市場では、十一年の暮から、十二年正月にかけて下り、震災直後の九月には上昇したが、十月には安定した。これは同年九月一日、政府が「非常徵發令」を出して被害者救済物資の確保を図り、同時に「暴利取締令」をもつて生活必需品の買占・売惜み・不当価格の取締りを行つた結果である。さらに必要物資の輸入関税を免除、または軽減した。また金融機関には支払延期令を出して、金融経済界の混乱を防止するなどの応急対策の効果があつたからである。

前述のように九月七日には、笛川町にも戒厳令が発せられた旨の通牒に接している（九月七日午後六時三〇分受領）。

（二）震災後の世相さまざま

大正九年（一九二〇）にはじまる、慢性的不況は、貧しい人々を数多くかかえた県内に解決困難な多くの農村問題をひきおこし、その過程で階級の対立が醸成され、助長されていった。九年夏には早くも国内に三〇余万の失業者が出てと報じられ、本県人でも都市工場の操短あるいは閉鎖で出稼ぎ失業者が村に帰つてくるという状態であつた。

大正十二年の大震災の直後には、先きに書いたように、神代村では一三一人の避難民が帰村し、他の町村でも人数は書かれていなかが帰村者があつたことがわかる。これらの帰村者が身の振り方をどうしたかは資料がないのではつ

きりしないが、東城村の統計から探つてみよう。

第126表「東城村統計一覧表」(抜粋)によつて、人口の変化、農業従事者数の変化、生産総額の変化の三点から見ることとする。

人口の変化では、大正十二・十三年の両年にかけて一〇四人の社会増加がみられる。これは関東大震災によつて焼け出された、東城村出身者が避難のため帰郷したことによると見られよう。大正十四年には四九人の社会減が表われている。これは東京方面の復興にともない再度出稼ぎしたものであろう。昭和二年には一〇八人の減少がみられる。農業者数の変化をみると、大正十二年には戸数では前年より僅かに減つているのに、人口では二八九人の急増がみられるることは、前述の避難帰郷者によるとみて間違いあるまい。しかし、こうした避難者を受け入れた農村経済は、大正十・十一年と下降し、大正十二年四月ごろまでこの傾向が続いた。

同年九月一日の大震災が発生した直後、物価の騰貴が生じたが、政府の対策の効果が表われて、物価の急騰は抑えられた。しかしながら傾向は継続し、大正十三・十四年には農家収入は上向きとなつた。しかしこれも長続きはしなかつた。

観表(振替)

大正13年	大正14年	大正15 (昭和元)年	昭和2年	説明
451(+3)	488(+37)	452(-36)	453(+1)	
2,982(+21)	2,978(-4)	3,059(+81)	2,997(-62)	
+63	+45	+94	+46	
+42	-49	+13	-108	
<hr/>				
317 2,219	327 2,240	338 (1,199)	340 (1,181)	出生-死亡=自然増 年次増-自然増=社会増
72 504?	137? 344?	56 (123)	52 (161)	
389 2,723	464 2,584	394 (1,322)	392 (1,342)	
<hr/>				
602,543	666,676	543,719	503,774.	括弧内は農業従事者のみの数
1,336.0 202.0	1,366.1 223.8	1,202.9 177.7	1,112.0 168.1	
444,836(74%)	489,930(74%)	399,782(74%)	374,611(74%)	

第126表 東城村統計一

		年次	大正9年	大正10年	大正11年	大正12年
第八節 関東大震災		1				
人口變化		戸数(前年比 増減)	445(±0)	445(±0)	448(+3)	448(±0)
		人口総数(同 上)	2,855(-177)	2,898(+43)	2,857(-41)	2,961(+104)
前年 比較		自然増減	+ 51	+ 47	+ 51	+ 42
		社会増減	-228	-4	-92	+62
2						
農業者	專業	戸数 人口	327 (1,084)	338 2,121	337 2,181	329 2,776?
	兼業	戸数 人口	70 (136)	72 402	71 413	73 (107)?
	計	戸数 人口	397 2,284(1,220)	410 2,523	408 2,594	402 2,883
3						
生産額	生産総額	694,916円	467,932	459,998	521,018	
	一戸平均	1,561.6	1,051.5	1,026.8	1,162.9	
	一人平均	243.4	161.5	160.0	175.9	
農産物総額の 生産額に対する比率		円 543,728(78%)	346,266(74%)	320,971(68%)	364,290(70%)	